

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

DOC. NO. 1816

Date 23 May 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: The Economic Year Book of Japan Published
by the Toyo Keizai Shimpo sha.
Date: ~~1938~~ Original (X) Copy () Language: Japanese

Has it been translated? Yes () No (X)
Has it been photostated? Yes () No (X)

LOCATION OF ORIGINAL (also Witness if applicable)

Doc. Div.

SOURCE OF ORIGINAL: Nagasaki

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Preparation for War.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

Part I The Transition of the Structure of industry of Japan and its
Future.

Chapter I The role of her industry in time of modern war pp-15-22

Chapter II The structure of her industry and modern war. pp-23

Therefore, our style of fighting must be based, whether willing or not
upon production, especially upon the degrees of the development of
heavy industries.

Chapter III Various plans for the reorganization of our industry
pp-31

A. As international complications become acute, the defects
of her industry were recognized without a moments delay by the govt
and the public. The fact that the consciousness of emergency
awakened by the Manchurian Incident and the 15th May Incident had
reached the climax. It first appeared in the form of the increase
of war funds. Having the element to check the augmentation of war
funds been excluded by the results of the 26 Feb. Incident, the so-
called semi-war time period has come at last. Now that the national
policy called "the expansion of producing capacity" was boldly and
fearlessly advanced. As stated above, the producing capacity,
expansion measures being Japan's self-protecting policy to meet the
critical international situation. No matter how much productivity must
be poured into the field of the China Incident now in progress, besides
being under the necessity of enormous war expenditures, Japan has
been forced, at all costs, to enlarge her producing capacity. The
industry of Japan under the China incident has been revolving with
two central points--namely, the enormous munitional mobilization and
the expansion of producing capacity.

Chapter IV Re-organized industry of Japan pp-39

Chapter V Re-organization and the course of her industry. p-53

Part II Japanese Economy under the Enforcement of the National
mobilization Law

Chapter I The course to organize the national mobilization
p-59

Doc. no. 1816 Summary cont'd

Page 2

Chapter II The pressure of the national mobilization law
upon the industrial circles p-99
Chapter III The development of Manchukuo and the recovery of
the industry of Central China. p-173

Supplement: Lists important statistics.

Analyst: T/4 S. Yokomizo

Doc. no. 1816

Page 2

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 1816

Date 23 May 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: *The Economic Year Book of Japan*
Published by the TOYO KEIZAI SHIMPO SHA.

Date: 1938

Original (X) Copy () Language: *Jap.*

Has it been translated? Yes () No (X)
Has it been photostated? Yes () No (X)

LOCATION OF ORIGINAL (also WITNESS if applicable)

Doc. Div.

SOURCE OF ORIGINAL: *Nagasaki*

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:

Preparation for War.

SUMMARY OF RELEVANT POINTS (with page references):

The writer says that in order to tell the picture of our national life and industry, we must first examine the present aspects of the structure of the Japanese industry.

*Part I The Transition of the Structure of industry of Japan & its Future.
Chapter I the Role of her industry in time of modern war - pp 15-22
Chapter II the structure of her industry and modern war. pp 23*

A. the fact that the development of the manufacturing industries of Japan, especially of her heavy industry, is inferior to that of Europe and America is an essential factor when fixing her industrial and economic policy which under the present circumstances in which the world is in the midst of a world war must be sought. Japan has been fighting a war about to fight with the nations having powerful heavy industries and being them further backward. Therefore, the scope of fighting of Japan must be based, whether willing or not, upon ~~the production~~ production,

Analyst: *H. S. Lykonijs*

Doc. No. 1816

M UNW

(OVER)

especially upon the degree of the development of heavy industries. Consequently, Japan must make every effort to produce at least as much arms of excellent quality indispensable to modern war, as her enemy or prospective enemy.

Chapter III. Various plans for the reorganization of our industry pp. 31

A. As international complications become acute, the defects of her industry were recognized without a moment's delay by the government and the public. The fact that the consciousness of emergency awakened by the Manchurian Incident and the 15th May incident had reached the climax. It first appeared in the form of the increase of war funds. Having the element to check the augmentation of war funds ~~to~~ been excluded by the results of the 26 Feb. Incident, the so-called semi-war time period has come at last. Now that the national policy called "the expansion of producing capacity" was boldly and perfectly advanced. As stated above, the producing-capacity expansion measures being Japan's self-protecting policy to meet the critical international situation, no matter how much productivity must be poured into the field of the China Incident now in progress, besides being under the necessity of ~~its~~ enormous war expenditure, Japan has been forced, at all costs, to enlarge her producing capacity. The industry of Japan under the China incident has been revolving with two central points — namely, the enormous munition mobilization and the expansion of producing capacity.

Chapter IV Re-organized industry of Japan pp 39

Chapter V Re-organization and the course of her industry. pp 53

Part II Japanese Economy under the Enforcement of the National Mobilization Law

Chapter I The course to organize the national mobilization p 59

~~Chapter II The counter measures for foreign trade home aggregated p 79~~

Chapter III The pressure of the national mobilization law upon the industrial circles p 99

~~Chapter IV Control of the development of national mobilization p 119~~

~~Chapter V Self supply of provisions and the planned production of agricultural products p 135~~

~~Chapter VI Organizing a new powerful political structure for the long term construction p 157~~

Chapter VII The development of Manchukuo and the recovery of the industry of Central China. p. 173

~~Chapter VIII The present business conditions in America & England p 189~~

~~Part III What is the fighting plan of?~~

Chapter I The blows received by the fall of Hankow in Kwantung p 205

Chapter II The new face of the national Govt. South West China.

Chapter III The English and future fighting China p 223

Part IV The Munich Convention develops into the formation of New Europe

Chapter I The European War without bloodshed. p 229

Chapter II The meaning of the surrender of Czechoslovakia. p 237

Chapter III Will true peace come in Europe? p 243

Supplement: lists important statistics
~~the facts of the important statistics.~~ (2nd end)

Part 1 The changing aspects of the structure
of the Japanese Industry and its future

P 13

The writer says that in order to tell
the future of our national life and
the industry, we must first examine
the present aspects of the structure
of the Japanese industry.

Section 1. The role of industry in a modern war P 15

It is not ~~a~~ war of weapons. A modern war
is a competition of production.

Section 2 The industrial structure of Japan and
the modern war; P 23

Japan's industry is not yet fully
developed. We still depend upon
small industries. We must ^{and increase} enlarge
our productivity.

Section 3. Various plans for the reorganization of
the industry. P 31-

A number of regulations have been
issued to regulate and control
the industry, putting stress on the
munition industries.

Section 4 The reorganized industry in Japan
A statistic study of the reorganization
over P 39

2/
Section 5. The reorganization and the course
of the Japanese industry. P 53

Although the reorganization was made,
the munition industry is not getting enough
funds, ^{labour} and material. It is necessary
that the national ~~general~~ mobilization law
should be enforced.

Part II. The Economics of Japan under the
General Mobilization Law

Section 1. The course for reorganizing the
national structure according to
the national mobilization law. P 57

Kwantung and Hankow have fallen, but
we must not expect the war to come to an
end. We must prepare ourselves for the
task ^{of} long-term establishment. ~~and~~

Section 2. Our foreign trade being in difficulties. P 79

A statistic survey of the ^{recent} foreign trade of
Japan. The general link system proposed
by the Ministry of Industry and Commerce,
was rejected by the Finance Ministry.

Section 3. The pressure of the national mobilization
Law upon the industrial circles. P 99

3/

*a

The fact that the stock market shows no sign of activity in spite of the fall of Kwantung and Hankow indicates ~~that~~ the anticipation and anxiety felt in the industrial circles for what is supposed to come soon. The national mobilization Law will force them to make many sacrifices. Not only the peaceful industry, but also the munition industry will be necessitated to limit its profit distribution or to enlarge the enterprise regardless of profit.

Section 4. Labor control will be followed by labor mobilization (regulation) P 119
Labor shortage is acutely felt in the munition industries. The government is issuing regulations concerning the labor problem, but the shortage of labor is not moderated.

Section 5 The self supply of provisions and the production of agricultural products according to a definite plan. P 135

The shortage of labor and the tool is being felt in the rural district. On the one hand, we must control all the main products, and on the other we must ^{try hard to} increase the production.

over -

4/

Section 6 The organization of a new powerful political structure with a view to the long-term construction. p 155

We have seen much activity in the political fields lately. The so-called movement for the organization of a new political party and the activities shown by the established parties are the two instances. They indicate the fact that in order to fight a prolonged warfare and to construct at the same time, the political party that will whole-heartedly support the government is needed. Everything is done with the war and construction in mind.

Section 7 The economic development in Manchukuo and the recovery of the industry in Central China. p 173

The plan for the agricultural development in Manchukuo is based on a large scale system, and its development is much facilitated by the use of hydroelectricity. As to the industry in Central China,

5 /

the policy we have taken is to recommend the collaboration of Japanese and Chinese.

Section 8: The present business conditions in America and in England; p 189

An information with statistics concerning the business conditions in both countries.

Part IV where does fighting China go?

Section 1. The blows felt by her through p 205
the fall of Kwantung and Hankow.

Chiang Kai-shek has to live confined in the hinterland. His government has fallen into the status of a local government.

Section 2: The new base of the National Government; South-west China. p 209

Its economic capabilities and transportation facility.

Section 3. The troubles and the future of fighting China. p 223

Since the fall of Kwantung and Hankow, the foreign countries ceased to show zeal in their support. Although Chiang Kai-shek cries, "Fight on," he

6/ wishes to make peace, but how?

Part IV. From the Munich Conversation to the
Formation of New Europe P 227

Section 1 The European War without bloodshed. P 229

The partition of Czechoslovakia is the most serious affair after the 1st Great War. Sudeten is very important from the political and military points of view.

Section 2 The significance of the surrender of Czechoslovakia. P 237

England and France had to accept the terms proposed by Hitler, and yet ^{he declares that} she wish to have friendly relations with England and France. The Soviet Union was not invited to attend the conference, although she had concluded the mutual assistance pact with the Czechoslovakia.

Section 3 Will true peace come in Europe? P 243

1. The conclusion of the Anglo-Italian Treaty
2. The communistic tendency of the French cabinet and the French-Italian relations.
3. Hitler's demands to regain the German territories
4. The oppression of the Jewish people in Germany and Italy and its connection with England.

The Economic Yearbook of Japan

4th Edition, 193~~7~~⁸

34th Edition

Published by The Toyo-Keizai-Shimpo-sha.
Oriental Economic News Co.

Part 1 The Transition of the Structure of
the Industry of Japan and its Future

Chapter 1 The role of her industry in time of the modern war.

PP 15-22

Chapter 2 The structure of her industry and the modern war.

The fact that the development of the manufacturing industries of Japan, especially of her heavy industries, is inferior to that of Europe and America forms an essential factor when fixing her industrial and economic policy under the present circumstances in which the North China Incident or the prolonged war must be fought. Japan has been fighting or is about to fight with the nations having powerful heavy industries or having them for their background. Therefore, the mode of fighting of Japan must be based, whether willing or not, upon the conditions of the production, especially upon the degrees of the development of the heavy industries, of these opponents or the nations having these opponents for their background. Consequently, Japan must

make every effort to produce at least as much arms of excellent quality indispensable to the modern war as her enemy or her prospective enemy.

PP 23 - 30.

Chapter 3. Various plans for the re-organization of our industry.

As international complications become acute, the defects of her industry were recognized without a moment's delay by the government and the public.

The fact that the consciousness of emergency awakened by the Manchurian Incident and the 15th - May - Incident had reached the climax, first appeared in the form of the increase of war funds. Having the element to check the augmentation of war funds been excluded by the result of the 26th - February Incident, the so-called semi-war-time period has come at last. Now that the national policy called "the expansion of producing capacity" was boldly and fearlessly advanced. As stated above, the producing-capacity-expansion-

3

measures being Japan's self-protecting policy to meet the critical international situation, no matter how much productivity must be poured into the field of the China Incident now in progress, besides being under the necessity of its enormous war expenditure, Japan has been forced, at all costs, to enlarge her producing capacity. The industry of Japan under the China Incident has been revolving with two central points — namely, the enormous munition mobilization and the expansion of producing capacity.

PP 31 ~ 38

Chapter 4. Re-organized industry of Japan.

In connection with Chapter 3, the description of how and to what extent the industry of Japan was actually re-organized is made.

PP 39 ~ 52

Chapter 5. Re-organization and the course of her industry.

4

If the fall of Kwantung and Hankow should, at any rate, bring the China Incident to a pause for the present, the war-time expenditure would become less than at the time when the war had been fought on an extensive scale, and the intense extension of her heavy industries as in the past would not, at least, be continued. On the other hand, without reference to such an opinion, however, the expansion of her munition production, regardless of the outbreak and the termination of the Incident, must be enforced all the more. Far from that, the more the Incident becomes prolonged and the possibility of the war on a large scale grows tense in future, the more it will be destined to be enforced.

5.

Part 2. Japanese Economy under the
Enforcement of the National Mobilization
Law.

Chapter 1. The course to organize the national mobilization.

After the fall of Kwantung and Hankow, the preparations for the prolonged war have been progressed steadily. In consequence, it was decided that the important articles of the national mobilization law which had been said to have no intention of application to this incident, would substantially be put in action.

PP 59-78

Chapter 2. The counter-measures for foreign trade become aggravated.

The supply of the war materials necessary for Japan has gone contrary to her wishes and the movement of her war economy has been greatly interrupted through the diminution of the amount

of trade. As Japan must depend much upon import for the war materials, the import of them which attends on the expansion of the munition production is still expected to run up into a large amount. Therefore, the government has decided to make a drive on rallying Japan's trade in good order.

PP. 79-98

Chapter 3.

The pressure of the national mobilization law upon the industrial circles.

In spite of the epochal victory of Kwantung and Hankow, there has been no activity in the stock market. This shows that many difficulties lie in the industrial circles. As stated before, our industrial circles have been compelled to find themselves on the road to the heavy-industrialization, but it must be a difficult thing for her industrial circles themselves and for her national economy. For, constant efforts to the prolonged war and to the construction

extending over a long period of time will not only result in imposing many sacrifices upon the non-munitional industries, but will be compelled to set a certain limits to the gains of munitional industries and at the same time to magnify the scale of them disregarding the profit. It is the exercise of the whole articles of the national mobilization law that will sweep all obstacles from the path. Thus controlling has been intensifying all the more and as the result of it, many contradictions and correlations have been brought about in her industrial circles. Notwithstanding the general situation of the continuous stagnation of the producing capacity and the increase of the inharmoniousnesses between munitional industries and non-munitional ones, many contradictions have occurred one after another in proportion to the further enforcement and development of controlling. There have been still more intensifying of controlling and a strict demand to obey the supreme policy of the government in the industrial circles, though containing such numerous

contradictions.

PP. 99 ~ 116

Chapter 4. Labor control will develop into the Personal Service Drafting Law

In order to clear of the aforesaid obstacles bringing great disadvantages for the establishment of munition industries, which forms the mainspring of carrying out the war, the government has recently decided to enforce powerful labor control measures one after another. And it seems that labor controlling will expand its extent rapidly. According to the transition of the prolonged war, it is thought, Japan will be compelled to put the Personal Service Drafting Law in action.

PP. 117 ~ 134

Chapter 5. Self-supply of provisions and the planned production of agricultural products.

PP. 135 ~ 154

Chapter 6.

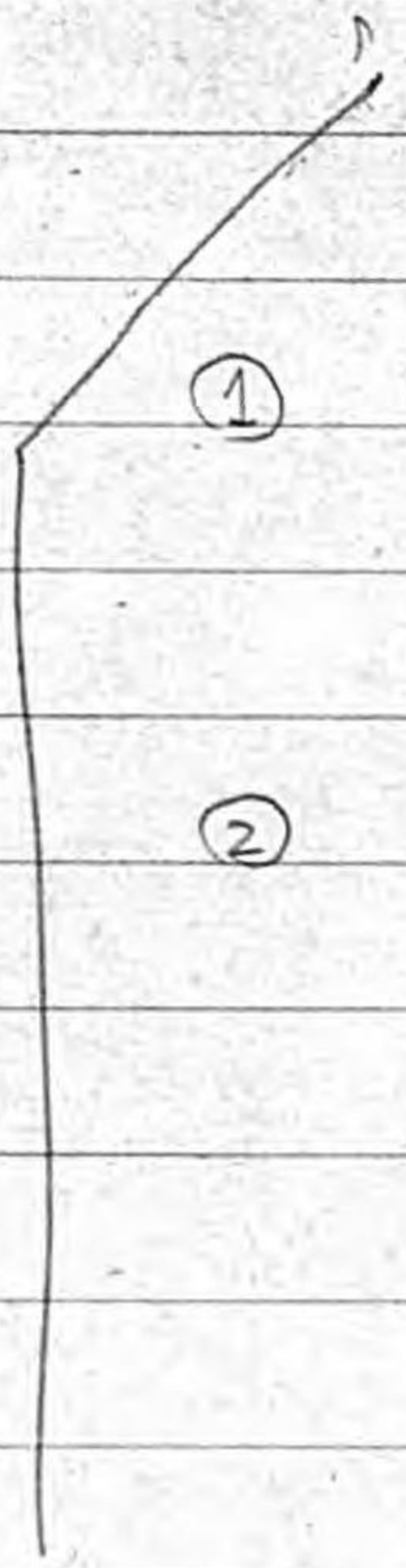
Organizing a new powerful political structure for the long-term construction.

Taking a large view of the political and social situation of Japan since the North China Incident, the focus of the authorities has consisted in the war; viz. — Japan has put all her vitality into the war during the past year. After the fall of Hankow (October, 1938) the above-mentioned focus has been divided into two burning points, namely — for one thing, to carry out the war or the protracted war; for another, to practise the long-term construction necessary for accomplishing continental politics. That is to say, Japan's political object and mission have been rapidly expanded on the capitulation of Hankow and Kwantung. In order to cope with the object and to accomplish the mission, the ordinary administration and the customary political structure have apparently reached their limits. To meet such a serious situation, it has become absolutely necessary for Japan to create a powerful political organization. After the

26th - Feb - Incident, especially after the North China Incident, the political circles have been led by the fact that it is necessary to carry out the war. And there have been no originality and policy among the existing political parties. Accordingly, the necessity of intensifying politics themselves has begun to be felt keenly. Necessary as it is, what forms the keynote of the requirement of the government is to found a political party being able to meet the requirements of the time, that is to say, to found a national coalition party to support the present Cabinet, not to put the hand to the political parties with the customary political colouring or with a tendency to party politics. After all, such a requirement is perhaps a natural consequence in war-time.

To organize the national coalition party itself was the only condition welcomed and accepted by the military authorities having continuously formed the impellent force of the politics since the 26th - Feb - Incident. Thus the National - Coalition - Party - Organization - Movement has

sprung up in all quarters of the political circles like mushrooms after a rain. Among the most conspicuous movements were the following.



① The movement to organize a national coalition party by uniting the Seiyu-kai with Minsei-to party, joining the minorities to it.

② In order to organize a national party, the Home Minister, SUETSUGU, the Minister of Justice, SHIONO and the Minister of Welfare, KIDO, negotiated with a certain circles of the Seiyu-kai through the Minister of Railways, NAKAJIMA, with some people of the Minsei-to party through the Minister of Communications, NAGAI, and also negotiated with a certain quarters of the Cooperative Society through the Minister of Agriculture, ARIMA. And the official residence of the Premier impressed the people as the National Party Forming Headquarters.

③ The movement to organize a national coalition party by the party of reformative elements of the Seiyu-kai and Minsei-to parties, and by a certain circles of the Kokumin-domei, Shakai-

taishu-to, ex-Showa-kai, Toho-kai and those interested in the movement.

- ④ The national coalition party organization movement by Sadasuke AKIYAMA, Kiyoshi AKITA, Hisashi ASO and Koichiro ISHIWARA.
- ⑤ The right' bloc movement by the Kokumin-Kyogei-kai projected by the Fusanosuke Kuhara interests.
- ⑥ The movement to organize a national party by the Yoshitsugu TATEKAWA, Junichiro KOBAYASHI and Iwakura JDA interests.
- ⑦ The national coalition party organization movement forming the Cooperative Society as the kernel with the Minister of Agriculture, ARIMA as leader.

The above-mentioned movements to organize a national party have had an eye on the Premier Konoye as the leader of the party. But as the Premier has maintained a conservative attitude, its realization has been thought to be a remote possibility. And at the same time, the Seiyu-kai and Minsei-to parties have had little inclination

for organizing a new party. Thus the movement to organize a new national party has been brought to a standstill for a while. These movements, however, were helpful in making the two big parties (Seiyu-kai and Minsei-to Parties) declare to support the government in the coming Diet. This means that the national united front has been substantially formed within the Diet.

PP. 157-172.

Chapter 7. The development of Manchukuo and the recovery of the industry of Central China.

The contents of this chapter are confined to the description of the development programme of agriculture and of the birth of the electro-chemistry industry in Manchukuo and also of the state of the restoration of industry in Central China.

PP. 173-188.

Chapter 8. The present business conditions in
America and England.

PP. 189 ~ 202

Part 3. Where does fighting China go?

Chapter 1. The blows got by the fall of Hankow
and Kwantung.

PP. 205 ~ 208.

Chapter 2. The new base headquarters of the National
Government; South-West China.

PP. 209 ~ 222

Chapter 3. The anguish and future of fighting China.

PP. 223 ~ 226

Part 4. The Munich Conversation develops into the formation of new Europe.

Chapter 1. The European War without bloodshed.

PP. 229-236.

Chapter 2. The meaning of the surrender of Czechoslovakia.

PP. 237-242.

Chapter 3. Will true peace come in Europe?

PP. 243-250.

Supplement

The list of the important statistics.

SA #6009
Sack 1

1816

報年濟經本日

輯四第年三十和昭

(るよに辨資のでま月一十年三十一月九年三十)

15A

輯四十三第

Proj. No.	_____
S. A. No.	6009
Sack No.	1
Item No.	15A

編社報新濟經洋東

第2,303號

長崎
關圖書

東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第三十四輯

—昭和十三年第四輯—

東洋經濟新報社

關圖書

では西南支那の資源、産業、交通路等の方面からの詳しい分析を行つた。第三部がそれである。

一、新聞、ラヂオ、ニュース映畫の戦局報道に耳目を奪はれてゐる間に、日本産業の基礎構成は黙々として變貌を遂げつつある。此の事實を確かめることなしには、日本産業の、従つて日本經濟の將來に就て大局的見透しを樹てることは出来ない。そこで第一部に此の問題を取扱ひ、その基本的解明を行つた。

一、チエッコ問題とその後歐洲政局の動向に就ては、第四部に詳しく述べた。歐洲の動きが列強の東方政策に深い關聯を持つといふ意味に於て、海外情勢に注意を怠り得ぬこと言ふまでもない。

昭和十三年十一月

東洋經濟新報社

日本經濟年報第三十四輯 目次

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

序「眞の戦ひはさ始つた」

第一節 近代戦に於ける産業の役割

- 一、戦争は進化する……………一五
- 二、大戦後の軍事技術の發達……………一七
- 三、近代戦争の消耗的性質……………二〇

第二節 我が産業構成と近代戦

- 一、工業化の半植民地的程度……………二二
- 二、中小工業の尨大な殘存……………二五
- 三、重工業生産の決定的後進性……………二七
- 四、我が國に於ける官業の重要性……………三〇
- 五、戦時下生産力擴充の必然性……………三三

第三節 産業編成替の諸方策……………三

- 一、軍事費の急膨脹と生産力……………三
- 二、軍需物資の總動員……………三
- 三、生産力擴充策の強行……………三
- 四、その他の諸方策……………三

第四節 編成替された日本産業……………三

- 一、生産部面に於ける構成變化……………三
- 二、勞働部面に於ける編成替……………三
- 三、資本も動員される……………三
- 四、資本集中・集積の新たな展開……………三
- 五、平和産業工場の軍需工場への轉換……………三

第五節 編成替と日本産業の行衛……………三

- 一、國家總動員法發動の必然性……………三
- 二、今後の重工業生産力擴充とその限界……………三

日本

第二部 總動員法發動下の日本經濟……………五

第一節 國家總動員體制への道……………五

- 一、武漢は遂に陥落した……………五
- 二、併し未だ矛は收めない……………五
- 三、負擔の輕減を望む時期でない……………五
- (A) 池田藏商相の警戒 (B) 一應統制の効果はあつた (C) ストックは減少する (D) 生産はどうか……………五
- 四、明年度豫算は更に膨脹する……………五
- (A) 傳へられる明年度豫算 (B) 貯蓄増加の眞の意味……………五
- 五、總動員法の全面的發動へ……………五

第二節 貿易對策の悩みは深い……………五

- 一、第三四半期貿易回復の内容……………五
- (A) 圓アロックを除けば入超 (B) 纖維品輸出の減少は顯著 (C) 第三國輸出は軒並に減少……………五
- 二、商品別リンク制の効果はどうか……………五

三、綜合リンク制流産の背後に在るもの……………三三
 (A)總業リンクの缺陷顯現―(B)總業リンク制の改善對策

第三節 總動員法の産業界への壓力……………三九

一、總動員法の發動と産業界……………三九
 二、軍需工業の増産強行とその利潤……………四〇
 (A)株式市場は戰勝に酔はない―(B)生産指數から見た軍需増産
 三、産業統制は細目化される……………四〇
 (A)リンク制の擴大―(B)消費制限と配給統制の強化―(C)價格統制の進行
 四、矛盾を乗り越えて進む統制強化……………四二
 (A)リンク制による諸矛盾―(B)中小商工業の困窮

第四節 勞働統制は臣民徵用にまで進む……………四七

一、勞働統制強化の必然性……………四七
 二、劃時代的段階に到達した勞働統制……………四八
 (A)總動員法二勅令の公布―(B)技術者養成の義務制―(C)國民登録制と勞働者爭奪防止令―(D)標準賃銀と標準勞働時間
 三、遂に臣民徵用條項を發動か……………五〇
 四、勞働運動の國家的抑制へ……………五三

第五節 食糧自給と農産物の計畫生産……………五五

一、農業統制の根本方針……………五五
 二、割當農産物の増産目標……………五六
 (A)選ばれた十一種農産物―(B)割當生産が農家經濟に與へる影響は大きい
 三、米及び小麥需給の前途……………五七
 (A)稻作中心主義の成果―(B)小麥の需給に不安増大
 四、割當生産、荆棘の道を歩む……………五八
 (A)失敗に歸した大麥の増産計畫―(B)燃料國産の線に沿ふ甘藷、馬鈴薯の増産―(C)菜種の實收激減す
 五、萎縮した農業生産力……………五九
 六、計畫生産に注意すべき諸點……………六〇
 (A)寡少勞働力による集約性の増大―(B)價格操作を輕視するな

第六節 長期建設の爲の強力政治體制へ……………六五

一、新黨運動と『東亞再建國民運動』……………六五
 二、宇垣外相の辭職と對支政策の前進……………六六
 三、結論を急ぐ行政制度改革問題……………六八

四、政治の權威強化と議會制度審議會……………二六八

五、荒木文相の文教府強化策……………二七〇

第七節 滿洲國開發の進展と中支産業の復舊……………二七三

一、滿洲農業開發計畫の實施……………二七三

(A)農業開發計畫—(B)機械農場の設置—(C)アルカリ地帯の改良

二、滿洲に於ける電氣化學工業の創設……………二七九

(A)滿洲の電力政策—(B)電氣化學工業の創設—(C)電氣化學工業の將來

三、中支産業の復興狀態……………二八三

(A)日支紡績の共同經營—(B)華中蠶絲株式會社—(C)其他重要工業の合併

—(D)租界内支那人工場の活況

第八節 米・英兩國景氣の現位置……………二八九

一、米國景氣の回復と其の持續性……………二九〇

(A)景氣は引續き上昇を辿る—(B)景氣回復の背後にあるもの—(C)好轉を妨げる諸要因

二、小康狀態にある英國景氣……………二九七

(A)上昇傾向を辿る英國の株價—(B)目先小康の産業界—(C)上昇に轉ずるか—(D)今後の景氣を動かすもの

第三部 抗戰支那は何處へ行く?……………三〇四

序……………三〇四

第一節 武漢・廣東失陥の打撃……………三〇七

第二節 國民政府の新據點・西南支那……………三〇九

一、西南支の經濟力……………三〇九

二、西南支の交通路……………三一四

三、西南支建設計畫と其の實現性……………三二二

第三節 抗戰支那の悩みと前途……………三二四

第四部 ミュンヘン會談から新歐洲編成へ……………三二七

序……………三二七

第一節 血を見ざる歐洲戰爭……………三三〇

一、分割されたチエツコ……………三三〇

一、チエツコは何を失つたか……………三三

第二節 チエツコ屈服の意味……………三七

一、英國の平和工作からミュヘン會談まで……………三七

二、ミュヘン會談から洞察されるもの……………三九

第三節 歐洲に果して眞の平和は來るか……………四三

一、英伊協定の發動……………四四

二、ダラチエ内閣右翼化と佛伊關係……………四五

三、ヒットラーの植民地返還要求……………四七

四、獨伊のユダヤ人排斥運動と對英關係……………四八

附 錄

一、重要經濟統計表……………一

二、昭和十三年第三四半期日誌……………三

編輯後記……………卷末

日本經濟年報

昭和十三年
第四輯(第三十四輯)

(昭和十三年九月より十三年十一月迄の資料)

日本經濟學

第三十三卷(第三十三號)

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

序『眞の戦ひはいつ始まつた』

武漢は陥ち、廣東も亦既に我が手中に入つて、戰鬪行爲には大きな一段階が劃された。併し、近衛首相の云ふ處によると『眞の戦ひはいつ始まつた』のである。然らば今後行はれるべき戦争とは如何なる形態のもので、また如何なる規模のものであるか？ そして何時まで続くものであるか？ これを國民は知らうと欲して居る。それによつて我が産業、我が國民生活が深甚の影響を受けるだらうからだ。また、これと反對に戦ひが眞に一段落して歐洲大戰後の如き事態が來たらどうであらうか？ 事變中に極度に膨脹せしめられた戦時需要が多少でも減つたら其時の我が重工業は衰微し、或は重工業を中心とする恐慌が生ずるのではないか、といふ不安を最も良く示すのは武漢陥落前後に於ける重工業株の動きだ。例へば三菱鐵業株は十月二十五日の九十八圓二十錢から二十九日には九十四圓五十錢へと、四圓近くの暴落を演じてゐるが(武漢陥落の公報發表は廿七日)、戦後の重工業の問題を考へ

序『眞の戦ひはいつ始まつた』

るとき、我々は歐洲大戰後の大恐慌を想起するのである。歐洲大戰最中の大正七年に於ける日本鋼管株の平均相場は百三十七圓であつたのが、翌々九年には一桁違つて只の三十五圓七十錢となり、十一年には更らに十五圓九十錢へ、越えて昭和五年のデフレ時代には七圓六十錢に迄崩落して居る。これは決して特殊な例ではなく、重工業會社は程度の差こそあれ、全部からうした恐慌に捲込まれたものだ。この不安は我が爲政者も等しく早くから感じて居ること、板垣陸相が去る七月一日の車中談で次の様に語つたのも尤もである。

『……歐洲大戰が終息すると、擴大された軍需生産が急に停止した結果は各國ともパニックを招來して、實に困り切つた。自分は、今度の事變に當つては戦争終結後の事變についても十分考慮を拂ひ、このパニックを防止する必要があると思ふ』と。

兎に角、戦後産業界の復員問題は相當大きな經濟問題だが、それは又國民的規模に於ける社會問題ですらある。如何に我が産業はこの難局に處するか？ 我が國民經濟は何處へ導かれるか？ 此ではこの問題の分析を行つて見たいと思ふが、それには先づ我が産業の特殊的性格と其の戦時下に於ける變貌を見ることが必要である。そこから、今後の日本産業の動向への見透しも亦自ら生じ得るであらうからだ。

第一節 近代戦に於ける産業の役割

一、戦争は進化する

原始人は拳や棍棒で「たゝきあひ」封建時代の人間は弓や槍で「たゝかひ」をやつたのだが、今では四千馬力の爆撃機、時速四十軒餘りのタンクを用ひ、大規模な「たゝかひ」が戦はれて居る。或人が「實に軍隊や艦隊ほど經濟條件に依存するものはない。武備、編成、戰略および戦術は何よりもその時々を生産段階や運輸状態に依存する」と云つたのは誠に該切な表現である。そしてこれと併行して、戦争の原因やその影響も時代の生産段階により各々獨特な形をとるわけだ。例へば――

『前資本主義時代の少人数な軍隊の必要品は比較的少量であつて、軍事技術の原始的な性質からして、主として糧食と馬糧に歸着した。ローマの兵隊は遠征の時に二週間分の糧食を携へて居て、通過する地方の産物をもつてそれを補充した、……フリードリッヒ二世の兵隊は一日に二封度のパンと一週間に二封度の肉を支給された。従つてフリードリッヒ二世は数千封度の穀物を貯蔵し、軍隊の給料として必要な若干の銀を所有して居れば、長期の「大戦争」の經濟的準備は出来たと考へてよかつたのである』(サウイッキイ)『戦争經濟學』邦譯二二頁

戦争の前歴史的段階は産業革命を背景とする火器の發明により終末を告げられ、戦はヨリ大規模な激烈なものになつた。一八六六年のケーニツヒグレイツの會戦に於けるオーストリアの火砲一門當り射耗砲弾数は僅か二十六發に止まつたが、三十八年後の明治三十七、八年の遼陽、沙河、奉天會戦になると日本側は平均二百八十二發、ロシア側は二百三十發になつた。即ちこの間に消費高は十倍近くなつたのだ。

更に十年後の世界大戦になると、交戦諸國の高度なる産業體制を反映して、その戦は一層激烈になる。例へば一九一五年九月のシャンパーニュの戦の如き、フランス側の野砲射耗高は二千三百八十發で、日露戦のそれの更に十倍近くに上つた。そしてこの大げさな戦時消費に對應するためには巨大な數量の兵器生産を必要とした。例へば英、佛兩國の戦時中の兵器生産を見ると、佛國は小銃二百九十四萬三千挺、砲彈二億四千七百萬發、小銃彈六十三億發で、一方英國は小銃五百三十一萬六千挺、砲彈二億一千七百萬發、小銃彈九十一億七千萬發に達した。

戦争の進化に伴ひ戦費も飛躍的に上昇した。ボガルトの計算によるとナポレオン戦争時代には一日當り平均戦費が三十四萬一千ドルであつたの對し、五十五年後の普佛戦争には一千五百萬ドルとなり世界大戦には實に一億三千四百萬ドルを必要とするに至つた。かうして、再び、戦争に革命が來たや

うに見える。前の時代には現れなかつた内燃機關—タンク、飛行機、自動車—機關銃の出現が戦争を革めたのである。ルーデンドルフ將軍はこの間の戦争の革命、その影響力の大變化を次の如く云つて居る。

『嘗ては政府は自己の軍隊を以て戦争を實行し、一般に國民は唯納税に依り、若くは軍隊の行軍、冬營及び戰闘によつて直接に困苦を分たせられるといふ程度を出でなかつた。……一八六六年戦争及び一八七〇—七一年戦争も、この間佛國ではガンベッタによつて強力なる戦争指導が行はれ國民が深く戦争に關與せしめられて、全く新しい戦争形式の發生を見たこともあつたが、依然として戦争の本質は瞭かにされなかつた。……然るに世界大戦は過去五十年間の總ての戦争とは全然異つた性質を示した。即ち參戰諸國の軍隊が互に對手の殲滅に努力したのみでなく、國民自身が戦争實行の仕事に引入られ、戦争は又彼等自身にも向けられ、斯くして彼等自身も深刻にその苦痛を共にするに至つた。……何處から陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るか云ふ事は現今の戦争では最早限界がつけられなかつた。軍と國民とは一體となつた。實際文字通りの國民戦争であつた。』(ルーデンドルフ『國家總力戰』邦譯六頁)

二、大戦後の軍事技術の發達

併し、戦争の形態、大いさの基礎たる一國生産力の技術的進足はこれに止まらず、その後も續行して居る。そして武器は一層精巧に、破壊的になつた。殊に大戦に初めて登場した内燃機關を動力とす

る武器、タンク、飛行機その後の發達には著るしいものがある。例へば、ウイシネフの書いて居る處によると、一九二五年から三五年に至る十年間に驅逐戦車の速力は時速二十杆から三十五杆になり、之に伴ひ行動半徑は百杆から三百杆にのびた。重爆撃機では同期間に發動機總馬力数が千六百馬力から四千馬力になり、爆弾搭載量は二トンから五、六トンに、速度は百七十杆から四百杆、航續距離は一十千杆が四千杆に達して居る。(ウイシネフ『技術と軍需工業』邦譯二二〇頁)

また同人の計算では近代部隊の動力武装率は大戰當時の三倍に上ると云ふ。この割合で行くと、大戰末期獨軍の使用した自動車数は六萬臺であつたから、現在もしあの程度の戦争があつたとすると十八萬臺餘りの自動車を必要としよう。(ボチャロフ『最近科學的軍備・作戰・戦争』邦譯一〇二頁)

更に注目すべきは舊武器たる小銃や、重機關銃、大砲の月々の消耗度が五―六%に止まるのに反してタンクは三〇―四〇%、飛行機は四〇―五〇%に上ることである。それ故に、近代戦の續行にはこの消耗分は少くも次々に補充する必要が生じ、こゝに於て戦争に於けるこれら工業の生産力は非常に重大なる譚だ。かゝる事態は舊い『軍備』なる觀念の變改を要求する。かつてフランスの最高國防會議議長ジャン・フアブリ將軍は一九三一年二月の議會に於て言つて居る。

『軍備』と云ふ言葉に對して軍の兵士數や、小銃、機關銃、大砲、その他の如き古くから定義されて居る狹隘

な意味を付するやうな見解は甚だしく己れを誤まり、社會を誤まるものである。最近の軍備は他の方面にある。

それは工場に、實驗所に、鐵道に、飛行機に在る。……戰時における生産能力は第一義的意義を持つ問題となつて居る背後によく整備された軍需品生産組織を持たぬ軍隊は急速にその戰鬥力を失ふであらう。(サヴィツキ

前掲書二二頁)

これが多大の犠牲を拂つた大戰の結果得られた結論だ。かつて戦争には三つのM、即ち Men, Money and Munition (人、金、武器) が必要だと云はれて居たが、これも重大なる訂正を要する。即ち近代戦に於て必要なのは、人を別とするならば、第一に生産力、第二に生産力、第三に生産力である。

而もこの近代戦に不可欠な生産力たるや、生産力の發展の最近段階に於ては、その中樞部門たる重工業に最も強く依存する。これは先の叙述から既に略々明かになつて居ようが、我が軍事費中重工業に投ぜられるものを見ると、昭和十二年度の海軍費の中、艦船・兵器・機械類に使はれるものは四億四千萬圓で、海軍省全豫算中に占むる割合は六五%だ。この割合を昭和八年以來に就て見ると漸次大きくなつて行く傾向があるが、大體六一―六五%である。(齋藤直幹『戦争と戦費』三二七頁) 即ち海軍費に於てはその六割以上が重工業界に需要となつて現はれると見得る。

また昭和九年度の陸軍の兵備改善費の使途を見ると、その五五%が機械工業へ、一七%が金屬工業へ向けられ、合計七三%五に上るものが重工業へ行く譚だ。(森武夫『戦時經濟論』四一頁) そこで、

近代戦は生産力によつて戦はれると云ふことを補足して、近代戦は生産力、特に重工業の生産力によつて戦はれるのであると云つても過言ではなからう。

三、近代戦争の消耗的性質

先きに見たやうに、近代戦は莫大な戦時消費を行ふから、これを支えるためには、國富、國民所得、國民貯蓄を喰ひ込まねばならないことになる。そこで、この關係を概見するために、左表を見られたい。これは可成り概括的な數字ではあるが、我々のこの考察には役立つ。表によると、先づ各國

大戦々費と國富、國民所得、國民貯蓄との比較

戰費 A	國富 B	國民所得 C	國民貯蓄 D	國民貯蓄 + 戰費 E
英國 (百萬磅) 七、四三三	一六、〇〇〇	四、六〇〇	一、七〇〇	八、三〇〇
佛蘭西 (百萬法郎) 一八、二九二	五〇、〇〇〇	九、七〇〇	三、〇〇〇	一三、七〇〇
米國 (百萬弗) 三、九二〇	九〇、〇〇〇	九、二〇〇	三、二〇〇	一二、四〇〇
獨逸 (百萬馬克) 一、五〇〇	四〇、〇〇〇	四、九〇〇	一、五〇〇	六、四〇〇

局、英國の國富の四六%は大戦中にケン飛んでしまつたことを意味する。同様にこの割合を見ると佛蘭西に於ては五五%九、獨逸四四%九、米國は九%二である。これは戦費と、一國の蓄積せられたる國富との比較だが、國家の戦争

に動員し得る富はかくの如き過去の蓄積のみではなくて、むしろ一國が年々に生産する處の富、または、年々に新たに蓄積せられる處の富であらねばならない。

そこで次に國民所得總額の中戦費に注入された割合を見ると、これは英國が八七%八、佛蘭西が九〇%七、米國三三%八、獨逸八五%三である。之によると米國を外にすれば各國は其の國民所得の八五%から九〇%迄を戦争に動員したことを意味し、反面から云へば國民生活はそれだけの切つめを餘儀なくされたことを意味する。更にまた、國民貯蓄との割合を見るならば英國四六%八、佛蘭西五五%九〇、米國二六%二〇、獨逸五二%五三を示す。戦費はこれら交戦國民の年々の餘剰生産物の額を越えたと數倍に上つたことを語るのだ。さうすると先づ第一に云はれることは國民所得たり得べきものが戦場で消費されるから、國民の生活は恐るべき縮少をすると云ふこと、次には、それ故に國民により行はれ得る資本の蓄積は極めて微々たるものになる、或は反つて舊來の蓄積を消耗すると云ふ結果になると云ふことである。

資本の側から見ると、例へば世界大戦中の獨逸に於ける各種會社の新設増資の合計は一九一三年に十一億一千八百萬マルクによつたものが翌一四年には九億五千四百萬マルクとなり、一五年にはさらに減つて四億六千二百萬マルクになつて居る。而も一方物價はこの間に上昇して居るのだから、その

實質的減少は著るしいものがある。

次に之を資材の方から見ると、例へば英國に於ける鉄生産は一九一三年の一千萬トンから翌一四年には九百萬トンに下り、一五年には更に下つて八百八十萬トン、以後は稍々回復したがそれでも九百萬トンを稍々出る程度であつた。即ち戦争の素材的方面に於ては何等の増産も認められず反つて減少すらして居るのに對して、軍需品生産の方は急激に擴大してゐる。例へば一九一五年六月の生産を一とすれば一九一七年四月に於ける十八封度野砲の生産は二八、四・五吋榴弾砲の生産は五二、中口径加農及榴弾砲の生産は七一、六吋以上大口徑砲の生産は四二三といふ具合に激増してゐる。(吉田豊彦大將『軍需工業動員に關する常識的説明』二八〇頁による)一方獨逸の鉄生産が一九一三年の一千九百萬トンから一五年の一千二百萬トンに下つて居るのに對し、砲彈生産高は一九一四年八月の一萬四千發から一五年六月の二十五萬發に殖えて居るのである。

かくの如くにして、大戦中の各國に於ては素材生産はむしろ減少するのに、武器生産は急擴大するから、當然各國の擴張再生産は殆んど停止、むしろ縮少し、軍需の増大する要求は、從來平和的消費もしくは擴張再生産のために用ひられて居たものへの喰込によつてやうやく賄はれて來たわけだ。即ち近代の戦争に於ては生産力の擴大と云ふよりもむしろ『轉換』が問題になる。

第二節 我が産業構成と近代戦

以上見たことは、大戦に示された如き近代戦に於ては、特に重工業に對する軍需が老大なものになつて、殆んど大部分の生産手段となり得べき物資を呑み込んでしまふために、社會的に見るならば生産力の發達は停滞し、むしろ生産力は縮少し、而も増大する軍需は所謂『轉換』によつて賄はれたと云ふことだ。併しこのことは戦争の規模にもよることだし、更にまた其の時の當事國の産業構成によつて大きな制約を受ける。だから日本に於けるその點を見るためには、その背景を成す我が國の特殊な産業構造を頭に入れて置く必要がある。

一、工業化の半植民地的程度

先づ大ざつばに第一表に就て我國の産業人口構成を見やう。この中工鑛業人口を見ると、我國の工鑛業人口は明治五年に僅か全産業人口の四％八であつたものが、昭和五年の國勢調査では二〇％となつた。勿論その後相當量の工業への人口集中が行はれたと見得るが、これと略々同時期の各國の鑛工

第一部 日本産業機構の變貌と其の將來

(一) 各國産業人口構成(全人口を百とする比率)

日 本	英國(%)	米國(%)	獨逸(%)
明治五年大正九年昭和五年	(一九三三年)	(一九三〇年)	(一九三三年)
有業者計	100.0	100.0	100.0
農 業	八・四	五・六	四・七
工 業	四・八	三・〇	二・八
商 業	五・五	二・六	二・〇
其 他	八・三	一五・八	一七・二

(備考) 我が國の大正九年昭和五年は國勢調査。明治五年及明治三十五年は土方氏の推定による。

(二) 各國工業人口構成(全工業人口を百とする比率)

日 本	英國(%)	米國(%)	獨逸(%)
大正三年昭和六年昭和十一年	(一九三三年)	(一九三〇年)	(一九三三年)
金屬機械	一〇・七	一七・三	二七・一
化學工業	六・二	六・九	二〇・五
纖維工業	三二・八	四九・九	五九・六
其 他	二〇・三	一三・九	一三・八
合計	100.0	100.0	100.0

日本は工場統計。英米は夫々Statistical abstract 獨逸は Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 但し米獨に於ては他國との比較上加工せり

ならない。第二表はこの關係を簡明に示したものだ。資本主義の祖國英國に於ける工業構成(便宜上

業人口の比重は英國三五・七、米國三〇・九、獨逸四九・九である。即ち、獨逸に較べるならば我が國の工業化は未だ半ばに過ぎない譯だ。

併しながら、工業の發達は各國の例に見ても判る通り、先づ最初に行はれるのは固定資本の比較的尠い、所謂資本の有機的構成の低い輕工業、就中纖維工業部門に於て、あつて、その國の産業的經歷が高度化するにつれて漸次重工業、生産手段生産部門にその重心を移行させるものである。

そこで進んで、日本の工業化の程度を計るためには、工業部門別構成を比較しなければ

工業人口に就て見る)は金屬・機械工業が三四・二を占める。而して世界近代纖維工業の發祥地マンチエスターを控へるのにも拘はらず、纖維工業の比重は二〇・九だ。獨逸はクルツプや、シーメンスの工場を以て聞える重工業國であるだけに、金屬・機械工業は四〇・九に達し、纖維工業は僅か一四・四である。最後に日本を見るならば、こゝに於ては纖維工業の極めて大きな比重が目につく。即ちそれは全工業人口の三九・六、四〇・〇近くを占めて居るのだ。之に對し金屬・機械工業は表示の通り累計その比重を高めつゝはあるものゝ昭和十一年に於て未だ二七・一に止まる。こゝに於て、日本産業の高度化の進展が知られると同時に、未だその前途には多分に重工業化の餘地のあることを考へ得るであらう。

二、中小工業の尨大な残存

我が工業化の低位性は、經營規模の小さな工業が相當廣汎に存在して居ることに反映して居る。我が國の中小業はそれ〴〵個々に就て見れば古い封建的な企業がそのまま残つて居るのではなく、例へば中小工業の典型的な産業であるマツチ、電球、玩具、ゴム製品の如きは比較的新しく發生したものであるから、これを以て直ちに前資本主義經營形態の残存と見做すことは當を失するが、一面から

(六) 世界自動車生産(臺)

日本	昭六年	昭一一年
英國	三三、八四〇	六三、六四〇
美國	二、三九、七六	四、四四、五五
獨逸	七、三五	二七、〇〇〇
佛蘭西	一六、八六	一八、〇〇〇
ソ聯	七、五〇〇	一九、五〇〇

(備考) 企業院『我國資源概要』第四輯による。

(七) 我國機械の自給率(%)

明治四二年	四六
大正三年	二九
八年	三三
昭和二年	三九
三年	五〇
八年	五〇
九年	六〇
一〇年	六七一
一一年	七三

(備考) 工場統計、貿易統計より算出。

聯と較べても五分の一近い。鋼鐵ではやゝ多くなるがそれでも、種々な意味で比較さるべきソ聯の三分の一近い低位にある。

さらに近代重工業の華であり、近代戦をこれなしでは考へられない程の重要性を持つ自動車生産に就て見ると上掲第六表の如く、昭和十一年に於ては日本の生産高が九千臺であるのに對して、米國は四百四十五萬四千臺、英國(カナダを含む)が六十二萬四千臺、ソ聯ですら十萬九千臺を作つて居る。殊にこの日本の九千臺の中六千六百臺は近代戦には全く用をなさぬ小型自動車なので、大型車は結局僅かに二千五百臺に過ぎない。我が國の自動車工業は斯くて世界的水準に於て全く低い地位にある。機械工業、鐵工業、鑄物工業、電機工業、ゴム工業、塗料工業等の綜合工業としての自動車工業の發達の遅れてゐることは、工業的發展の全面的立廻れの事實を縮圖にして示したものと言ひ得るのである。

更に、一國の近代産業國家としての自立性のバロメーターたる機械

の自給率は上掲第七表の如く、昭和に入つて紡織機械が漸く自足自給の域に達し得ただけである『機械の機械』たる工作機械に於ては昭和九年以降、未だ五〇%から七〇%臺を示して居るのに止まる。

四、我が國に於ける官業の重要性

我が産業は上述の如く種々の方面に於て未だ多くの進足を要することが判るが、これと同時に、我が重工業の特殊的性格として官業の占める非常に大きな比重がある。製鐵業に於て日本製鐵會社八幡工場の前身たる八幡製鐵所の存在は誰れでも氣付く處であるが、日本製鐵の成立する以前の我が鐵鋼生産に於て八幡製鐵所は鉄鐵の四〇%から七〇%を占め、昭和三年に至つても尙ほ鉄鐵五九%六、鋼鐵五〇%内外を占めて居る。これは鐵工業に就てであるが、機械工業に於ても同様のことが見られる、即ち機械工業關係の官業に使備される職工の總機械工業職工數に對する割合は大正九年に於て二八%、昭和四年に於て二六%三を示して居る。官業、特に機械業部面に於ける大規模なその存在は、平時に於ては相等な部分の軍需品を自給し得ると云ふことを意味し、それ故に、民間産業の改善發達に對する關心を稀

薄ならしめたものと見ることが出来る。

五、戦時下生産力擴充の必然性

我が産業が工業化に於て劣り、特に重工業の發展が低度であるといふこの事情が、現在の日支事變下乃至長期建設下に於ける我が産業經濟政策決定の重大な要素となる。既に第一節に於て、重工業國同志の戦争たる歐洲戦争の際ですら、その直接尨大な軍需消費のため社會的擴張再生産は殆ど停止したことを述べた。殊に獨逸の如き最も進歩せる重工業國に於てすら生産力はむしろ衰退したのである。が、我が國の上記の如き事情はこゝに特異なる方向を取るを餘儀なからしめる。

即ち我が日本は近代重工業國又はそれをバックにした國と戦ひ、または戦はうとして居るのであるが、そのことは、日本の戦はねばならない戦闘様式を、好むと好まざるに拘はらず、それら相手國の又は相手國をバックする國々の生産條件、特に重工業の發展程度に依存せしめるのだ。そこで、我が日本は、この近代戦の絶對的必要物たる高度な武器を敵國またはその背後にある國、或は將來戦ふ恐れのある國と少くも同量に生産せねばならない。戦争の尨大な消費をなしつゝその反面にこれと相並んで生産力を擴充せねばならぬ必要が此處に在るのだ。

第三節 産業編成替の諸方策

世界的紛争の危局が切迫するにつれ、以上の如き性格を持つ日本産業の缺陷はいち早く我が朝野の認識するところとなつた。これは、滿洲事變及び五・一五事件によつて呼起された「非常時」意識の高潮により、先づ軍事費の膨脹として現はれ、次でこれを阻止するが如きエレメントが二・二六事件によつて清算されるに及び「準戦時々代」が到來し、今度は明白に「生産力擴充」と云ふ國策として前面に推し出されるに至つた。

このやうに「生産擴充」方策は國際的危機時代に處する我が國家の自衛的手段なのだから、例へ事變が起り、その方に多大の生産力注入を必要としても、我國はその尨大な戦時消費の傍ら凡ゆる努力を拂つて生産力増大を計らねばならない事態にあるのである。

そこで、事變下日本の産業は尨大な軍需と生産擴充と云ふ二つの點を中心に展開して居る。そしてこれが互にもつれ合つて、重工業の幕進、その内部に於ける平時體制から戦時體制への編成替及び平和産業特に纖維部門の衰退と云ふ形をとつて現はれる。

一、軍費の急膨脹と生産力

上記の如き影響を我が産業界に與へ、強力な編成替を進行せしめつゝある要因として第一に擧げらるべきものは、事變による軍事費の急膨脹である。我が軍事費は昭和六年の滿洲事變以來累年激増し常にそれによる悪性インフレ招來の危険が呼ばれたのであつたが、それも事變以來の膨脹に較べるならば全く物の數ではない。即ち昭和七年度の軍事費八億一千萬圓から十一年度には十一億九千萬圓、十二年には十五億八千萬圓に増加したが、この『尨大』豫算の成立のためには時の藏相馬場の辭任を餘儀なくするといふ騒ぎさえ起した程だつたのだ。然るに、十二年七月に事變が起るや、七月八月の議會で五億七百萬圓、九月の議會で二十億二千三百萬圓の戦費が追加され、合計四十一億一千四百萬圓になつた。そのうち昨年度中に實際に使はれたのは三十億ばかりであつたが、今年春の議會では通常軍事豫算が十二億四千七百萬圓、之に軍事費特別會計分として四十八億五千萬圓、合計六十億九千七百萬圓の大豫算が成立した。

これは十一年度の豫算に較べると實に五倍以上であるが、それは軍事費として財政、金融上に影響を及ぼすばかりでなく、産業界には直接それだけの購買力として登場するのだから、その影響は頗る

我軍事費の膨脹と其影響(百萬圓)

昭和七年	八〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇
軍事費	八〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇
軍事費中民間機械工業に發註される金額	八〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇
機械工業生産額	八〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇
A+B	八〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇
%	八〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇	八・九〇〇
昭和十一年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十二年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十三年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十四年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十五年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十六年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十七年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十八年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和十九年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五
昭和二十年	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五	一〇・一七五

(備考) A及X印は東洋經濟新報の推定。

大きい。就中この影響は主要生産部門たる重工業に於て甚だしい譯だ。此の事情を示す一つの参考資料として軍事費中民間機械工業に發註される金額、及びその全民間機械工業生産額に對する割合を推算して見ると、昭和十年及十一年には民間機械工業生産の三八%餘が軍需註文に向けられてゐたが、それが昭和十二年には六六%三に、十三年には七五%三に上つた譯である。此の數字がそのまゝ當嵌るかどうかは別としても、兎に角民間機械工業の主要部分が軍需に動員されてゐることは想像に難くない。そこで従來軍需専門に行つて居た工業力だけでは不足するだらうから、平時産業の生産財を作りつゝあつた工業の軍需への動員、民間消費の抑制、之が政策として取上げられねばならなくなる。

二、軍需物資の總動員

軍需の飛躍的膨脹は自から軍需資材の不足、需給不圓滑となつて現はれざるを得ない。この場合當然取らるべき方策は、第一に民需の抑制であり、かくて得られた物資の軍需の方への動員である。ところが我國の特殊の事情として——そしてこれは、後述する生産擴充とも關聯するのだが——此の物資統制は、國際收支をバランスさせるための貿易統制と絡み合つてゐる。貿易統制の方は主として織維工業商品だが、他の軍需物資でも、我國に於ては外國から輸入するものが多いから、この二つの要因を全然區別することは難しいし、また無意味でもあらう。

かやうな性質を持つ物資統制は大體昨年九月の議會で出來た所謂「輸出入臨時措置法」に基いて居る。この法律は、名前は純然たる貿易關係の法律であるかの如く聞えるが、その實、非常に廣汎な産業統制力を持つて居る。産業統制につき適用されるのはその第二條で、これは次の如く規定して居る。

政府は、需給關係の調整を必要とする物品に付き左の措置を爲すことを得

- 一、命令の定むる所に依り當該物品を原料とする製品の製造に關し必要な事項を命じ又は制限を爲すこと
- 二、當該物品又は之を原料とする製品の配給、販賣、使用又は消費に關し必要な命令をなすこと

この法律によつて與へられた極めて廣汎な權力に基き、先づ動員の行はれたのは直接軍需物資たる鐵鋼並びに銅に對する民需制限令だ。鐵鋼については昨年十月十一日に公布され、同二十日實施を見た

『鐵鋼工作物築造許可規則』があり、之について、同年十一月六日には『銅使用制限規則』が公布され、同月十日から實施された。次で主として國際收支關係から棉花輸入抑制のため十一月二十七日に『綿製品ステープル・ファイバー等混用規則』が公布され、これは今年の二月一日から實施された。越えて三月七日には『揮發油及重油販賣取締規則』が公布即日實施され、ガソリン等の販賣が切符制になり、その民需消費は極力制限されることになつた。以上物資動員はその時の必要が生ずるにつれ、個個にバラ／＼に行はれた感があるが、事變一周年を迎え物資不足が全面的に感ぜられるに及び五月九日には之等物資動員を主管すべき『臨時物資調整局』が設けられ動員は一層の前進を示すに至つた。即ち先づ六月二十日に『鐵鋼配給統制規則』が公布即日實施せられ、次で七月八日には『銅製品の製造制限に關する件』が公布され八月十五日から實施されることになり、これより先き四月二十五日に公布され七月一日から實施を見た『鉄鐵鑄物の製造制限に關する件』と共に鐵關係の動員機構を一應完成した。これと相前後して物資動員は雨の如く降り注いだ。即ち七月二十九日に公布され即日施行された『綿製品の製造制限に關する件』七月一日公布即日實施の『皮革使用制限規則』七月九日公布された一聯の命令『鉛、亞鉛、錫等使用制限規則』（七月十五日施行）『ゴムの使用制限に關する件』（即日施行）がある。

三、生産力補充策の強行

そのやうに大倉の物資動員を行ひ直接に物資供給の適合を計ると同時に、先きに見た如き日本産業の特殊的地位からして、他方に於て生産力補充が強行せられねばならない。生産補充方策の國策としての確立は先きに見たやうに、事變より以前であつたから、その政策の現はれたる近代國防産業確立と云ふ方向を持つと見らるべきものは既に「國防の準備及産業の發達を期する爲」の「自動車製造事業法」の昨年春の議會に於ける成立にこれを見ることが出来る。次で事變勃發直後の議會では、我が重工業の基本部門たる鐵工業の發達助長のため「製鐵事業法」が出来、これと並んで燃料供給を指す「人造石油製造業法」「帝國燃料會社法」が作られ、これら生産補充の兵站的役割を果す「産金法」も成立して居る。昨年九月の議會で出来たのは直接生産補充のものはないが、先の「輸出入臨時措置法」と並んでその後の我戰時經濟を進行せしめて居る「臨時資金調整法」が成立し、資金の側から平時産業向資金を抑制し、戰時産業への資金の導入を積極的に援助することになり、生産補充はこゝに大きな援軍を見出すことになつた。

越えて十三年春の議會には「石油資源開發法」「重要礦物増産法」「日本産金振興會社法」「工作機械製造事業法」「航空機製造事業法」と云ふ國防産業關係法律が相次いで成立した。その他に此議會では「國家總動員法」及び「電力法」が成立し、共に生産補充のために用ひられやうとして居ること周知の通りだ。尙ほ先きの「輸出入臨時措置法」に基き十二年の十月二十八日には「硝酸製造命令」が出て「硝酸の製造を爲す者は商工大臣の定むる數量の硝酸を製造すべし」と命令し、その生産増加を計つて居る。

四、その他の諸方策

然し尅大な軍需は擴充政策の如きドロ細の方策ではとても間に合はぬし、物資動員でも間接的であるので、直接に、平時産業向諸工業の戰時産業への轉換策も採られて居る。先に見た物資統制によつても、物資の制限により轉換を已むなくすると云ふ効果を生じるのだが、去る七月二十日に公布即日施行された「工作機械供給制限規則」の如きは積極的轉換を目標にしたものである。即ちこれは第二條に「……工作機械三十臺以上を備ふる工作機械製造業者は兵器又は其の部品を製造する者以外の者に對し工作機械を供給することを得ず……」

と規定し「轉換」を強要して居る譯だ。これと同様に今年二月十二日に公布された「纖維工業設備に關する件」はその機械の新、増設を許可制とし（二月十八日施行）、機械工業部門に於て相等大きな比重を占めて居た紡織機械業の轉換を已むなからしめて居る。

この外、「輸出入臨時措置法」に基く貿易統制は非軍需品に強度の制限を加へ、それによつて生じ得る勞働力並びに設備の餘剰を軍需工業の方へ赴かしめて居る。以上概観した諸方策はから見て來ると稍と統一を缺き、その時々々の必要から生じた政策であるかの如き感を與へるが、この背後には、國防産業確立を目標とする『五ヶ年計畫』なるものがあり、この全體的プランに従つて個々の擴充が進められて居る譯だ。その内容は要するに國防産業たる鐵工業、液體燃料、石炭、採金、輕金屬（アルミニウム、マグネシウム）兵器工業（兵器、航空機、軍用自動車）製作工業（一般自動車、車輛、一般機械、造船）電力、化學工業（ソーダ、染料、パルプ）の各産業を昭和十二年を基年とし昭和十六年度までに大體に於て昭和十一年度の倍近くにすべく目標で、中には數倍にするものもある。この資金は略略百億と云はれて居る。例へば所謂鐵鋼五ヶ年計畫と稱せられて居るもの（これは前記企畫院の五ヶ年計畫の數字とは必ずしも一致しないが）によると、最近の鋼材年生産六百萬トンを昭和十六年迄に一千萬トン迄に擴充する案である。一方工作機械に就ての計畫は十一年の我國生産額三千二百萬圓を昭和十六年迄に一億三、四千萬圓に擴張しやうとするのである。併しこれらプランはその後の狀勢の變化に従ひ變更を受けざるを得ない立場にある。

第四節 編成替された日本産業

戰時日本は上記の通り、その産業構成の特殊性から、一方に於て尅大な軍需に對應せしめるため極力物資動員を行ひつゝあると同時に生産力の擴充を強行しつゝあるが、それによつて我が産業構成は非常なる變動を餘儀なくされて居る。

一、生産部面に於ける構成變化

先づこれを生産部面に就て見ると、次頁圖表は『生産力擴充』と事變とが此の部面に如何なる影響を與へたかを明白に物語る。此の圖表は、東洋經濟新報調査の生産指數（昭和六―八年一〇〇）を圖にして示したのだが、これで見ると生産財の生産が昭和六、七年當時に較べて驚くべき増加を示したに反し、消費財の生産は遙かに少い増加をしか示してゐない。數字で言ふと、今年六月に於ける生産財の指數は二一九・六で、消費財のそれは一二三・七である。此の指數は昭和六―八年を一〇〇としたものだから、生産財の生産は昭和六―八年の平均に較べて二倍以上に増加したが、消費財のそ

として（外國は昭和四年1100）日本は最近に於て既に300を突破して居るが、反對に米國では昨年秋季以來轉落して、今年の六月には50に達しない。生産財生産増加の著しい獨逸ですら漸く140を示すに止まる。この限り我生産擴充は先進國をはるかに凌駕して居るので甚だ萬歳であるかの如くだが、ソ聯と較べると一寸問題だ。ソ聯の指數算出が如何なる基礎にあるかは一寸判らぬが、兎に角ソ聯に於ける生産増加は著しく大きい。ともすると友好的關係にない相手國として、我が生産擴充の一層の急激化の必要を暗示するものたり得るだらう。

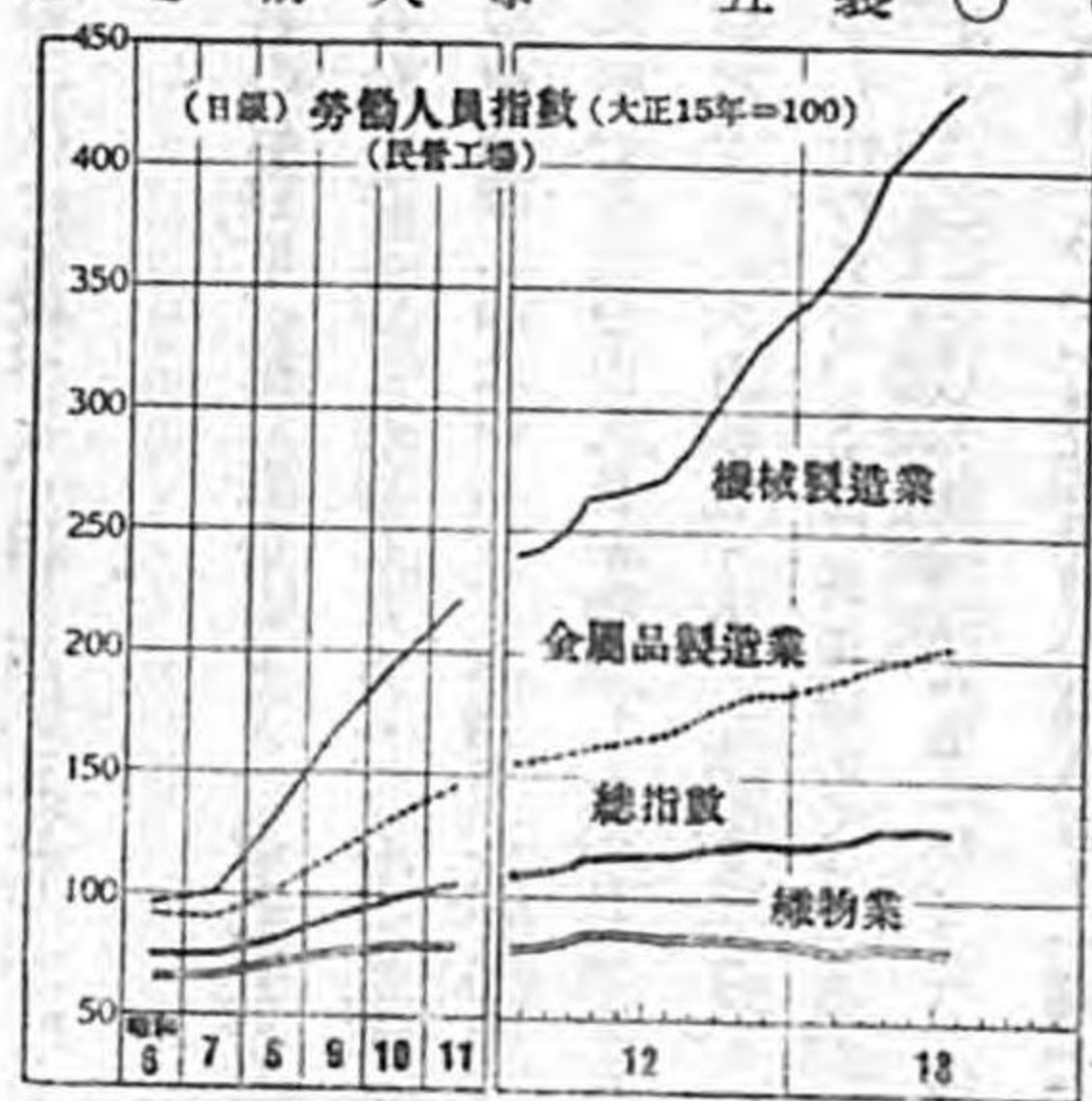
二、労働部に於ける編成替

以上のやうな生産部に於ける編成替、それは労働部に於ける編成替によらねば實行出来なかつたのである。この關係を示すものとして最近迄の動きを示すには日本銀行の民營工場労働人員指數（昭和元年1100）がある。（官營工場指數は昨年九月以降發表停止）これを圖にして現はすと次頁圖表の如くだが、總指數、機械製造業、金屬品製造業、織物業のそれ々の動きに就て曲線の示す所を一瞥して貰ひたい。さうすれば、労働部に於ける戦時編成替がどれ程激烈なものであるかが明瞭になるだらう。

即ち事變以後に於ける總指數の緩慢な上昇曲線と織物業の低下的傾向に反して、金屬製造業は可成り強い上昇線を示し、機械製造業に至つては驚くべき急角度の上昇線を描いてゐる。各産業部門内部に於て、非常に激烈な編成替が行はれてゐることは何人にも明かだ。

此のことを數字を以て言ひ現はすと、労働人員總指數に於ては昨年七月の117.6から129.9へと10%五の増加であり、また平時産業たる織物業に於ては昨年七月が八四・五であつたのが、今年七月には七九・〇に下つて、六%五を減じたのに對して、戦時産業たる機械製造業に於ては同期間に二七二・八から四三〇・八へと實に五八%五を激増してゐるのだ。

またこれを稍々長い期間に互つて觀察するならば、滿洲事變當時の『非常時』から今日までに労働人員に於て如何に大きな編成替が行はれたかが判る。即ち昭和六年に於ける織物業の労働人員指數の平均（六五・二）と今年七月のそれとを比較すると二一%二の増加であるが、同じく昭和六年に於ける



る機械製造業の労働人員指數平均(九六・五)と今年七月のそれとを較べ、四・四六倍に増加してゐる。文字通り飛躍的增加と稱してよい。

が、事變下に於ける平時産業から戦時産業への労働の動員の状態は、第二表からヨリ一層具體的に知り得るだらう。これはやはり日銀調の労働人員實數だから全國の工場を網羅したものではないが、主要工場に於ける人員實數の變動を示して居る。民營工場の中織維工場は例年三、四兩月に殖えたと云ふ季節的變動があるが、これを考慮すると昨年七月から本年七月迄の中人員が増加したのは僅かに四ヶ月、他の八ヶ月は他れも減少だ。特に五月以降は五月が六千人、六月が九千人、七月が九千人と夫々減少して居る。此の減少は昨年同期には六月にやゝ減少した外五月、七月は共に僅かではあるが、増加して居るのだから、これは必ずしも季節的なものではない。之に反して機械器具業に於ては、昨年一月以來減少の月は全くない。特に昨年は事變發生以來、八月から十一月迄毎月一万人以上一萬七、八千人づゝ増加し、今年四月の如きは一ヶ月間に二萬六千人を増加して居る。大體月一萬以上は必ず殖えて居るのである。

官業に就ては數字が昨年九月以來發表されないが、九月は一ヶ月で二萬五千人殖えて居る。これからだけでも充分労働の戦時動員が窺はれるが、實際はこれどころの話ではないだらう。それは、この

(三) 日銀調労働者増減表(毎月の對前月増加人員數を示す)

年	月	織維工業	機械器具業	官業工場
十二年	一月	(+) 九,九	(+) 四,四六	(+) 一,七
	二月	(+) 三,三三	(+) 五,四四	(+) 三,三
	三月	(+) 三,〇七	(+) 九,六四	(+) 八,七
	四月	(+) 五,〇八	(+) 二,二五	(+) 六,二四
	五月	(+) 一,〇六	(+) 四,五九	(+) 三,五四
	六月	(+) 三,〇四	(+) 五,〇三	(+) 三,二八
	七月	(+) 一,一七	(+) 三,八七	(+) 一,六七
	八月	(+) 四,八〇	(+) 二,〇四	(+) 七,〇六
	九月	(+) 二,二二	(+) 七,九〇	(+) 二,八三
	十月	(+) 三,八九	(+) 一,六二	(+) 一,六二
	十一月	(+) 二,二〇	(+) 二,六六	(+) 一,六六
	十二月	(+) 三,〇四	(+) 八,四六	(+) 一,六六
十三年	一月	(+) 七,六	(+) 六,九七	(+) 一,六六
	二月	(+) 二,六二	(+) 三,七四	(+) 一,六六
	三月	(+) 一,七九	(+) 一,〇四	(+) 一,六六
	四月	(+) 三,四三	(+) 二,六二	(+) 一,六六
	五月	(+) 六,四八	(+) 一,〇五	(+) 一,六六
	六月	(+) 九,五五	(+) 一,〇五	(+) 一,六六
	七月	(+) 九,三六	(+) 九,四六	(+) 一,六六

第四節 編成替された日本産業

調査には新設工場に於ける労働者の増加が算へられて居ないからだ。戦場へ向けて新鋭部隊が陸續と動員せられて居る背後には、その軍需品生産のため、老大な労働軍が、農村から中小商工業から、平時産業から、嵐の如く軍需工業に向つて動員されて居ることが出来る。

三、資本も動員される

労働者は兵士と共に動員を受けつゝあること右の通りだが、資本の動員もこれに劣るものではない。否むしろ資本の動員が労働者の動員に先行するのだ。そして資本動員によつて新設、増設された軍需工場に向つて、動員を受けた労働者が注入され、こゝに軍需生産の増加が生ずると云ふ關係に立つ。

資本の動員は先きに見たやうに昨年九月の議會で出來た

『臨時資金調整法』によつて行はれて居る。資本は利潤を求めて敏活に行動するから、斯様な法律がなくても、事變のため軍需工場が繁忙で軍需工業の利潤率が高くなるといふことならば、自ら其の方へ流れて行くものだが、然し他面に於て資本は要心深くもあ

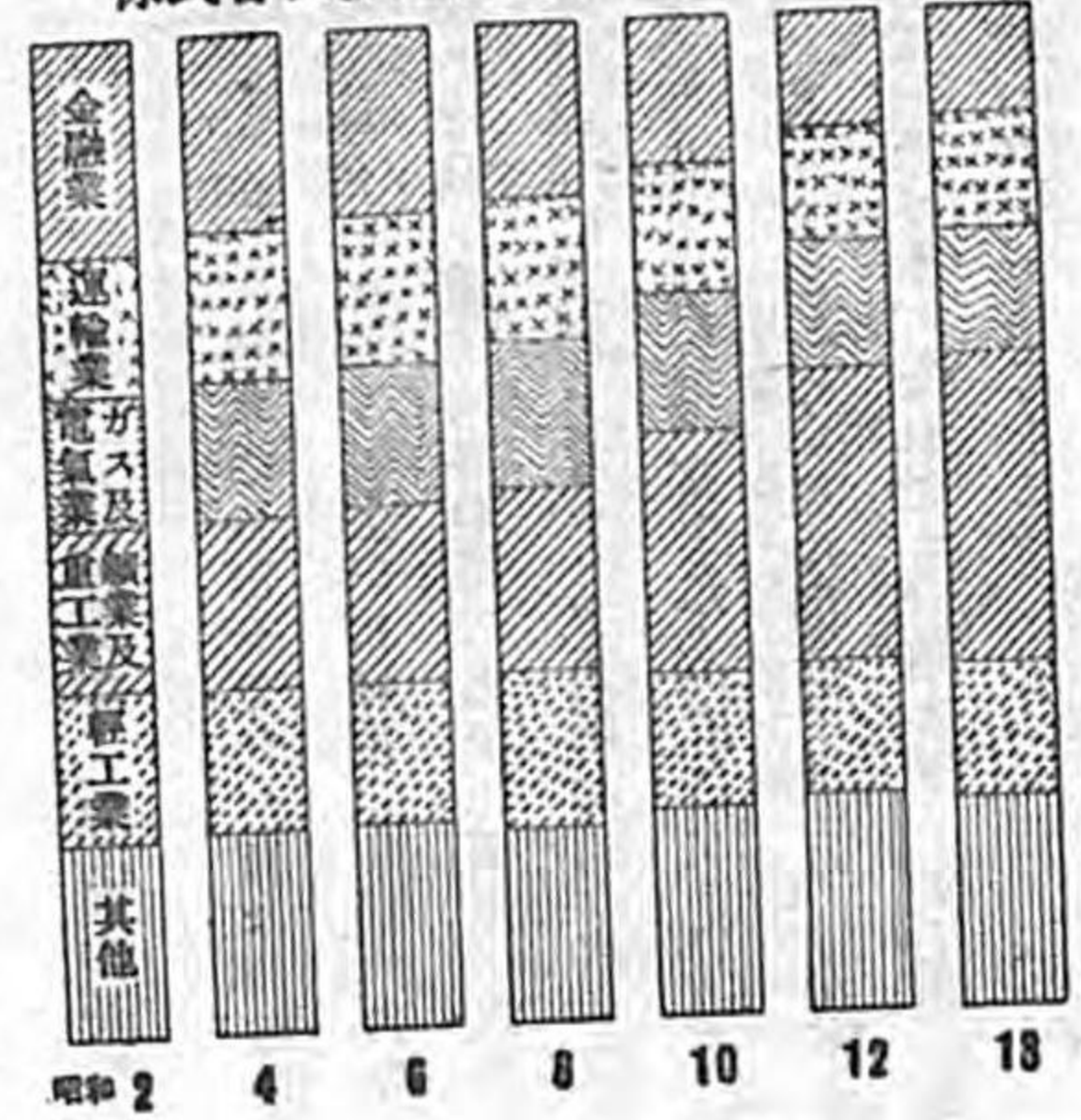
(三) 資本の重工業への注入(千圓)

昭和七年	重工業	平和産業	合計
八	一八、九五	二七、五三	四六、四八
九	二〇、六八	四三、八八	六四、五六
十	二二、八三	六三、一七	八五、〇〇
十一年	二七、八三	四六、二二	七四、〇五
十二年	二六、四七	六三、二四	八九、七一
十三年上期	四四、四三	五三、五五	九八、〇八
下期	四三、三三	五三、五五	九六、八八
十三年上期	四三、三三	五三、五五	九六、八八
下期	四三、三三	五三、五五	九六、八八
十三年上期	四三、三三	五三、五五	九六、八八
下期	四三、三三	五三、五五	九六、八八

二の足を踏むこともあり得る。だから、戦時下焦眉の急に應ずるには強制、或は半強制的資本投下が必要になる譯だ。と同時に、戦時思惑などによつて思はぬ方向に資金が動くことも抑制せねばならぬし、また平時産業に向ふべき資金をも制限せねばならぬので、この法律によつて資本分野に於ける計畫性が興へられた譯である。

そこで資本動員の實際を示したのが前掲第三表である。それによつて、總投下資本(株式拂込、新規社債の合計)のうちどの位が重工業へ向つたかといふと、今年上半期の總投下資本八億四千七百萬圓

株式会社拂込資本現在高業別割合



(備考) 十二年迄は各年末日銀『拂込金調』、十三年は同年七月同行『計畫資本公社債發行償還、拂込金登記資本』により算出。

込資本現在高は總額百十七億二千萬で此のうち軽工業は十七億九千萬圓(一五%)、鑛業及重工業は八億八千萬圓(一六%)、を示して居たが、昭和八年には軽工業は依然一五%であるに對し、鑛業及重工業は一八%五に上り、更に去る七月には軽工業は一三%六に下り、鑛業及重工業は三〇%九に上つて居る。

かくして資本部に於て重工業の比重が大となつたと云ふ事實は、即ちその影響力が他のものを壓倒すると云ふ形をとつて政治的、思想的分野に於ける今後の動きにも作用することになる。云ひかへるならばそれは政治イデオロギーに於ける繊維工業中心の自由主義に對し、重工業中心の統制主義の優勢となつて現はれて來る譯だ。

四、資本集中・集積の新たな展開

勞働、生産、資本の各局面で我が産業の戦時編成替が進行しつゝあること前述の通りだが、この過程は資本部に於て具體的には重工業資本の驚くべき集積、集中の波を捲き起してゐる。

例へば我が重工業界の雄である三菱重工業會社及び昨年來滿洲移駐を敢行した滿洲重工業會社（舊日本産業）の實體を見ると次頁第四表の様な膨脹を示して居る。即ち平均拂込資本金を見ると滿洲重工業は今年上期には二億九千萬圓に上り、昭和十一年上期に較べても倍以上、昭和七上期に較べるとは實に六倍に近い激増振りである。三菱重工業の方はその經營方針が全く地味だから、滿洲重工業程ではないが、それでも、昭和十一年上期の六千萬圓から今年上期には九千萬圓に増加し、昭和七年に較べれば三倍に上る。

利益金を見ると、今年上期の滿洲重工業の利益金は一千六百萬圓に上つて、昭和十一年上期に較べれば倍に近い。有價證券賣却益の多かつた昭和九年上

(四) 重工業會社の膨脹(千圓)

昭和七年上期	平均拂込資本		利益金	
	滿洲重工業	三菱重工業	滿洲重工業	三菱重工業
九年上期	三,五〇〇	三,〇〇〇	七,四三〇	三,〇〇〇
十年上期	三,四三〇	三,〇〇〇	八,九七〇	三,〇〇〇
十一年上期	二九,五五五	三〇,〇〇〇	一六,四四〇	三,〇〇〇

期は例外とし、昭和七年の僅か七十萬圓に過ぎなかつたのに較べるならば、そこに大變な富が集積されたことを知り得るだらう。三菱重工業に於ても、昭和七年上期には二十萬圓の缺損を出してゐたのが、昭和十一年上期には四百八十萬圓の利益金を計上し、今年上期には六百萬圓の利益金を擧げて居る。決算報告に計上されない利益金と、右の計上利益中社内に保留されるものとを合せるならば、その蓄積は巨額に上るのである。

我が國の代表的重工業會社の一例は、ざつとこの調子である。色々の意味で問題になつて居る日本曹達の如き、昭和十一年上期には平均拂込資本が七百萬圓であつたものが、十二年上期には倍以上になつて一千七百萬圓、次で今年の上期には四千四百萬圓迄ノシ上げて居る。このやうに資本の集積が猛烈に行はれて居ると同時にその集中も展開されて居る。資本集中で何と云つても近頃の大事事件は昨年秋に行はれた滿洲重工業の滿洲移駐だ。これによつて滿洲重工業は從來の資本金二億二千萬圓と、滿

洲國出資二億二千萬圓、合計四億五千萬圓の大資本を支配することになり、その掌中に昭和製鋼所以下滿洲に於ける主要重工業會社を収めたのである。更に之について今年の四月には、十五銀行所有の東京瓦斯電氣工業株十二萬四千餘株を買収し、生粋の軍需會社たる瓦斯電氣工業會社と其の支配下に屬する東京自動車工業、(これは自動車工業に於て我國最大の生産能力を有する)を手に入れた。滿洲重工業が從來支配して居た日立製作所、日本鑛業等の諸會社と合せ、こゝに日滿を通ずる巨大な重工業コンツェルンを作り上げたのである。以上の二つの大きな強力的集中は反面から見るとそのまゝ日本産業の現段階に於ける必要感即ち、軍事基幹工業の急擴大の必要を如實に示すものとして注目されるべきだ。

この外先にのべた日曹の如きも多くの企業を傘下に集めるとによつて膨脹して來たのであるが、先年純然たる研究團體からその研究成果の企業化に乗出した理研プロックも、この時局に乗つて非常な躍進を示して居る。理研コンツェルンの元締たる理化學興業は昭和二年に僅か三十萬圓の資本金で設立せられたのであつたが、十年上期には拂込資本金百六十萬圓、十二年上期には四百七十萬圓今年上期には九百十二萬圓へと急激に膨脹して居る。最近では同コンツェルンに包含される企業は四十八に上り、總拂込資本は六千五百萬圓に達する。

この外にやゝ特殊な現象として銀行資本、特に日本興業銀行の産業界への積極的な介入が見られる。例へば先きに述べた日本曹達には昨年下半年に興業銀行から三名の重役が乗込み、壽重工業には今年上期に同様重役として興業銀行から入つて、その支配を行つて居り、日本電工會社には、昨年末石原産業會社系の重役が入つたのに次いで、今年春には債權者たる安田銀行から新たに重役が参加して居る。かうして資本部面に於ては、戰時的編成替と同時に、その集積と集中並びに金融資本による支配の擴大が大規模に行はれて居ることを知り得るのである。

五、平和産業工場の軍需工場への轉換

かやうに各部面に編成替が行はれて居り、それは主として軍需工業の生産擴充に基いて居たが、巨量の戰時需要に應ずるにはそれだけでは足りない。むしろ戰時産業動員の一般的方式に従つて、從來平時産業資材の生産に従事して來た工業を所謂「轉換」によつて軍需生産に動員する方が本筋だらう。平時産業の戰時産業への轉換に就ては、中小業の轉業問題に關聯して我國の實際につき興業銀行が公表したものがあつたが、そのうちの主なるものを見ると次頁表の如くだ。

これは中小業の轉換が主たるものであるが、大企業の場合でも同様に行はれる。例へば自動車製造

と云ふ條項を發動し資金の流動を積極的に統制しやうとして居るのである。これをやれば資金の國家管理が實現し、資金に關する統制は完璧となる。併し資金は要するに物資をその背後に持たなければ意味を爲さぬから、結局問題は資材に移る。

資材の問題は前述したやうに物資動員によつて行はれ、凡ゆる物資を軍需及び生産力擴充へ動員して居るため、軍需工業方面では物資は與へられるが、平時産業方面には物資缺乏が感ぜられて居る。そしてこゝから、平時産業の失業、その對策としての轉業問題が生れて來るのだ。そして資材問題としてヨリ根本的な絶對的原料不足問題は大陸資源の開發に（その途も平坦ではないが）その打開策が求められねばならない。この意味で支那の「再建」が必要になつて來る。

そこで物資動員の現段階に於て惹起される問題は、物資制限を受けた部面の失業問題であり、その層が中小商工業に多いため、自然中工業者の失業問題として表面化して居る。先に見たやうに我國では中小商工業が非常に大きな割合を占めてをり、且つその多くが纖維關係を始め平時産業に多いため犠牲者が大きい。全國に互つて既に四、五十萬人の失業者が出てゐると言はれる程だ。産業構成の變化に伴つて、安價な日本商品の世界進出の基礎を作つて來た中小商工業の強力的解體が進行して居る譯であつて、それは我輸出貿易に暗影を投じ、ひいて今後の建設過程に深刻な問題を提供する。

中小商工業の解體は同時に日本重工業の必要とする労働者を産み出しつゝあるが、然しこの程度の労働者の創出では、我國の如く大規模に軍事行動を起し、建設工作を進めつゝある場合には決して充分でない。それに必要な人的資源は他の方面に、即ち主として農村に求めねばならない。處が、我が農村は兵士を最も多く送出し、これだけでも既に労働力の不足が云々されて居る際である上に、我が農村の特殊性から、充分なる労働力の供給を果し得ない破目になつて居る。既に常識的に考へられて居るやうに我が農業の技術の機械化は全く見るに足るべきものがないから労働力の減少は直ちに農耕に決定的な打撃を與へ、能率の向上とか、時間の延長によるそのカバーに極めて狭い限界を與へて居る。そして農村から或る程度以上の労働力を供出させるためには、その機械化が必要でありそれは中小商工業の場合と同様に、我が經濟の持つ特殊性の分解と云ふ大きな問題に當面する。この間の應急對策として當局は先きに職業紹介所の國營を斷行したが、更に進んで近く國家總動員法の第六條「政府は戰に際し必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若は解雇又は賃金其の他の労働條件に付必要な命令を爲すことを得」なる條項を發動しやうとして居る。かくて總動員法の全面的發動の必然性は以上述べた點からも容易に見出される譯だ。

二、今後の重工業生産力擴充とその限界

一面に尨大な軍需に對應しつゝ、他面重工業生産力擴充に邁進しつゝあるのが我現状であること、右に述べた如くである。そして勞働、資本、資材の各面に尠からざる問題が発生し、その解決のために國家總動員法發動が進められ、經濟統制は一そう強化される傾向があることも亦右に見た。然らば、武漢陥ち、廣東落ちた今後の我が經濟界は如何なるか？ 特に事變中に擴充された重工業は如何なるか？ それは大戰後に我重工業が蒙つた様な悲惨な運命に陥り、全經濟界も不況に轉落するのであらうか？

事變が兎に角一段落すれば戰爭を大規模に行ひつゝあつた場合程の戰時消費は當然無くなる。少くも重工業の従來通りの躍進的擴張は考へられない。併し、他方に於る生産擴充は、事變があらうがなからうが、終らうが終るまいが、否事變が長期段階に入つて一層將來の大規模戰の危険が明かになると共に、益々強行されねばならない運命にある。さうすると、今後の重工業の動向を決定するのは何の程度に戰時消費が減るか云ふことと、次には何の程度に擴充運動が行はれるかと云ふことだ。事變以來は何と云つても五十億の戰時消費が行はれて居たのだから、これが減つたら大變な影響を與へ

る。しかしこの點、内外の狀勢から見て、また戰爭に於て消耗、破損した武器、兵器の補充關係から、大體これに近い軍費の撒布は行はれると見る事が出来る。この外、擴充は前記五ヶ年計畫の百億圓の外、滿洲、北、中支の經濟建設も行はねばならないのだから、この點から見ても、重工業の急速な轉落は考へられない。しかし、そこに轉落の危険がないのではなく、上記の國家政策がこの危険を防止するだらうと云ふのだ。

その權力に於て全能に近い我が國家は國民經濟をしてこの途を歩ましめ得るであらう。が其の場合にも尠ほ問題は残る。第一は國際收支の問題だ。我が事變下の重工業化は従來のストックされた資材（十二年初に廣く行はれた輸入資材等）、並びに輸出代金と昨年三月以來の金現送で得た資材によつて行はれて來たのであるが、原材料ストックは既に減少の傾向にあり、輸出貿易は極めて不振、金の現送にも亦た一定の限度がある。かくて國際收支に於て先づ生産力擴充への重大な限界が劃される。

第二の限界は財政金融の點にある。戰後の重工業擴充乃至、軍備補充計畫は當然公債増發によらざるを得ないのだが、それを續ける結果は、租稅收入が公債利子支拂に不足するといふやうな事態をも招來せねばなるまい。財政上から來る悪性インフレーションを阻止するためには一層組織的な大規模な増稅や嚴重な配當の制限（一割以上の配當を爲すものは、現行配當以上の増配を許さぬといふ程度）

生まぬるいものでなく、直接間接の途を通ずる配當金の國庫への導入、更に進んでは利潤、勞賃の抑制とそれらの國庫への導入——之を推し進めるならば企業の半國營的狀態、國民經濟の國家資本主義化を來さざるを得ないといふ事態にまで立至るかも知れない。

其の場合問題となるのは、統制強化の程度と方策とである。萬一その方策にして當を失するならば國家及國民に醫すべからざる打撃を與へる恐れがある。歐洲大戰に當り獨逸は戰時統制を強行したが、その最高の段階であつた『ヒンデンブルグ綱領』は餘りにも軍事的意義に於て完全であつたが故に失敗したと云はれて居る。『ヒンデンブルグ綱領』に對する當時の獨逸内、藏相カール・ヘルフェリツヒの次の言葉を他山の石とすることは此の際無駄であるまい。

『帝國藏相レットセル博士は一九一九年二月の國民集會に於てヒンデンブルグ綱領を「絶望案」と名付けた。この名稱は當つて居ない。この案を考へ出してそれにヒンデンブルグの名を冠した人々は絶望といふことを知らない。彼等の案は驕傲の案であり、獨逸の民力及び經濟力を過大視した案である。何が是非必要であるかを沈着に考慮し、何が實行し得るかを堅實に吟味してゐたならば、莫大なる貴重な物資と更に貴重な勞力を工業の廢墟に注ぎ込まなくとも済んだことであらう。工場は人員と石炭の缺乏のため全然完成しなかつたり、或は充分運轉し得ずして止んでしまつた。もつと僅少の勞力と物資を以てしても更に莫大な軍隊の裝備を全うし得たことであらう。そしてドイツの經濟から障害と動搖を除き、結局ドイツ國民の抵抗力を根源から涸竭せしむることなくして済んだことと思ふ。』(カール・ヘルフェリツヒ『世界戦争』邦譯三二二頁)

第二部 總動員法發動下の日本經濟

第一節 國家總動員體制への道

一、武漢は遂に陥落した

西へ西へと五ヶ月に亘つて續けられた皇軍の不撓の進撃の前には、支那軍が死守を豪語した武漢三鎮も畢竟物の數ではなかつた。十月二十五日、江北部隊の先頭は漢口に突入し、二十七日午後五時半、武漢三鎮は完全に攻略されて了つたのである。また日を同じくして頑敵の久しく立て籠つた德安も遂に陥落した。我が江北軍が廬州を、また江南軍が九江を出發してから武漢三鎮の占領までに失つた貴き犠牲は六千五百五十に上つたと云はれる。それを考へるとき、更にそれに數倍する傷病者と全軍の嘗

めた困苦を思ふとき、提灯行列や旗の波に酔ふことは許されないであらうが、武漢三鎮の支配は確にかうした慶祝に價する筈だ。云ふまでもなく此の地は、上海失陥後の支那が持つ第一の經濟都市であり、交通の要衝である。それを失ふことによつて國民政府は甚大なる政治的、經濟的打撃を蒙むつたであらうからだ。

而も残された唯一の據點廣東は、我が果敢な南支攻略軍の爲めに、パイアス灣上陸後僅か十一日目の十月二十一日に手中に收められたのである。傳へられるやうに、それには皇軍の武威だけでなく、他に有利な條件があつたことも認めねばならない。廣東、廣西兩軍の主力が既に北上して南支の守備は手薄であつたであらうし、また漢口攻略戦に、全力を傾けて、南支にまで手を出す餘力は日本にあるまい、と云ふ支那側の樂觀も禍したであらう。併し何れにしろ、武漢陥落に數日先立つて、最後の軍需品輸入據點であり、貨物貿易港たる廣東を支那側が失つたことには變りがない。その損失が極めて大きいことは明白だ。

武漢攻略の約一ヶ月前、即ち九月十七日付倫敦『エコノミスト』誌の東洋通信は、既に此の點に於て興味深い評論を下してゐた。

『英國では一般に漢口の戰略的、政治的意義を高く評價せず、且つ過去の戦局と現在の戦局とを同視する誤謬に

陥つてゐる。……戦争の長期化は支那に有利だと考へが一般の常識となつた。併し日本軍がこゝ二ヶ月以内に漢口攻略に成功するならば、日本が長期戦によつてその經濟を徐々に消耗することよりも、支那に對する日本の明輪締めの方が早く功を奏するであらう。』

そして廣東陥落以來、倫敦と紐育とに於ては、我が外貨邦債の急騰を以つて此の見解に賛意を表するに至つた。五分半利英貨國債は八月上旬の四十磅から十月下旬には五十六磅に暴騰し、同じ期間に五分半利米貨債は四十七弗から七十弗に跳ね上つた。これだけを以て全班を推すことは許されぬであらうが、排日主要國に於ける變化として、特別の注意に値する。

二、併し未だ矛は收めない

併し乍ら、若し外債相場が英米の我が國力評價のバロメーターであるとするならば、それが暴騰したとは云つても、まだ決して喜ばしい位置には戻つてゐない。事變直前の紐育相場が八十四弗、倫敦相場が八十五磅であつたのに比較すると、まだ著しく低い。而も十一月に入つてから、英米とも再び軟調を呈してゐるのである。

我々はそんな動きに拘泥する必要は毛頭ないが、現實もまた武漢と廣東との陥落に氣を緩めてはな

らぬことを欲してゐる。降参の後、陸軍は「之を以て武力が第一要素したわけではなく、五してや
る面戦争の途ではない。我はこれからである」と述べて、場内にこれを表明してゐる。

勿論、政治的經濟的主要據點を占領してつた今日、我はまた悲しむといつても、それはこれまで
での戦ひの専なる延長ではあり得ない。戦區がやうに擴大せられ、外國權益に影響するところが甚
大となつては、先づ海外への影響が懸念される。我にその片鱗は門戸開放の主義として、米國政府か
ら我國に提示せられた。のみならず占領地區が大きくなればなるほど、それ等の地域を何う處理すべ
きかが解決するべき重要問題と化して来る。それはたゞに占領地域だけの問題でなく、當然我が國內
の經濟にも政治にも甚大な影響を持つであらう。十一月三日に公表せられた次の聲明は、かうした諸
諸の疑問に答へたものであり、云はゞ新たな時期に轉入したことを裏付けるものでもあつた譯だ。

帝國聲明 今や陛下の御統帥に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢三鎮を攻略して支那の要域を裁定したり。國
民政府はすでに地方の一政權に過ぎず。然れどもなほ同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが壊滅を
見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし。

帝國の要求するところは、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にあり。今次征戰究極の目的またこゝに
存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ政治、經濟、文化など各般にわたり互助連環の關係を樹立するをもつて

根幹とし、東亞における國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。こ
れ實に東亞を安定し世界の進運に寄與するゆゑなり。

帝國が支那に望むところはこの東亞新秩序建設の任務を分擔せんことにあり。帝國は支那國民がよくわが眞意
を理解しつて帝國の協力に應へんことを期待す。固より同政府といへども從來の指導政策を一擲しその人的
構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するにおいては、あへてこれを拒否するものにあらず。

帝國は列國もまた帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中盟國諸國從來の
厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞における新秩序の建設はわが華國の精神に淵源し、これを完成するは現代日本國民に課せられたる
光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行していよゝ國家總力の擴充を計り、萬難を排して斯
業の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。
表現が極めて抽象的であり、我が國の向はねばならぬ新方向をこれから汲み取ることは困難である
が、少くとも次のことは右聲明によつて明かにされたと云へるだらう。即ち(一)列國に對しては支那
に於ける新情勢を認めしめる、換言すれば九ヶ國條約等の舊態は事實上否認する、(二)國民政府は、
これを地方の一政權と認定し、若し蔣介石の下野と抗日容共の政策の改廢が行はる場合、地方の自治
政權として存續を認める。(三)この目的が達せられざる限り、一地方政權にしる國府の増減するまで

關じて手を收めなさい、と云ふことだ。

六五

英米が今後如何なる態度を以て我國に望むかは固より豫言の限りではない。が、聲明の意味する對外政策が以上のやうである限り、簡単に事が收るとは考へられない。既にハル米國々務長官は新聞記者との會談で、九國條約を廢棄する意圖なきを明かにしてをり、英國またバトラー外務次官の下院演説に於て『本問題に關する英國政府の立場は去る十一月四日附の米國々務長官の聲明に明確に示されたところと全く軌を一にする』と答へてゐる。だからと云つて英米との關係が重大化するとは固より考へられぬが、少くも目的貫徹までには長期に亙る既成事實の存在が要求されるであらう。而も第二の點、即ち國府の改組、抗日容共策の廢止に至つては更に困難であり、寧ろ不可能だと見るべきであらう。十月卅一日、蔣介石は抗戰意識の再燃を強調し、重慶での國民參政第五次本會議は、これに承認を與へたと外電は報じてゐる。蔣介石聲明には、衰へんとする士氣を鼓舞する意圖の盛られてゐることは容易に想像されるところであり、西南地方に追ひ込められた國府が今後忍ばねばならぬ困難は甚大だらうが、既に地方政權の烙印を捺された以上、抵抗するほか選ぶべき道がないと考へられるからだ。我が國に残された道は従つてまた、『國民政府が壞滅するまで手を收めない』と云ふ一途あるだけである。奥地への進撃、益々擴大される占領地區の治安維持と經濟復興への着手、これがいま豫想

される武漢陥落後の新情勢にほかならない。

三、負擔の輕減を望む時期でない

(A) 池田藏商相の警戒

事變の見透しが右のやうである以上、經濟體制も亦從來のまゝであり得ない。國民に對する政府の累次に亙る長期戰の覺悟要請にも拘らず、武漢の攻略を以て戰費負擔は一應峠を越し、そこから物資、資金等に加へられた強度の統制に何程かの緩和が行はれるだらうの見界が、一部に傳へられてゐた。併しかやうな見透しは全く淡い希望に過ぎなかつた。政府の聲明がなされたと同じ日の池田藏商相談が先づこれを明白にしたのである。

即ち池田藏商相は『武漢攻略は……重要な一段階を劃するものなること勿論だが、之によつて財政經濟政策の根本に變更があるだらうと考へれる者があるならば、それは甚だしい早計』であり、『從來執つて來た方針を繼續し、更に之を強化徹底致し、その効果を一層擴大しなければならず』財政の側に於ても『今後歳出が相當巨額に達し、従つて公債の發行も尙ほ多額に上ることが豫想せられる』と述べ、結論として『國民としても此の際負擔の輕減を望むべき時期ではない』と強調した。

(B) 一應統制の効果はあつた

そして池田藏商相の言は、決して國民の精神的弛緩を戒めると云つた底のものではなく、我國の財政經濟狀態の現實を如實に知る責任者が、發せざるを得なかつた警告と受けとるべきである。

前輯にも述べた通り、物資總動員計畫に基く全面的な統制強化が、六、七月に互つて斷行せられ、それを以て統制は一應行くところまで行つた感があつた。その後最近まで思ひ出したやうに各種の統制策が實施されてはゐるが、それ等は謂はゞ餘震であり、部分的な修正に過ぎない。八月下旬に於ける毛絲最高價格制の設定、磨鋼配給統制の創設、九月に入つてからの新聞雜誌用紙の節約通牒、磨鐵公定價格制の採用、昭和石炭標準炭價の決定、石炭配給統制規則の公布等々數へ上げれば決して少いものではないが、その名稱を見ても判るやうに、基本的な價格統制及びそれを全からしめる爲めの配給統制に洩れ落ちたものゝ補正か或は修正に止つてゐる。

そしてかうした統制強化の一巡はまた、その目的が或程度達せられたこと、換言すれば此の上統制を更に強化する必要がなかつた結果だとも云へるだらう。事實、二三の指標に於ては、統制の効果は確かに擧つてゐると見られる。例へば統制の一つの眼目とせられた物價に就て見ても、『東洋經濟新報』の東京卸物價指數(昭和六年1100)は六月を最高としてその後漸徐乍ら毎月下つてゐる。即ち六

月末の指數二三七・二は十月末に至つて二二六・四に低下した。比率にすると四%五の下落となる。卸賣物價は、殊に外部に發表せられる價格は統制の力が強く及んでをり、實際にはまだ或程度これより高い暗相場が存在してゐるだらうから、これを以て直に全體の動きと見做してよいか否かは問題であらう。また下つたとは云つても、事變前、即ち昨年六月末の二〇五・四から見るとまだ一〇%も上位にあつて、『事變前の位置に引き下げる』と云ふ政府の目標からは可なり遠い。且つ英米物價が九月頃までは引き續き下つてをり、それが我が物價を何程か下げる力となつてゐたことも考へられる。が、それにしても強度の物資不足の中でかやうな傾向を現はして來たことは何としても價格統制の効果だと言はねばならない。(右に擧げた『東洋經濟新報』の物價指數は前輯までに引用來た同じ物價指數と内容が可なり變つた。現在の情勢に合ふやうに修正が加へられたからである。變更に就ての詳しいことは同誌九月十日號を参照され度い)

貿易に於てもまた安定の様相が窺はれる。詳細な分析は第二節に譲るが、七月まで減少を續けた輸出はその後漸増して十月には二億五千三百萬圓を數へるまでになつた。昨年十月にはまだ及ばぬが、一昨年同月の輸出を完全に凌駕してゐる。他方輸入は相變らず嚴重に抑制されてゐるから、貿易尻はよく、一十月累計の入超は三千百萬圓、朝鮮及び臺灣等の外地を加へるならば只の八百萬圓に減じ

た。而も十一月に入つてからも引續き良好で、一月以降十一月中旬までの累計では、内地は一千二百萬圓の入超に好轉し、外地を合すれば遂に一千九百萬圓の出超を示すと云ふ状態である。季節的に秋は最も輸出の振ふ時節であり、また出超に轉じた根因は大部分輸入の抑制にあるのだから、決して安心される状態にはないが、曲りなりに安定の氣配が認められることだけは間違ひがない。

(c) ストックは減少する

化員

併し乍ら、更に遡つて考へると、輸出入のバランスが採れただけでは、或は一部で期待されてゐるやうに、幸にして年來までに一億圓位の出超を収めることが出来たとしても、それだけではまだ充分と云へないのである。前輯にも一寸述べておいたが、本年は新産金のほかに金資金特別會計に残つてゐた金と、東京海上火災保險會社から提供せられた外貨五千萬圓と、更に日本銀行の正貨準備八億金のうちから爲替基金として割かれた三億圓とを持つて、對外支拂の不足分補填に充當せられて來た。爲替基金三億圓はその全部が今年中に使はれるわけではなく、その半ばは恐らく明年の對外支拂に充てる事が出来るであらう。且此の基金は輸尙商品の原料輸入に充てられ、絶えず循環する豫定である。が、それだけ輸入原料の手當て資金として海外に支拂はれつゝあることに變りはない。つまり、本年の國際收支は相當巨額の金現送又は外貨賣却を以て漸く辻褄の合ふ情勢である。

とすれば、貿易が現状で安定した位では來年の國際收支は適合するか否か疑問となるのである。貿易の狀況は海外景氣の動きに相當左右されるし、海外景氣には稍や明るさが見え初めたから、そこに若干の期待は持てる。また新産金にも多少の増加があらう。イザとなれば日銀金準備にまた手をつけると云ふことも不可能ではあるまい。併しだからと云つて安心の出來る状態でないことは勿論だ。處でかやうな貿易の困難を補ふ方法は、國內の生産を増さしめるか、或は過去のストックを食ふかしかない。がさてそれは何の程度まで可能であらうか。これ等の點を數字的に示す材料は殘念乍ら求

(一) 全國營業倉庫在荷(千圓)

	十二年 六月末	十三年 八月末
棉	一五、四三	五、五五
羊毛	二九、四三	三〇、二七
米	九、八四	七、二六
分蜜	八、六四	五、五七
金屬、金物	五、七二	四、七三
絹	四、三三	五、四四
其他共計	九、五九	七、五九

められないが、先づストックの現状を示すものとして全國營業倉庫在荷高を一瞥すると第一表に見られる通りである。表は事變直前と最近とを比較したもので、季節を稍々異にする點に注意を要するが、それにしても總金額では此の間二一%を激減してゐる。殊に棉花、羊毛等は皆無に近く、金屬金物等も二割強の急減だ。價格の上昇を考慮に入れると、金屬類の在荷減は更に大きいと思はれる。

勿論ストックは單に營業倉庫だけではなく、或は個人の家に、或は事業會社の倉庫にまだ相當積まれてゐるだらう。現に主要會社の本年上半年期決算報告から集計した結果によると、纖維工業以外の部

門では寧ろストック金額の増加が見られる。けれどもこの増加率は著しく鈍つてゐるし、金額の増加であること、而も大會社のみの數字であること等を考慮に置くと、大勢は矢張り營業倉庫の示すとこと大した變りがないと想像してよい。

(D) 生産は何うか

そこで生産の増加が、かうしたストック漸減の現状を何處まで補ひ得るかだが、勿論生産力擴充の効果は或る程度まで認められる。軍需關係品物資の生産數量は伏せられてゐて知る由もないが、『東洋經濟新報』の生産數量指數によつて生産の状況を概括すると、生産財部門（化學工業、窯業、鐵鋼機械業、電氣瓦斯業及び鑛業）の指數は昭和六―八年の月平均を一〇〇として、昨十二年六月は二〇〇であつたものが、本年六月には二二〇となつた。丁度一割の増加である。昨年は六月から十二月までの間に只の二%しか増加しなかつた爲め、生産力擴充と當面の軍事需要の補給とは兩立し得ずとの感があつて前途を憂へられてゐたが、本年初から再び急激に増勢を取り戻したのである。長期戦に對應せんとする諸種の統制策が、次第に時局産業の再編成に成功を收めたことを物語るわけだ。他方消費部門（纖維工業、製紙業、食料工業）の生産は消費制限の進捗で著しく抑へられ。同じ一ヶ年間に一三六から一二四へと約七%の減退を示し、従つて生産、消費兩部門を合せた總生産指數

では一六八から一七二へと僅か二%の増加に止つた。けれども、兎も角緊急産業擴充の意圖は満たされつゝあると云へるだらう。

併し、一ヶ年間に一割程度の生産財の増産で今後間に合ふか何うかは、更に考慮せなければならぬ問題となつて来る。前述の通り一ヶ年一割の増加とは云ふものゝ、それは本年初から六月までの六ヶ年間に齎らされたもので、これを年間増率に直すと二割になるが、かやうな増勢が今後も持続し得るか何うかと先づ疑問であるし、假りに二割の増産が續くとしても、増大する需要に適合出来るか否かも問題になる。前に見た營業倉庫に於ける金屬金物類の在荷減は、主として個人向けストックの喰ひ込みを現はすものであらうが、また一面には生産財部門でも生産が需給に應じ切れぬことを示す材料だとも見られる。今年度中の公債發行豫定額六十五億圓のうち、十月までの發行額が二十七億で、豫定の四割一分に過ぎぬのも、後述のやうに金融部面に於ける困難のほか、生産が需要に應じ得ない一側面を語るものに外ならない。

四、明年度豫算は更に膨脹する

(A) 傳へられる明年度豫算

以上のやうな情勢にあるところへ、恰も今後の物資需要の増大を明示するかの如く、明十四年度の一般會計豫算總額が略々決定した旨新聞紙は報じてゐる。當初傳へられた各省の要求額は新規要求の激増の爲め總計四十五億圓に上る尅大なるものだらうが、大藏省は當初の新規要求額十七億圓を一擧八億五千萬圓に削減し、また各省の標準豫算額廿八億五千萬圓も、一億圓減の廿七億五千萬圓に査定された模様である。がそれにして合計三十六億圓に達する譯だ。

本年度の本豫算は未曾有の數字だと云はれたが、それでも二十八億六千八百萬圓に過ぎず、その後の追加額を含めても三十五億一千五百萬圓であつた。明年度は本豫算だけで右の如く本年度總豫算額を更に一億圓突破することになる。而もこれは大藏省の第一次査定の結果で、今後各省から相當の追加要求が豫想されるし、更に本豫算編成後の追加豫算提出も免れまい。豫算編成に着手した當初、大藏省は追加豫算を含めても本年度並みの卅五億圓に抑へる意向だと云はれたが、これは空宣傳に終つた譯で、本年報が讀者の手に入る頃は右の數字より更に大きい本豫算が確定されてゐるだらう。それに臨時軍事費が何れ位に上るか、これまた樂觀を許さない。前述の通り、戦ひそのものが武漢三鎮陥落によつても終るものでなく、その上占領地區の復興、開發が控へてゐるからだ。

(B) 貯蓄増加の眞の意味

(二) 國民貯蓄の増加内容(大藏省調)

	自十二月上 期末 至十二 月下期末 百萬元		自十二月上 期末 至十二 月下期末 百萬元		自十二月上 期末 至十二 月下期末 百萬元	
	十二 年上 期末	十二 年下 期末	十二 年上 期末	十二 年下 期末	十二 年上 期末	十二 年下 期末
郵便貯金	一五七	二五七	一五七	二五七	一五七	二五七
簡易保險積立金	七	九	七	九	七	九
郵便年金積立金	八	一〇	八	一〇	八	一〇
銀行預金	六〇	一〇五	六〇	一〇五	六〇	一〇五
信用組合貯金	六	一四	六	一四	六	一四
金銭信託	四	四	四	四	四	四
保險會社準備金	一五	一六	一五	一六	一五	一六
無盡會社資金	三	三	三	三	三	三
小計	一八八	三〇二	一八八	三〇二	一八八	三〇二
私人有價證券投資	一、三三三	一、四六〇	一、三三三	一、四六〇	一、三三三	一、四六〇
合計	二、五二一	四、四六二	二、五二一	四、四六二	二、五二一	四、四六二

こゝに物資需要が殖えても減らぬ根因が伏在するが、財政支出の不減乃至増加は、本欄で幾度か指摘した通り、依然として金融部に於ても厄介な問題を醸す危険性を備へてゐる。購買力と物資との釣合ひが益々取れなくなるからだ。尤も國債の賣行きが可なり好いことは前輯にも報じた通りで、その後十月に入つてから大藏省が發表した貯蓄の數字を見ても、このことは大體理解される。即ち第二表がそれで、之によると本年一―八月の新規貯蓄額は二十八億三千萬圓、私人有價證券投資十九億二千萬圓、總計四十七億四千萬圓を數へた。九―十二月もこれまでの月平均通り殖えるならば、今年中の貯蓄額は七十一億二千萬圓となる。八十億圓の目標には尙ほ及ば

ぬにしても、貯蓄運動の起されたのが本年四月以降であることを考へると、かなりの成功と云はねばならぬ。

けれども此の結果には實の處、相當の條件を付けなければならぬ。先づ第二表備考の如く、此の數字は重複勘定を除いて純増加を示すに注意を拂つてゐるが、而も尙ほ過大に見積られてゐる。第一に有價證券投資のうちには親會社からその子會社に投資される資金が二重に計算されてゐる。第二には、專業會社が新規擴張難や原料入手難等の關係から、社債又は株式を以て拂込まれた資金のうち相當部分を銀行預金とする傾向が最近特に強いが、これ等の資金もまた二重に計算されてゐる譯だ。それだけ貯蓄額は多く見積られたことになる。

此等よりも更に重要な點は、本年に入つての貯蓄激増が何によつて齎されたかである。根本原因は事變費の撒布増にあること勿論だが、それ許りでなく、昨年暮に採られた日銀の公債背負ひ込み（インフレーション）が一つの誘因となつたこと、またストックの喰ひ込みが與つて力あつたことの二點を見逃してはならない。前者に就ては曾て本欄で明かにしたが、ストックの場合に就て考へると、專業會社は手持原料の喰ひ込みで經營を持続し、新たに原料手當を極減する結果は、販賣收入の運轉に餘剰を生じ、従つてそれを銀行預金、有價證券投資等に向けねばならなくなる。個人の場合に於ても、ストック（必ずしも新規買入れの手持許りでなく、古物の修理使用もこれに入る）の喰ひ延ばしによつて得た剩餘はこれを預貯金にしつゝあること云ふまでもない。それが貯蓄獎勵の眼目でもある譯だ。

それが貯蓄を所得の増加以上に増さしめる作用をなし、第二表の如き結果を生み出したのである。

ところで、云ふ迄もなくかやうな喰ひ込みはさう長く續く筈はない。從來二年使つたものを三年に延ばし、或は高價なものを安價なものに代へることは勿論あらうが、必需品は或る時期には代替されねばならず、勢ひ節約から來る貯蓄増は勢が鈍らざるを得ない。個人の場合にはそれは恐らく急には現はれぬであらうが、專業會社に於ては可なり早く來るのではないかと考へられる。

十月十一日、大藏省は貯蓄獎勵の再強化を決議し、本年末の賞與、臨時手當につき特に高率貯蓄を行ふ等の方策を樹てたのは、以上の金融部面に於ける實情を知ることによつて、理解されるであらう。

五、總動員法の全面的發動

『武漢陥落後と雖も、決して負擔の輕減を望んではならない』と云ふ池田藏商相の談話が、何を根據とするものであるかは、大體以上で明かにされたと思ふ。そして現實は、依然として全面的な統制強化の過程を辿つてゐる。例へば從來單に計畫に止つた農業生産に關しても、愈々統制の手が加へられることに決定した。農産物を四つの群に大別し、第一種の主要食料及び軍需農産物と第二種の輸出農産物とは極力これが増産、確保を計る一方、第三及び第四種のものに對しては禁止、縮少乃至は少く

とも現状維持に止めると云ふのである。そして差し當り本年度の生産計畫には百七十萬圓の豫備金を支出し、更に明年度にはこれが徹底を期して、千二百萬圓の豫算を要求したと云はれる。

併し長期戦體制の樹立はこれだけに止らない。法案審議の際に、今次事變には適用する意向がないとさへ云はれた國家總動員法の重要條項が、愈々本格的に發動されることに決したのである。先づ十月三十一日の國家總動員審議會は、同法第二十二條に基く「學校及養成所に於ける技能者養成に關する勅令」と「工場、事業場に於ける技能者の養成に關する勅令」及び同法第十六條による「事業設備の新設、擴張又は改良に關する勅令」の三つを發令するに一決した。生産力擴充に際して重大な支障をなしてゐるものは、特殊技能を持つ職工又は技師の缺乏と、設備の不足とであること云ふまでもないが、右の最初の二勅令は先づ前者の目的を達成せしめる爲め、學校に對しては學科の新設、學生の増加を命じ、又工場等に對しては技能者養成の義務を負はしめる譯だ。第三の勅令は後者の目的、即ち緊急設備の新設、擴張、改良を強制する意圖を持ち、特定の事業に對してこれが實施の義務を負はしめるのである。

生産力培養に必要なのは、併し技術者と設備のみに限らず、ヨリ廣汎な人的資源に俟たねばならぬこと云ふまでもない。生産増加を徹底せしめるには當然こゝまで進まねばならぬが、右三勅令の發動

に續いて、政府も亦此等の對策を考究中の模様で、總動員法第廿一條及び第六條に基く勅令の公布が近く同法審議會に上程されるであらうと噂されてゐる。即ち第二十一條に基いて全國の雇傭者又は使用者の職業能力を申告せしめ、或は検査してその配置を明かにし、更に一步を進めて此等従業者の使用、雇入若し解雇又は賃金其他の勞働條件を命令を以て規定しようとするのである。第六條が發動せられると、當然勞働爭議の防止が考慮されねばならず、従つて第七條の發動がまた豫想される。現にこれも政府當局の日程に上つてゐる。

而も此の傾向は更に發展して止るところを知らず、重要な第十一條の發動にまで進みつゝあることが明かにされた。會社の設立、資本金變更、合併等は勿論、利益處分の如き經理方面にまで國家の命令を及ぼさうと云ふのである。此の主張は、勞働條件を前述のやうに第六條によつて制限し、就中賃銀の上昇をまで抑制しようとする以上、雇主たる會社の利益配當にも制限を加へるのが當然だと云ふ點に根據を置いてゐる。

此の問題は十一月十八日の大藏省當局談を以て政府の意圖が明かになり、株式市場及び一般財界も落着きを取り戻したが、一時は株式相場の暴落を惹起し、また此の問題に關聯して池田藏商相は辭職するのではないかと云ふ豫想さへも傳へられた。それには配當制限に關し具體的に如何なる規定が行

勢を以て現はれざるを得ない。以下貿易の實績から始めて、貿易上の諸問題を取り上げよう。

一、第三四半期貿易回復の内容

(A) 圓ブロックを除けば入超

七月中旬出超に轉じた内地對外貿易は、以後八旬に互り出超を續け、結局第三四半期の累計では八千二百萬圓の出超となつた。昨年は九月中旬から出超に轉じたのだから本年は約二ヶ月早かつた。輸出入金額に就て見ると、第三四半期は輸出六億七千八百萬圓、輸入五億九千六百萬圓で、輸入は第二

(二) 四半期別貿易額(百萬圓)

年次	輸出	輸入	入超
去年第四半期	七二	一、〇七	三〇五
同第三四半期	八六	一、二五	三六九
同第二四半期	八四	九二	八
同第一四半期	八三	七三	一〇
去年第二半期	五七	六四	七
同第一半期	三三	七〇	三七
同第三四半期	六六	五八	八
同第二四半期	二五	二五	〇
同第一四半期	二五	二五	〇
同第十月	二五	二五	〇

四半期より更に一億七千四百萬圓、二三%の激減であるが輸出は四千七百萬圓、七%の増加で、貿易尻の好調は、必ずしも強度の輸入抑制だけによつて齎らされたものでないことを示してゐる。輸出貿易の萎縮が大體行きつく所まで行つたといふ感じを與へるのも決して理由のないことではない。實際十月の貿易は案外好調で、十月のみで八千百萬圓の出超を示してをり、益々この感を深くする。また十一

月も中旬までに於て二千七百萬圓の出超となつてゐる。

然し乍ら、右の數字は昨年とそれと比較すると尙ほ頗る貧弱で、回復にはまだといふ状態だ。即ち第三四半期の輸出を前年同期に比較すると一七%八減、輸入は同じく三五%六の減少である。輸入の激減は國內向原料品の制限に基く結果としても、肝腎の輸出も矢張り昨年より可なり減つてゐる。結局一月以降九月迄の累計では輸出十八億七千九百萬圓、輸入十九億九千九百萬圓となり、前年同期に比し、輸出は二〇%一、輸入は三五%二の減少である。

それに右は對滿、對支等の所謂圓ブロック貿易をも合せた結果であるが、これらへの輸出は現在のところ外貨獲得の手段となり得ない(中支に於いては未だ絶對的ではないが)。その反面と

(二) 一—九月圓ブロック内外別貿易状況

金額	輸出		輸入	
	圓ブロック内	圓ブロック外	圓ブロック内	圓ブロック外
一二年	五九	一、七五	二、五三	三、〇七
一三年	八二	一、〇五	一、八九	四、七〇
比率	%	%	%	%
一二年	二四・六	七五・四	一〇〇・〇	八六・六
一三年	四三・三	五六・七	一〇〇・〇	六六・六

輸出は八億一千四百萬圓となつて昨年に比し二億三千五百萬圓(四〇%五)を増加せる反面、圓ブ

第二節 貿易對策の備みは深い

ツク外への輸出は十億六千五百萬圓で、逆に七億八百萬圓(四〇%)の激減である。自然兩者の輸出總額中に占むる割合も變化を生じ、圓ブロック内は昨年の一四%六から本年の四三%三へ増加し、圓ブロック外は同じく七五%四から五六%七へ低下してゐる。輸出總額が減少した上、更に圓ブロック外、即ち第三國輸出がそれ以上に激減したのだから事は益々重大である。

尤も圓ブロック内からの輸入は昨年より二二%三を増加し、圓ブロック外からのそれは四二%六の激減を示してゐる。然し以上の輸出入を差引して見ると、昨年の對圓ブロック外輸出超が二億三千萬圓であつたのに對し今年は一億八千七百萬圓の輸出にふえてゐる。圓ブロック外では昨年同期の入超額九億四千九百萬圓が、今年は一億九千八百萬圓に半減し、全體では七億一千九百萬圓の入超から一億一千一百万圓の入超へ激減してゐる。之を要するに最近の入超減は外貨獲得の點から云へば、その儘に受け取ることには出來ず、我が國は圓ブロックの擴大と共に國際收支尻を惡化せしめてゐるのである。

(B) 纖維品輸出の減少は顯著

貿易内容を各品別に見るに、依然輸出用原材料の輸入減、これによる纖維製品を中心とする輸出品の減少が目される。先づ輸出では綿織物の減少が激しく、第三四半期は前年同期に比し四九%二を減じてゐる(一—九月累計は二九%三の減少)。この減少事情は綿業リンク制の運用と關係するところ

大であるから、後に述べるリンク制の箇所で説明しよう。人絹、人絹織物は同じく大巾に減少してゐるが、これも圓ブロックを除けば實質的減少は更に大である。生絲のみは米國景氣の回復に幸されて減少も一四%に止まつてゐる。輸出増加は食料品と全製品中の機械及同部分品だが、何れも圓ブロック内向が大部分だ。就中機械は滿洲國の經濟建設に充當されるものである。

輸入は輸出以上の激減だ。就中著しいのは纖維製品の原料たる棉花、羊毛、バルブの三品である。尤も第三四半期だけに限つて見れば、羊毛はリンク制の結果からこの期は輸入が多い。が、一—九月累計では棉花五九%四、羊毛七二%四、バルブ五二%六の各減少だ。その他生ゴム、皮革類等軒並みの減少だが、詳しく第三表に就て見られたい。

尙ほ茲に注意すべきは原料品中の其他、原料用製品中の其他及び全製品である。これらの内に昨年八月貿易月表から削除された軍需品關係の品目が押し込められてゐるのだ。即ち原料品中の其他には原油及重油、鑛を含み、原料用製品中の其他には鉄鐵、鋼材、非鐵金屬を、全製品中には鑛油、自動車及同部分品、内燃機關、工作機械を包含してゐるのである。従つて一—九月累計において原料品中の其他は一五%九、原料用製品中の其他は三三%四を減少してゐるもの、これらの其他中の其他の犠牲に於て右の軍需關係品の輸入減は喰ひ止められてゐるものと觀察される。全製品の如きは一一%

類別	(三) 品別				出入	月			
	1938年		1939年			1938年		1939年	
	数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額
輸出									
品別	1938年	1939年	比	同	1938年	1939年	比	同	
食品	85,967	61,901	+ 23,406	+ 27.9%	207,153	164,519	+ 42,634	+ 20.6%	
食料	29,832	33,029	- 4,197	- 13.5%	71,040	101,890	- 30,850	- 43.4%	
原料	117,535	215,221	- 97,686	- 17.5%	464,258	611,500	- 147,242	- 31.7%	
生絲	100,023	116,299	- 16,276	- 14.0%	250,910	302,605	- 51,785	- 20.7%	
織物	8,440	14,598	- 6,058	- 41.8%	25,670	38,841	- 12,671	- 49.4%	
絹織物	6,033	12,221	- 6,188	- 60.5%	13,556	32,966	- 19,410	- 58.9%	
綿織物	576,273	496,868	- 120,095	- 24.2%	1,106,419	1,407,510	- 301,091	- 27.2%	
絹織物	11,796	19,272	- 7,476	- 38.8%	35,684	53,666	- 17,982	- 50.4%	
綿織物	28,637	39,772	- 11,135	- 28.0%	83,115	114,890	- 31,775	- 38.1%	
絹織物	76,653	150,981	- 74,328	- 49.2%	297,210	420,485	- 123,275	- 41.0%	
綿織物	17,759	18,650	- 892	- 4.8%	35,612	38,591	- 2,979	- 8.3%	
メリヤス	12,036	18,767	- 6,731	- 35.9%	29,547	45,525	- 15,978	- 54.1%	
毛織物	40,244	25,841	+ 14,403	+ 55.7%	100,544	82,939	+ 17,605	+ 17.5%	
總計	678,256	824,751	- 146,495	- 17.8%	1,878,839	2,352,527	- 473,688	- 25.2%	
輸入									
品別	1938年	1939年	比	同	1938年	1939年	比	同	
食品	30,177	47,076	- 16,899	- 55.9%	151,542	190,334	- 38,792	- 25.6%	
食料	310,169	421,248	- 111,079	- 35.8%	955,919	1,741,203	- 785,284	- 82.1%	
原料	8,986	20,097	- 11,111	- 53.3%	96,013	92,104	+ 3,909	+ 4.1%	
生絲	5,780	6,123	- 343	- 5.6%	28,745	17,189	+ 11,556	+ 40.2%	
織物	4,166	5,637	- 1,471	- 35.3%	48,432	37,747	+ 10,685	+ 27.7%	
絹織物	108,303	167,739	- 59,436	- 36.6%	323,808	798,454	- 474,646	- 46.1%	
綿織物	30,534	28,541	+ 2,093	+ 7.1%	79,183	286,534	- 207,351	- 26.2%	
メリヤス	20,563	14,830	+ 3,880	+ 22.8%	48,841	44,282	+ 4,559	+ 9.3%	
總計	378,256	478,751	- 100,495	- 26.6%	1,878,839	2,352,527	- 473,688	- 25.2%	

を増加し、軍需品輸入確保の程が窺はれる。

以上は輸出入共金額についてのみ見たが、単價の騰落を考慮する必要がある。一一九月の輸出單價平均では綿布は前年同期に比し一一%九、生絲一五%八の下落、輸入では棉毛二三%二、羊毛二九%生ゴム三四%の下落、バルブ二〇%三、石炭三六%七の騰貴である。然しこれらを考慮に入れても依然輸入制限の強化とそれによる輸出停頓といふ一事は見逃せな。

(c) 第三國輸出は軒並に減少

一一九月の累計輸出を國別に就て見ると、増加してゐるのは圓ブロックに屬する滿洲國(七千六百萬圓、五一%〇)、關東州(一億二百萬圓、三六%五)、中華民國(五千七百萬圓、三八%二)を除けば、第三國では濠洲(四百三十萬圓、九%一)だけに過ぎない。圓ブロック向の増加は滿洲國の建設資材輸入増、綿布の思惑輸出、圓ブロック内輸出制限回避の輸出急ぎ等の諸事情に拍車を驅けられたものだ。

第二節 貿易對策の悩みは深い

(四) 國別輸出入概況

國別	輸出			輸入		
	13年 1-9月	12年 1-9月	比較 同率	13年 1-9月	12年 1-9月	比較 同率
亞細亞洲	1,164,778	1,231,505	- 66,727	754,694	1,096,431	- 341,737
滿洲國	224,859	148,882	+ 75,977	957,231	183,984	+ 73,247
華東	381,110	279,284	+ 101,826	46,188	34,228	+ 11,940
中華民國	208,134	150,751	+ 57,383	123,540	131,155	- 7,615
印度	128,812	209,179	- 80,367	125,733	423,164	- 297,431
英領印度	70,876	165,426	- 94,550	69,027	118,959	- 49,932
海峽植民地	15,278	57,356	- 42,078	38,445	59,654	- 21,209
暹羅	179,454	250,555	- 71,101	300,332	384,537	- 84,205
英領西貢	96,903	118,102	- 21,199	56,002	82,637	- 26,635
佛領西貢	20,115	31,572	- 11,457	142,693	131,007	+ 11,686
北亞米利加洲	22,722	31,862	- 9,140	11,023	21,723	- 10,700
南亞米利加洲	303,861	515,817	- 211,956	739,795	1,058,148	- 318,353
中央亞米利加洲	233,294	500,917	- 267,623	674,247	980,371	- 306,124
墨西哥	19,093	40,487	- 21,394	6,170	16,677	- 10,507
南亞米利加洲	3,541	10,052	- 6,511	3,979	12,764	- 8,785
トルセンチン	46,553	71,409	- 24,856	60,324	123,658	- 63,334
合計	16,054	28,106	- 12,052	16,782	36,346	- 19,564

國別	輸出			輸入		
	13年 1-9月	12年 1-9月	比較 同率	13年 1-9月	12年 1-9月	比較 同率
ウヰグヰ	3,294	6,472	- 3,178	49.1	3,139	33,441
アラブ	7,622	11,870	- 4,248	35.7	37,857	39,225
亞非利加	83,404	169,810	- 76,406	45.0	46,807	190,240
南亞	25,021	37,386	- 12,365	33.0	8,240	87,318
東亞	9,496	24,578	- 15,082	61.4	26,975	65,043
北亞	71,746	72,942	- 1,196	1.6	82,331	196,480
南亞	51,906	47,581	+ 4,325	9.1	68,754	145,007
西亞	10,648	14,448	- 3,800	26.3	9,637	45,317
合計	1,878,889	2,332,527	- 473,638	20.1	1,990,505	3,071,173

滿洲の場合には金額にしても大したものではないが、綿布が増加したことによる。然しこれも特に昨年が悪かつた關係で、一昨年に比較すれば大差ない。

減少した方の大きなものは、北米合衆國の二億七百萬圓(四一%四)、蘭領印度の九千五百萬圓(五七%一)、英領印度の八千萬圓(三八%四)、海峽植民地の四千萬圓(七三%四)等だが、何れも綿布輸出の減退に因由する。印度の減少は特に絹織物其他雜品の軒並み減によるものだ。

輸入の増加したのは滿洲國、關東州、獨逸の三つである。これは圓ブロックの相互連繫と盟邦の重工業品輸入の結果だ。減少は矢張原料供給國において著しい。即ち棉花供給國たる北米合衆國、印度、埃及、南米からの輸入は著減し、羊毛の滿洲、南亞、新西蘭、南米からも激減してゐる。これは當然

晒綿布及び加工綿布の百分率であるが、昨年比し本年の生地輸出の増加、加工綿布の減少が明かに看取され、第三四半期に於ては更に一層其の傾向は強化されてゐる。就中九月に於ては生地輸出が壓倒的な地位を占めるに至つてゐる。現行リンク制が紡績業者を中心とし、これに全権能と全責任を負はせてゐる結果は、原棉獲得の爲に生地として輸出を急ぐことになる。それに元來紡績會社の輸出綿布は生地が多かつたのだから、其の紡績が中心となつてゐる現行のリンク制では此の傾向は尙依然として續くだらう。

第二に注目すべきは輸出單價の激落である。尤も最近に於ける輸出單價の下落は世界的な現象と見られ、例へば、我が綿業の最大競争國英國の場合を見ても、上半期一千碼當り平均單價は二三磅八七であつたものが、此の八月には二三磅一五に下落してゐる。其の下落率は三%だ。然し我國の場合は其の率が非常に高い。上半期輸出綿布一碼當り平均單價は二〇錢一七であつたが、九月のそれは一六錢四七に下つてゐる。其の下落率は實に一割八分五厘だ。而して第六表の如く、生

(七) 品種別輸出綿布單價推移

品別	月次	金額		數量		單價	
		千圓	千圓	千方碼	千方碼	圓	圓
生地	上半期	六、四〇九	四、三〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、四〇九	四、三〇三
	七月	六、九〇二	四、六〇四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、九〇二	四、六〇四
	八月	八、一〇一	五、五五一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、一〇一	五、五五一
晒	上半期	一〇、九六九	八、七〇七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、九六九	八、七〇七
	七月	五、五三一	二、七〇七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、五三一	二、七〇七
	八月	四、七三三	二、九五二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、七三三	二、九五二
加工	上半期	六、〇四八	二、九五二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇四八	二、九五二
	七月	九、九六五	四、七〇七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九、九六五	四、七〇七
	八月	一、一〇二	五、〇〇六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一〇二	五、〇〇六
計	上半期	一、〇九三	四、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇九三	四、五〇〇
	七月	一、一五二	二、五五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一五二	二、五五〇
	八月	一、四〇九	三、一七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇九	三、一七六
計	九月	一、八〇二	三、一七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八〇二	三、一七六

地綿布の下落が最も著しく、次が加工綿布だ。晒は右二者に比較して下落率は少い。

(B) 綿業リンク制の改善對策

右の如く綿業リンクの缺陷は蔽ひ難く、これに對し商工當局、業者共に改善對策を考慮してゐる。現在輸出組合では輸出義務期限を設けて居り、この期限内に賣ることが強制されてゐる爲、海外筋、大手輸出商はこれを見込んで、はじめから指値を低くつけ、出合はぬ時はそのまま引つ込み傍觀する。その内に中小輸出商は義務輸出期限(普通二ヶ月、賃加工三ヶ月)に迫られ、安値で手放さざるを得ないといふ結果となる。この對策として物資調整局では義務輸出期限を撤廢し、綿業リンク制に規定の如く輸出商の手持保有量制限(綿絲一ヶ月分、綿布二ヶ月分)のみにより輸出促進を圖る方針と傳へられる。

次に添加價値の大きい加工綿布の輸出を増加する爲に、加工綿布輸出會社設立案がある。前述の如く原棉獲得の爲回轉を早くする結果生地のみ出るので、加工の回轉を早めようといふのだ。その爲右の會社を設け、紡績が之に原絲又は生地を引渡した時直ちに原棉の輸入を許可し、該會社が中小機業に加工せしめて輸出するといふ仕組みである。之に對し紡績側では一貫作業を阻むものとして反對してゐるが、大紡績の加工は掛いからこの反對も根據深いものではない。

以上は當局の案だが民間側では製品と原綿の換算率を改訂し、現在の如く生地、晒、加工につき一率とすることなく、加工綿布引當の棉花輸入量を生地に比して増加するやう希望してゐる。尙ほ商品別リンク制はその後、ベニヤ板と南洋材、綿人絹交織用人絹絲とバルブ、綿莫大小・綿雜品に含まれた人絹絲とバルブ、ス・フ製品とバルブの間にも適用され、各々自治的運用に委ねられた。

三、綜合リンク制流産の背後に在るもの

個別リンク制に次いで輸出振興策の切札として用意された綜合リンク制の商工省案が十月八日の新聞紙上にはじめて發表されたが、元々綜合リンク案が、商工省貿易局において準備され始めたのは既に昨年中のことであつた。貿易局では個別リンクと並んで綜合リンクの原案を練つてゐたが、比較的實行用意の個別リンクの實現に努力し、面倒な綜合リンクは後廻しにされたのである。

商工省ではこの間も原案作成に努めたが、六月には物資總動員計畫が樹立され、勢ひリンク案も改訂を餘儀なくされた。さうかうする内に輸出は一向伸びず、個別リンクも實施早々とて早急に効果を期待出来ぬといふので、一日も早く綜合リンク制を實現せざるを得ぬ状態に立至つた。かういふ事情から八月には商工省原案が大藏當局に提示されたのである。それに對し大藏省側の反對が傳へられ、

十月七日大藏省から商工省案として右の原案が發表されたが、その要綱は次の如くだ。

△綜合リンク制商工省原案要綱

- 一、物資の輸入は物資を輸出し對外債権を取得するにあらざれば、これを認めざるを建前とし、これが爲物資の輸入を爲さんとするものは、爲替許可申請書に物資を輸出し對外債権を取得したる書面「輸出爲替取組證明書」を添付することを要するものとし、これを添付せざるものは爲替許可をなさないものとする。
- 二、政府は爲替許可申請書に輸出爲替取組證明書を添付せる場合においては、その輸出爲替取組證明書の爲替取組金額の一定割合（豫め三ヶ月間に適用せらるべき率を定めおき、當該三ヶ月間は變更せざるものとする）の金額の爲替許可を遅滞なく爲すものとする。
- 三、物資を輸出しその代金の決済を目的とする輸出手形を爲替銀行に賣却したる場合においては、銀行は當該手形買取りに際しその手形賣却者に對し買取り金額を記載したる輸出爲替取組證明書を交付するものとする。
- 四、輸出爲替取組證明書はその出合を圓滑ならしめる爲、總て日本銀行に依託して譲渡するものとし、（五）の場合に於てのみこれが例外を認むること。
- 五、爲替銀行より輸出爲替取組證明書の交付を受けたるもの左の場合に於いては、地方長官の許可を受け輸出爲替取組證明書の譲り渡しを日本銀行に依託することを要せざることとし、（イ）輸出爲替取組證明書の交付を受けるものが、自ら輸入割當（六を参照）を有し、その割當の範圍内に於て輸出爲替取組證明書を自ら使用する場合（ロ）輸出爲替證明書の交付を受けたものが割當を有するものより輸入の依託または注文を受け、その依託注文範圍内に於いて自ら輸出爲替取組證明書を使用する場合（ハ）輸出爲替取組證明書を受けたものが、當

- 一、プレミアムが輸出コストを高めるといふ反對もあるが、輸出の伸びないのは原料がないのが主因で、原料をへ得られれば輸出コストは一段と引下げられプレミアムによるコスト高を相殺して餘りある。
- 一、物資需給計畫と綜合リンクは摩擦を生じない。兩者を脱み合せての上である。
- 一、綜合リンクと商品別リンクとの間に不均衡は生じない。現在の商品別リンクでは完全に輸入原料は確保されてゐない。之等は綜合リンクで補ふ外ない。
- 一、貿易業者に悪影響を及ぼすと云ふが、原料のないことが現在最も悪影響を與へてゐることである。リンク制が中小業者を壓迫すると言ふのは輸出振興上已むを得ない。
- 一、物價に及ぼす影響に關しても原料が綜合リンクで確保されることにより寧ろ物價を引下げる點を重視すべきだ。
- 一、綜合リンク制の根據を爲管理法に求むるのが困難ならば、輸出入臨時措置法或は國家總動員法に求むるも差支へなし。

一、プレミアムが外國でダンピング視されるか否かは要は率の問題であるし、かうした議論をすること自體が海外にダンピングを印象づけるもので慎まねばならない。

一、輸入原料の内地流入に付て懸念はない。若し業者が一度内地流入をやれば其後は原料を永久に獲得出来ないうこととなり、その業者の生命を斷つものである。

商工省、大藏省間の意見對立は以上の如く新聞紙上に傳へられたが、然し大藏省の反對の眞の理由は他にあつたものと見られる。が、これに觸れる前に綜合リンク制案に基き貿易の構成を窺はう。

案の要綱によると、本制度の對象となる輸出は關東州、滿洲國及び支那向輸出品、商品リンク制適

(八) 輸出入額の構成(百萬圓)

輸出	總額	關滿支	其他
生絲	400	—	400
商品別リンク制適用商品	700	200	500
綜合リンク制適用商品	1,200	300	900
合計	2,300	1,000	1,300

輸入	總額	關滿支	其他
軍需品及特別輸入品	1,000	100	900
商品別リンク制適用商品	500	100	400
綜合リンク制適用商品	300	100	200
合計	1,800	300	1,500

用商品、生絲を除く商品である。詰り輸出は先づ圓ブロック向と其他向に二大別され、後者は更に商品別リンク制適用商品、生絲、綜合リンク制適用商品の三つに分類される。後述の如く、輸入も之に見合ふ如く分れるが、これにより貿易の構成が劇然とし、計畫化が圖られるわけだ。筆者が、この輸出構成を本年の實績に基いて大體の所を推計して見ると第八表の如くなる。即ち内地輸出貨易總額を二十五億圓とすれば、綜合リンク制適用商品は約六億圓といふことになる。

輸入は同じく關東州、滿洲國、支那よりの輸入品、商品別リンク制適用輸入品、軍需品及び公益上特別の事由により輸入すべき物品を除く商品を綜合リンク制の對象とする。輸入總額二十四億圓、圓ブロックよりの輸入を四億圓とすれば、純輸入は二十億圓となり、この内綜合リンク制を適用されるものは、輸出の八割として約五億圓となる。

右の一應の推算に従へば、第三國からの入超は約五億圓となり、これを新産金の現送、貿易外收支受取勘定により支拂はねばならぬ。更に第三國からの軍需品、特別品の輸入が約十一億圓あるから、

これは前述の新産金、貿易外收支受勘定の五億圓、商品別リンク制適用商品の輸出超過一億圓、綜合リンク制適用商品出超一億圓、生絲の輸出四億圓にて賄はれる關係となる。

綜合リンク制が實現すれば、かうした計畫化が行はれるわけで、商工當局はこの計畫の上に、輸出の行はれるに従ひ輸入爲替許可は自動的に確實に行はれるやう希望し、更に輸出振興の意味で輸入權の競賣によるプレミアム發生を企圖したのである。前述の如くプレミアムの問題は兎も角として、爲替許可の自動化については相當問題がある。輸出爲替取組證明書記載の取組金額の一定割合は三ヶ月間は一定と爲すのであるが、この割合如何とその變更が問題なのである。既にその輸入貿易構成に見た如く商品別リンク制により輸入爲替の約五分の一が固定せしめられ、更に綜合リンク制によりその約四分の一が固定する。而も綜合リンク制に基く輸入計畫は全體の國際收支を睨んで決定されるから、自然國際收支の全貌がこれにより或る程度推察されるやうになる。かく爲替資金の手許が容易に判るとなると爲替統制は餘程やり難くなるに違ひない。大藏省の反対も實の所はこの邊にあるのだ。

この様に論争が続けられた擧句の果、十月二十日商工省は綜合リンク制を將來の研究題目として一先づ撤回したが、これは事實上の流産である。そして商工省は代案として特殊リンク制を提出した。此の案は綜合リンク制とは似ても似つかぬものだが、此の問題に就ては次輯に述べよう。

第三節 總動員法の産業界への壓力

廣東及び武漢の陥落といふ劃期的な戦果にも拘はらず、株式市場は沓えんとしない。之は産業界の前途に尙ほ幾多の困難が横はつてゐることを物語つてゐる。第一部に於て基本的な分析を行つたやうに、我が産業界は『重工業化』の道を辿るべく強制されてゐるが、而も其の重工業化は産業界自體にとつても、我が全經濟にとつても決して安易なものではない。即ち長期戦、長期建設の努力は非軍需産業に多大の犠牲を負はしめるばかりでなく、軍需工業に對しても亦或る程度の利潤の制限や、採算を無視した事業規模の擴大を餘儀なくせしめるであらう。これを強制するものが國家總動員法の全面的發動なのである。

一、總動員法の發動と産業界

國家總動員法中最も産業界に關係の深い條項は第六條、第十一條及び第十六條であるが、それらの條項は次の如く、頗る徹底的な統制を産業界に加へ得ることになつてゐる。

第六條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃銀其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

右の如く、廣汎に且つ抽象的に規定されてをり、具體的な適用は一切勅令に委ねてあるから、政府の意志によつてどこ迄も徹底的な統制を産業界に加へ得る。従業者の雇入、解雇、賃銀其他の労働條件から(第六條)、利益金の處分、銀行其他金融機關の資金運用や(第十一條)設備の新設、擴張、改良等(第十六條)事業經營の全部門に互つて政府の意のままにすることが出来るのだ。と言つても、後述する如く政府は産業界に激動を興へるやうな方法は差當りとらない。然し乍ら新様な條項を發動せねばならぬといふ位地に日本經濟が立つてゐること自體が、日本の産業及び産業家の重大な關心事となり得るのである。

さて第六條、第十一條及び第十六條のうち第六條の規定に就ては次節に於て詳しく述べるから此處

では極く簡単に説明するに止めるが、要するに此の規定は、勞働力不足及び賃銀の暴騰によつて軍需産の確立が脅かされないことを主眼とするものだ。従つて産業界としては寧ろ好影響を受けるべき性質のものである。さればこそ、此の第六條を發動させる以上、産業界に對しても第十一條の發動により、配當制限を行つてその犠牲を要求せねばならぬといふ軍部當局の發言を生じたのである。

即ち第十一條發動に關して發せられた陸軍當局の第一聲に於て

『若しそれ某條項を適用せざるによりて總動員法の負擔犠牲を某部門の者が免れるなどといふが如き感じが生ずることあらば、本法制定の根本精神を滅却し、且つ全國民の協力團結を阻害するのであつて、輕々に看過し得ない問題である』(十一月九日佐藤陸軍省情報部長談)

と言はれてゐるのである。

此の第十一條の發動問題は産業界、株式市場の恐怖する所となり、十一月上旬に於ける株式暴落の原因となつたのだが、然し此の問題に關する政府の意圖が發表され、軍當局もそれに同意して、結局直ぐには産業界に大打撃を與へないことが判つた。即ち配當制限に關しては、現在一割以上の配當をしてゐる會社が現行配當以上に増配することを抑制するに止まり、積極的に現行配當を引下げることはない。また金融機關の資金運用に關しても『妥當な方法を目下研究中である』ことが明かにされ

た。政府（大藏）當局及び陸軍當局のこれに関する發表を記録しておかう。

『國家總動員法第十一條適用の問題については、先般來研究中であるが、會社利益金配當に關しては現在、年一割以上の配當をしてゐる會社が、更に増配することは此際適當でないと思へ、原則としてこれを抑制することとする方針の下に、今後關係方面と協議し具體案を作成するつもりである。なほ資金の運用の問題については、生産力擴充のため、資金の調達及び其疏通を圖る上に於て、最も妥當な方法につき目下研究中である。』（十一月十八日、大藏當局談）

『國家總動員法第十一條適用の問題に關する大藏當局談に就ては、當方に於ても同意する次第である。』（十一月十八日、佐藤陸軍省情報部長談）

そこで第十一條に就ては現狀に激變を與へないことになつた。強ひてその影響を擧げるならば、今後増配すべき高利潤會社の増配が不能となつた結果、株主は増配による利益を受け得ないといふことだが、然しそのことは利益金の事業經營内部への蓄積を増加することだから、結局經營上は却つて有利だ。また一割に達しない會社は一割まで増配して差支ないことも言ふ迄もない。

然しこれで配當制限に關する産業界の不安は一掃されたとは言へない。何故ならば、一度此の第十條が發動された上は、今後の時局の進展に伴ひ、必要となれば幾らでも配當制限を強化することが出来る。例へば、一定配當率以上の配當を行つてゐる會社に對しては、その配當率を積極的に引下げ

て、それだけの金額に相當する公債を強制的に買はせるやうなことも出来る。また第十六條による設備の新設、擴張、改良の統制は、軍需産業の或る者に對して利益を無視した新設や擴張を命ずることも出来る。といふ譯だから、差當り大した影響が無いとしても産業界の前途は依然として不安の氣持が去らないのである。

二、軍需工業の増産強行とその利潤

(A) 株式市場は戦勝に酔はない

右のやうな産業界の今後の困難を反映して、十一月に入つてからの株式相場は著しく下落してゐる。

株式市場の動きを『東洋經濟新報』の産業株三十種平均相場で見ると、第一表の如くである。事變發生以來の株式相場は三つの大きな下落期を示したが、十一月に入つてからの下落はその第三段目に當る。即ち昨年七月事變勃發直前の最高は一〇五圓三であつたが、それが九月初の最低八一圓二まで落ちた。之が第一段の下落である。然るにその後行過ぎ訂正氣分と戦勝人氣とで十二月には九八圓近くまで回復した。そして今年二月の末頃まで強保合の狀況が続いたのであるが、三月から第二次の下落期に移り、二月の最高九八圓五から八月の最低七九圓二まで落ちた。此の第二次下落は實に

(一) 産業株平均相場の変動

年	月	産業株三十種平均		重工業株八種平均		一般事業株十二種平均	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低
十二年	六月	103.0	99.5	104.5	99.5	102.2	99.2
	七月	105.2	99.0	107.5	101.1	104.4	99.2
	八月	95.9	85.4	97.6	95.5	95.7	85.6
	九月	93.3	81.2	92.2	85.8	92.2	85.5
	十月	99.9	87.5	93.5	89.6	97.7	86.5
	十一月	97.9	87.3	94.7	91.5	97.9	85.9
	十二月	97.9	87.5	94.5	91.5	97.1	86.6
十三年	一月	96.4	85.6	94.0	89.0	96.2	86.6
	二月	96.5	87.9	101.1	103.6	95.5	85.5
	三月	97.1	85.2	101.0	96.6	95.7	85.4
	四月	96.3	88.8	99.2	93.6	95.0	87.0
	五月	92.0	88.7	96.1	94.8	92.3	86.3
	六月	92.2	88.4	96.7	96.6	92.3	86.3
	七月	93.6	91.6	97.6	94.1	93.2	87.0
	八月	94.4	91.4	97.4	94.1	93.9	87.5
	九月	94.1	88.8	96.8	93.2	93.3	88.3
	十月	98.1	91.8	98.8	96.4	98.1	91.8
	十一月	98.0	91.5	99.4	96.9	98.5	91.8
	十二月	98.0	91.5	99.4	96.9	98.5	91.8

五ヶ月間の長期に亘つたが、下落率に於ても第一次の二三%に對して約二〇%に及んだ。然るに其の後十月末までの三ヶ月は全くの低迷期に過ぎ、而して今や第三次の下落期に入つたと見られるのである。三十種産業株の平均相場は、十一月二日の八〇圓二に對して十二日は七四圓三に下つた。此の七十四圓三は、事變勃發以來の最低であり、事變直前の最高百五圓三に比較すると三七%餘の下落である。

また産業株三十種の内容を重工業八種平均と一般事業株二十二種平均とに分けて見ると、十一月の二日と十二日とを比較して、一般事業株は八〇圓五から七五圓五へ、六%二の下落であつたに對し、重工業株の平均は七九圓四から七

〇圓九へ、一〇%七の暴落である。これは前述した總動員法第十一條問題のショックを意味するが、もう少し長い動きを見ても、重工業株——軍備の充實と生産力擴充を擔當する重工業の株式相場が長期戦下に於て下落してゐることは注目すべきである。

次に述べるやうに事業活動指數や生産指數は重工業關係の生産激増を物語り、また前輯に報告したやうに(本年報第三十三輯九八——一〇三頁)今年上半年期までの事業會社利潤は全體として未だ減少するに至らず、事變の打撃の多い繊維工業でさへも、利益金は漸増してゐた。重工業會社の利益金増加の著しいことは勿論だ。そして今年下半年期に於ても大體その状況は續いてゐる。

然し平和産業、就中繊維工業の如きは、使用原料の制限強化に伴つて、明年以後に一層の困難が豫想されてゐる有様だ。従つて此の種事業の株式相場が下落してゐることは當然である。また重工業會社も、仕事が非常に忙しく、生産設備の擴張を大いに必要とすることが、却つて益々其の事業を悲觀せしめる原因となる。といふのは、此の場合の生産設備擴張は、最早企業者の算盤に従つて有利なるが故に之を行ふのではなくして寧ろ算盤を度外視した國家的要求に基いて行はれるものであるからだ。

(B) 生産指數から見た軍需の増産

軍需工業方面の仕事が依然として如何に忙しいかは、事業活動指數及生産數量指數から推察すること

とが出来るが、毎々注意する如く、これらの指數を見るに當つて、事變後間もなく、時局關係物資の生産高、消費高、供給高等の資料が發表されなくなつたことを注意されたい。

先づ、東洋經濟新報の事業活動指數（ノーマル1100）を見ると、昨年八月は暫定數（鋼材供給高七月以降、原油供給高八月以降の原統計が發表停止となつたため、綜合指數計算に當つて、此等を發表停止直前の數字と變化なしと做して計算す。更に九月以降石炭消費高の原統計發表停止）ながらも一八・八を示し、一昨年以來の事業活動の旺盛なるに拍車を加へたが、これより該指數は下落し、本年三月には一〇六・五と急激なる萎縮を示した。四月より再び上向き五月には一〇九・二と上昇したが、六月より反轉し、未だに低落を續けてゐる。即ち九月の指數は一〇三・八となり、既に十一年秋の位地を更に下廻るに至つた。これを事變勃發直後の最高位地（昨年八月一八・八）に較べると、既に一二%餘の低落になる。併し、事變以來の本指數には、前述せる如く、石炭消費、原油供給、鋼材供給の三項目の動きが除外されてゐる。而も此等は時局柄、最も旺盛な活動を示してゐるものなるから、これらを除いては、最近の事業活動の位地が著しく低く現はされてゐることは云ふまでもない。後に述べる如く、鐵鋼機械類の生産が本年七月には昨年七月に較べて一二%以上の増加を示してゐる事を見ても明かだ、極く大雜把に云つて、本指數の對事變前一二%低下と、前配軍需乃至重工業生

産の一二%増は相殺されて、事變活動の平均位地も、生産指數に於けると同様、大體事變前に等しいと見てよいのではあるまいか。だが本指數によつても、軍需關係外の平和産業の活動が萎縮してゐることは明白に看取される譯だ。

次に生産數量指數（東洋經濟新報調）を見ると、消費財生産の大萎縮により、昨年七月の一七三を最高に、以後低迷を續け昨年十二月には一六四に低落したが、消費財生産の下げ止りと共に一應底に達し、今年三月頃より横這ひ状態にある。

第二表の如く、本年七月の總平均指數は、暫定數で一七四・〇となり、對前月一%三の激増となつた。前月微減の後を承けて以前横這ひを續けてゐる譯である。が、これを事變直前の昨年七月に較べると〇%六の増加となり、從來の最高記録たる一七二・九（昨年七月）を僅かながら上廻るに至つた。事變以來、停滯を續けた生産界も、漸く、事變前の水準を突破し得た譯である。併し、これは一に生産財の増勢に負ふもので、消費財たる繊維工業、製紙業、食料品工業ともに事變前の水準には遙に遠い。一方、生産財にあつては、窯業、化學工業を除いて、いづれも事變前の水準を抜いてゐる。就中、鐵鋼機械業の二九五・二と云ふ高指數は、時局の齎した強行的増産を示すもので、軍需産業と平和産業間の跛行性が瞭りと認められる。

(三) 生産指数(昭和六—八年月)

平均(二〇〇)	季節變動調節	七月	七月	七月
昭和十三年	七月	七月	七月	七月
織維工業	二七八	(一) 一三	(一) 一〇七	(一) 一〇七
製紙工業	一〇九七	(一) 一〇六	(一) 九八	(一) 九八
食料工業	一〇九五	(一) 二〇	(一) 八〇	(一) 八〇
消費財平均	二三四	(一) 二二	(一) 二〇二	(一) 二〇二
化學工業	二八三	(一) 四九	(一) 一〇	(一) 一〇
窯業	一五六	(一) 九四	(一) 二〇	(一) 二〇
鐵鋼機械業	二五二	(一) 〇八	(一) 三三	(一) 三三
電氣瓦斯業	一六四	(一) 〇五	(一) 六九	(一) 六九
鐵	二二八	(一) 二五	(一) 五二	(一) 五二
生産財平均	三三三	(一) 〇八	(一) 八一	(一) 八一
總平均	二四〇	(一) 一五	(一) 〇六	(一) 〇六

また、極く最近の傾向を見ると消費財生産がやゝ立直つて來つゝある様だ。表示の如く、七月の消費財指數は織維工業、製紙業、食料品工業はいづれも前月に比して増加を示してゐる。言ふまでもなく、其後益々強化される統制は特に消費財方面に重層をかけるもので、消費財の積極的増産は望まれぬ情勢にあるが、七月の動きによつて見ると消費財の減退も一應底に達したと見てよいやうだ。此に反し、生産財は化學工業、電氣瓦斯業が案外不振であるが、これを考慮しても猶増勢顯著である。従つて、今後其の平均的地位は増加の傾向にある。

三、産業統制は細目化される

周知の如く、戦時體制下の産業統制の根本方針は、第一に生産の増加、第二に輸入資金確保のための輸出の振興、第三に國內消費の制限にある。そして此等の各目的に向つた諸政策が續行されつゝあるが、本輯に於いては配給統制に主眼を置くこととした。物資の不足に對する積極的な方策たる生産

の増大は、種々な點から一應極點に達した感があり、この對策として統制は、主として原料品の配給統制に主力が向けられつゝあるからである。即ち、生産に對する原料物資の量的な統制と價格統制に、軍需的乃至輸出振興的諸産業再擴張への道が構せられつゝあるのだ。

(A) リンク制の擴大

輸出産業維持の方策として、諸種の商品につき製品の輸出と原料輸入のリンク制——所謂商品別リンク制——を採用したことは前輯に於いて述べた。而して、本年七月末現在に於いてリンク制の實施されてゐたものは棉花、羊毛、人絹バルブ、牛脂、芳香油、ノイル(肩毛)、豚毛及び刷子用原材料、マニラ麻の八種目であつた。が、其後、長期戦體制の一層の強化に照應して、該リンク制の範圍は一段と擴大し、更に綜合リンク制が商工省によつて提案されるに至つた。がそれらの點に就ては前節に詳述したから此處では省略する。

(B) 消費制限と配給統制の強化

前輯に報じた如く、政府は、去る三月中旬、物資總動員計畫を發表すると共に、一般國內需要につき使用制限を強化すべき資源卅二品目を指定し、これに呼應して物價委員會が一般消費調整策を決定、一般物資に就ては國民の自制による消費節約を要望し、輸入物資及軍需物資たる棉花、羊毛、鐵、銅

等の十五品目については法令に基き民需を制限又は禁止する方策を政府に答申し、消費制限の大綱が確立したのであるが、この方針に基いて、六月下旬から七月にかけて、綿製品、羊毛製品、鐵鋼、非鐵金屬、ゴム、皮革等々には使用制限に關する諸規則（商工省令）が輸出入臨時措置法に基いて公布施行された。が、其後に於ても、この物資消費制限を目的とする諸規則が續いて公布施行されてゐる。

石炭配給統制規則實施 商工省は、軍需及び特殊炭（生産力擴充を目的とするもの）の供給確保のため、石炭配給統制規則を制定、九月十九日附で公布、十月一日より施行した。その内容は、（一）配合炭を除く原料炭の販賣は、昭和石炭をして石炭割當證明書を發行させ即ち切符制實施によつて統制し、（二）原料炭の内配合炭は、内地及び移輸入品を問はず、凡て政府の許可制の下に強力統制を加へんとするものである。其後十月五日、商工省及び石炭統制協議會の調査の結果、當初の見込より需給計畫に若干の餘裕を發見したと云ふ理由で、この配給統制規則の一部を緩和し、原料品、官廳用品、軍用品、船舶用品として特殊炭の使用を自由にし、同時に販賣數量一ヶ月當り二百五十噸以下のものは制約を受けぬこととした。

鐵鋼配給統制規則の改正・強化 既に實施中の鐵鋼配給統制規則（六月廿日公布、七月一日施行）が改正され、九月三十日公布、十月一日施行となつた。即ち、從來の統制範圍が擴大され、鉄鐵に於いては、磷の含有量一萬分の三以下のもの（所謂低磷鉄鐵）のみを除いて、從來適用されなかつた再生鉄鐵、木炭鉄等をも含めて全部が、又鋼材に於いては、特殊鋼以外の壓延鋼材は所謂中間鋼も含めて全般的に割當制度が適用されることとなつた。配給統制の一層の強化である。

肥料配給統制計畫の具體化 硫安、石灰窒素、過磷酸、加里鹽等の四主要肥料に就いては從來、臨時肥料配給統制法及び硫安増産及配給統制法に基き、自主的な生産及び配給統制が行はれてゐるが、農林省は更にこれが消費の統制に乗出し、これ等の割當制を實施すると同時に、これ等單肥を原料とする配合肥料、化成肥料に對しても徹底的な配給統制を行ふこととなり、明年一月より割當制及び公定價格制を實施することとなつた。

以上は法規に基く政府の統制であるが、これに併行して、自主的な統制が進行してゐることも見逃してはならない。先づそれは鐵鋼界に於いて見られる。從來鐵鋼の配給機關としては、九種目に分れ鋼材共販組合が存在してゐたのであるが、これを一層強化するため、これ等を網羅せる鋼材販賣會社の設立が決定された。更にまた、右一般鋼材に包含されぬ特殊鋼に於いても特殊鋼配給統制組合の設立を見る筈であり、鋼材の主要原料たる鐵屑に就いても商工省に鐵屑配給統制協議會を設置することとなつた。

(c) 價格統制の進行

消費統制により物資の供給の圓滑を計ると共に、物資の不足から来る物價の騰貴を抑制する意味から、政府は物價統制に一段の強化を加へつゝある。云ふまでもなく原料物資及び肥料等の價格の暴騰は工業及び農業に於ける生産力に大きな關聯をもつものであり、又一般消費物價の抑制も社會政策的に重要な問題であるからである。このため、さきに物品販賣價格取締規則、暴利取締令の改正令が實施されたが、其後、生産力擴充の重要な物的要素たる石炭、鐵鋼、電力等に就て價格の抑制が見られたことは注目に値する。

即ち、九月十二日、商工省の炭價一割方引下げ及び標準炭價公表の指令により、石炭界の自主的販賣統制機關たる昭和石炭では、炭價を九月一日に遡行して一割引下げ、同時に炭質により、從來實施して來た一等、二等、三等品を更に細分して十二級から二十二級品にまで分類し、九州炭、北海道炭、宇部炭、常磐炭の各別に夫々の標準炭價を公表した。

また、鐵鋼界に於いては、先づ故鐵、屑鐵に公定價格が設定され、十一月一日より施行された。この結果、日本鐵屑統制販賣會社が設立され、一應當り二十圓方の大幅低落を示したが、これに刺戟され鋼材界に於いても自主的に値下を斷行することとなつた。即ち、日本鋼材聯合會では十一月八日、

委員總會と開き、十二月賣出の建値を、棒鋼、形鋼、鋼板、線材のベース値段を一應當十圓方、鋼塊、鋼片、スラブ等を各五圓方引下げに決定した。

更に、産業界全般に重大な影響力をもつ電力料金に就ては、十月二十一日、第二回電力審議會に於いて電力料金裁定基準が確立されるに至つた。これによる具體的な料金の決定は未だ不明だが、十一月九日開かれた日本發送電會社第四回設立特別委員會に於いて承認を得た同社事業目論見によれば、初年度料金は現在より平均二、三分程度の引下となる模様である。

以上の外、肥料に對しても、農林省は、前述せる如く、配合、化成肥料に對し、割當制を實施すると同時に明年一月より、これ等に公定價格制を實施する方針を決定した。これにより農村の肥料消費制限に伴ふ價格の昂騰を抑制する建前であるが、一方、一般消費品に對しても物價抑制は進行しつつある。十月二十四日、紡績聯合會に於いて、紡毛式綿絲（コンデンサ絲）に對し自主的に最高標準價格制を採用、即日實施したが、更に十一月十一日、商工省は第十五回中央物價委員會の審議により、燐寸、毛製品、家庭用塊炭に對して最高標準價格を決定するに至つた。これにより毛製品は七分方の引下げ、塊炭は最高五錢から最低二、三錢方の引げとなつた。

四、矛盾を乗り越えて進む統制強化

以上の如く、統制は一段と強化されつゝあるが、これに對し産業界に於いても、多くの矛盾、對立を惹起しつゝある。全般的な、傾向たる生産力の一般的な停滞、軍需産業と平和産業間の跛行性の増大は、依然持續されてゐるが、更に統制の強行、進展につれて、これに照應した矛盾が次々に生起しつゝあるのだ。

(A) リンク制による諸矛盾

輸出産業維持の振興のためにリンク制が採用されたが、その実績は未だにあらはれてゐない。リンク制採用品中輸出の大宗たる綿製品、人絹糸及人絹織物の輸出状態は、前節に述べたやうに依然不振を續けてゐる。貿易上の効果を云々することは未だ尙早であるかも知れぬ。が併し、リンク制の缺陷から、輸出伸長上に障害を及ぼしてゐることも指摘され得る。だがもう一つ、此リンク制の實施から、産業機構に大きな矛盾を生じつゝあることを指摘したい。

それは、リンク制の採用によつて、これを實施された商品に關係ある産業就中、綿業に於ける中小商工業者が大きな打撃を受けつゝあることである。製品輸出によつて原料輸入を緩和されたものは大

企業、大會社で、国内需要を主として來た中小綿織業者は原料綿糸の入手難から殆どその操業不可能な状態に置かれるのである。こゝに中小綿織業者の逃道として、また輸出品の内地流用を阻止する最上の手段として紡績資本の下に織布業者を隷屬させる賃織制度が出来上つたのだが、この對策も決して満足な効果を擧げてゐない。即ち、紡績資本は自己の織布工場の操業度を維持せんがために出來得る限り賣糸を出さぬ状況にあるし、また織布工場を有たない紡績資本だけが賃織を實行してゐるが、其等の紡績が捉へる機業家は大規模のものを選ぶ状況にあるので、小規模の而して大多數の織布業者の困窮は依然救はれて居ない。今、綿工聯調査に基いた十月下旬現在の賃織状況を見るに、紡績資本の賃織は一千三百十八工場、綿工聯加盟工場總數の二割弱を捉へたに過ぎない。またその規模を見ると織機臺數百臺乃至三百臺と云ふ比較的大規模のものが多く、五十臺以下の如き小工場は少い。

かくの如くリンク制採用の結果として中小織物業者の困窮が指摘されるが、この他、現行リンク制のポイントが、原棉獲得の必要上、最も廻轉率の早い綿布を無理出しにする點にある處から、生地綿布の輸出が増加し加工綿布の輸出が減退しつゝある。最近年急激に發展し來つた我綿布輸出は加工綿布の増大であり、これは取りも直さず日本綿製品の高級化を示すものであつたのであるが、リンク制の採用はこの我國綿業の技術的發展を低下せしめつゝある。このことはまた、一面、貿易額に於いて

輸出不振を來すの一斑の原因ともなつてゐることと思はれるし、中小織物業者の質織への收容を不活潑にしてゐる大きな原因ともなつてゐる。

(B) 中小商工業の困窮

以上はリンク制の採用による、主として綿業に於ける矛盾を指摘したのであるが、その他、物資統制の強化に伴つて、國內産業の全般に亘つて中小商工業者の困窮が生起しつゝある。東洋經濟新報の調査によると、大雑把な計算ではあるが、所謂犠牲産業人口は百五十萬に達し、その中失業者約四十一萬人が生ずることとなり(同誌昭和十三年十月十五日號參照)、また現在懊惱を續けつゝある中小工業(商業を含まず)人口は、全工業人口の約八〇%を占めてゐる(同誌昭和十三年十月一日號參照)。これ等に對し、政府は諸々の轉業對策に向ひつゝあるが、未だ見るべき成果を擧げてゐない。しかも政府の對策は主として中小工業者に對して集中され、中小商業者を顧慮してゐない。消費統制、配給統制の強化に伴つて中小商業者の受けつゝある打撃は中小工業者に比して決して少くはない。これ等の窮乏、不満は日に日に増大しつゝある。

が、斯様な多くの矛盾を胎みつゝも、産業界への統制は一層強化されて行き、就中國家總動員法の發動によつて國家の最高方針に従ふことを要求されるのである。

第四節 勞働統制は臣民徵用にまで進む

一、勞働統制強化の必然性

事變が始まつてから、日本の勞働市場はいろ／＼な變化を受けたが、中でも最も大きく吾々の注意を惹いたのは、平和産業に於ける轉・失業者の續出と軍需産業に於ける急激な勞働者の吸収とであつた。しかし結局に於て、平和産業から投げ出される犠牲勞働者は、軍需産業に吸収される新備勞働者に比し遙に少數であつたので、全體としての我が就業勞働者は、日銀の勞働人員總指數が一率的な上昇を示してゐる通り、今日に至るまでずつと増加の一途を辿つて來た。そのため事變前から既に不足を告げつゝあつた我が勞働供給力が、益々窮屈化して行つたのは云ふまでもない(本年報前輯一一四頁參照)。殊にこの窮屈化の傾向は一般勞働者よりも特殊勞働者へ、不熟練工より熟練工へと一層激しく現れてゐる。

厚生省職業部が去る九月卅日、十四年春卒業する曠工關係の學校卒業生(中等學校以上)採用に對

する事業主側の申入れを集計した結果によると、卒業生約一萬二千人に對し、申請工場數三千八十四件、一工場當りの希望人員各二十人乃至三十人、合計約九萬人となつてゐる。つまり供給側に對する需要者側の申込は、ざつと九倍に上ると云ふ有様である。而もこの申込は、内地工場だけなので、外地及び植民地をこれに包含するときは、右の開きは更に大きくなる。これと同じ現象は、勞働者側にも既に早くから現れてゐた。即ち、事變以來軍需工場主の間で激烈な勞働者爭奪戰が演じられ、其の結果勞働者の移動を頻繁にし、賃銀の昂騰を招來した例は尙ほ吾々の記憶に新しいところである。かやうなわけで戰爭遂行の原動力たる軍需産業の確立に大なる不利を齎らんとする叙上の諸障害を除去するため、政府は最近に至り強力なる勞働統制を次から次へと實施せんとするに至つた。今これらのうち既に實現を見たもの及びこれから實行に移されんとするものを以下に概説し、そして現下の勞働統制が果して如何なる段階に來てをるかを見よう。

二、劃時代的段階に到達した勞働統制

(A) 總動員法二勅令の公布

先づ第一に擧げねばならないのは、國家總動員法關係の勞務規制だが、既に勅令が公布施行され、

現實の發動を見たものは、(一) 學校卒業生使用制限令(第六條による)、(二) 醫療關係者職業能力申告令(第二十一條による)の二つである。

學校卒業生使用制限令 此の勅令は總動員法第六條「政府は必要なるとき、從業者の使用、雇入、解雇、賃金等を命令することを得」に基き八月廿四日公布實施されたもので、工曠技術關係の學校卒業生の爭奪を防止し、その配分を國家で規制するのである。即ち本勅令第一及び第二條にある如く、厚生大臣の指定する大學、專門學校、實業學校其の他に之に準すべき各種學校に於て、厚生大臣の指定する學科を修め其の學校を卒業したる者を使用するときは、事業主は卒業者の使用員數に付て厚生大臣の認可を必要とするのだ。而してこの適用の範圍、其の他の内容は次の通りである。

- 一、適用される學校 (一) 大學の工學部及理工學部、旅順工科大学、(二) 工業に關する内外地專門學校、(三) 中等程度の内外地工業學校、(四) 工業學校に準すべき私立學校にして中學校程度を入學資格とし、修業年限を一年以上とするもの(夜間授業のものを除く)
- 二、適用される學科 (一) 大學の機械工學科、船舶工學科、航空學科、造兵學科、電氣工學科、應用化學科、探礦冶金科、火藥學科、燃料學科、(二) 專門學校の機械工學科、造船工學科、航空工學科、電氣工學科、應用化學科、探礦冶金科、燃料學科、(三) 工業學校の造船科、航空科、電氣科、應用化學科、探礦冶金科
- 三、卒業生の履修 履修主は學校の程度及び學科別に卒業生履修數に付き、毎年卒業の年の前年九月末日までに厚生大臣に對し認可申請を必要とする

- 四、卒業生の制當數 政府は事業の種類、緊要度、現在の主要生産品、勞務者及び技術者の現在員數、生産擴張計畫等を査定して決定する。
- 五、罰則 認可申請に當り不正又は虚偽の事實ありと認めたるときは、認可したる數を減少し、又は認可を取消することが出来る。

尙ほ政府が以上の統制を行ふ場合、認可を必要とするものは何處までも使用員數に付てであつて、事業主はこの員數の範圍に於て卒業者を採用し得るので、誰を使用するかは任意である。従つて學校卒業生に何處へ就職せよと強制するものではない。而して認可人員の決定に當つては、別に委員會を設け之に諮問するのである。只陸海軍の作業廳其の他官營事業に使用される技術者、道府縣廳に使用される技術者の採用は、使用員數を報告するだけで、認可の手續は要らないことになつてをり、此の點民間事業會社とはつきり區別されてゐる。

醫療關係者職業能力申告令 本勅令は總動員法第二十一條「政府は國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所により帝國臣民及び帝國臣民を雇備若は使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得」に基き前者同様八月廿四日公布實施されたものである。即ち醫師、齒科醫師、藥劑師及び看護婦をして就業地を管轄する地方長官に、(一) 氏名、(二) 男女の別、(三) 出年の年月日、(四) 本籍、(五) 住所、(六) 兵役關係、(七) 醫籍登

録番號、(八) 診療能力、(九) 學歷及び職歴、(十) 就業の場所、(十一) 就業の態様、(十二) 俸給、給料等を受くる者なるときは其の額、(十三) 健康狀況特に總動員業務の従事に關する支障の有無、(十四) 配偶者の有無及び現に扶養する者の數、(十五) 總動員業務従事に關する希望等を申告させるのだ。申告の時期は、第二回目以降四年目毎に、其の年の八月一日現在により同月十五日までに之を行ふことになつてゐる。そして第一回たる本年は、特に十月十五日現在により同月末までに申告することにされた。本令施行の目的は、前記申告事項(十五)に暗示する如く、今後に於ける總動員體制の確立強化に備へる基礎資料たらしめるためと、更に今日の如き醫療關係者の都市集結の弊を、將來何等かの方法に於て矯正せしめんとする意圖を有つものではないかと思はれる。従つて名稱通りの單なる能力申告が窮極の目的でないことは説明するまでもない。

(B) 技術者養成の義務制

右の二勅令の實施について、國家總動員審議會第二回總會は十月三十一日開催され、(一) 學校及び養成所に於ける技能者の養成に關する勅令案及び(二) 工場事業場に於ける技能者の養成に關する勅令案の二つの要綱を可決した。即ちその大要は次の通りだ。

學校及び養成所の技能者養成 政府は、曩に東京、大阪、名古屋の三ヶ所に國立機械工養成所を設

け、毎年新規に合計一千五十名の養成工の送出しをやることとなつた。又公營乃至民營の養成所にあつても、現在既に約一千名見當の職工を養成してをる。しかし今日の情況では、この位の程度で到底押寄せる職工不足を補ひ得ないので、今回遂に總動員法第二十二條を發動して、技術者の大量補給に邁進することとなつた。決定された本要綱によると、大學、專門學校、實業學校、青年學校その他之に準すべき各種學校又は養成所の管理者若くは設立者に對し、文部大臣は技能者の種類及員數を定め、その養成を命ずることが出來、更に技能者の養成に付き必要ある場合は、學校の新設、學生生徒定員の増加を命じ得るやうになつてゐる。

工場事業場の技能者養成 これも前者同様總動員法第二十二條に基くもので、その内容は大體以下に示す如くである。

- 一、技能者養成の義務を負ふものは、原則として一工場に於て十六歳以上の男子労働者を常時二百人以上使用するもの
- 二、養成すべき技能者の員數は命令を以て定める
- 三、養成工は原則として養成開始の際、年齢十四歳以上十七歳以下の男子にして、高等小學卒業程度以上のもの
- 四、養成期間は三年、特別の場合に限り二年とする
- 五、十六歳未満の養成工の養成時間は、就業時間と合せ原則として一日に十一時間以内とする
- 六、厚生大臣又は地方長官は技能者の養成に關し、官吏をして工場其の他の場所に臨檢し、養成狀況を檢查させる

七、技能者の養成に就ては損失を補償し又は補助金を交付する

尙ほ政府の非公式發表によると、本勅令は十二月中旬に發動實施する方針で、差當りの適用範圍は軍需工場（主として兵器及び機械關係）に止める模様である。

(C) 國民登録制と勞務者爭奪防止令

國民登録令 次に、最も早くから問題にされ而もその勅令（總動員法第廿一條に基く）制定が遅れてをる國民登録制だが、之も愈々十二月中には公布される模様である。厚生省より發表された同要綱によると、(一) 厚生大臣の指定する機械器具、金屬、化學、鑛山、交通、運輸を始め百卅六種の職業に三ヶ月以上従事する十六歳以上五十歳未満の男子労働者、並に鑛工關係學校卒業者を登録する、(二) 登録申告義務者は、健康保險法適用工場（使用人五人以上）では事業主、その他は勞務者自身、(三) 登録事項は本籍、住所、姓名、年齢、従事する職種、技能程度等、(四) 職業紹介所では必要な場合、登録義務者に對し技能検査を行ふ、(五) 職業紹介所は登録カードを作成し、これを保存する、(六) 登録と同時に登録票を労働者に交付することになつてゐる。そしてこの勅令に基き國民登録の義務を負はされる労働者及び技術者は、全國で四、五百萬人に上ると云はれてをる。

國民登録制の實施に伴ふ登録労働者の技能検査に就ては、所謂テスト・テストイングの機關（技能

検査所) 新設が前々から問題になつてゐたが、此の程、それを東京に設置することに決定した。この東京技能検査所は登録労働者に對して行ふべき技術検査の基準決定に關し研究する機關であつて、ここで決められた標準に基いて、各地方職業紹介所で夫々實際の技能検査を行ふことになるのである。之等の國民登録關係に要する費用は、十一月十一日第二豫備金より支出と決定、その額は國民登録費として百萬圓、技能検査所設置費として十萬圓、職業紹介所の擴張費として百廿萬圓、合計二百三十萬(十四年二月まで)を捻出することゝなつた。

軍需工場の交替制實施 これは總動員法に基くものではないが、十二年來やかましく云はれて來、そして本年六月廿三日の閣議では「軍需工業能力増進の爲め交替制採用」の決議が行はれた程で、そのため厚生次官は去る八月十九日各地方長官に對し、大要次の如き通牒を發した。

軍需各工場に於ける交替制の採用に就ては、十二年十月軍需品工場に對する指導方針として指示通達したる處なるが、時局は其後愈々之が實施を必要とするに至つた。

即ち軍需生産力の擴充にも、労働力の保護にも、更に物資動員に依る失業の對策としても、交替制の採用は、重要な施設なるを以て特別の配慮を要する。尙ほ本件は既に陸海軍當局とも打合済なれば、地方駐在の軍監督官とも充分協議の上、その實現に遺憾なきを期せられたい。

而してこの厚生次官が發した通牒の具體的内容は、(一) 交替制の方式は、作業の種類、労働事情を

考慮し最大の生産を擧げ得ること、(二) 一日の就業時間は十二時間以内とすること、(三) 實施可能な場合は三交替制とすること、(四) 交替班の轉換は十日を超へざる期間毎に之を行ひ、其の際成るべく休日と興へること、(五) 交替制による就業時間の短縮の場合に於ける賃金其の他の給付に付ては特に留意すること、等を盛つてゐる。

勞務者爭奪防止令 本勅令は總動員法第六條に基いて發せられるもので、前記國民登録令と共に既に成案を得てをり、近く開催される國家總動員審議會にかけられて、遅くも十二月中に公布實施される見込みである。要綱を示せば次の次りだ。

- 一、厚生大臣の指定する事業主は、國民登録票を所持しない労働者を雇入れることを得ない
- 一、離職して一定期間を経過しない労働者を雇入れる場合は職業紹介所の許可を要する
- 一、事業主は、解雇、解約の時まで労働者の登録票を保管する義務を負ふ

労働者爭奪防止に關しては、民間でも既に自治的に防止協定を結んでゐるものも可成りある。近くは十月十五日の東京朝日新聞が報じた特殊鋼協議會の技術員及び熟練職工の爭奪防止申合せの如きである。しかし民間の場合は、その範囲が限定され、多くは同種事業者間の申合せに止まるので、必然他部門への職工移動は防ぎ難い。この點本勅令が實施されれば、それは全國の登録労働者を對象とす

最低賃銀に關しては、雇傭主は米國內に於ける物品の配給又は配給すべき商品の生産に従事する被傭者に對し、(一)本法實施の日より一年間は一時間二十五仙を下らざる、(二)次の六年間は一時間三十仙を下らざる、(三)七年を経過せる後は一時間四十仙を下らざる割合によつて、賃銀を支拂はねばならない。本法は出來得る限り迅速に、雇傭を減少することなしに四十仙の最低賃銀率に到達せんとする目的の下に、部長が隨時産業委員會を召集すべきことを要求する。この委員會の本務は雇傭主の支拂ひ得べき賃銀の最高率を勸告することである。

最長労働時間は、本法實施の一九三八年十月廿四日より向ふ一年間は週四十四時間、翌年は四十二時間、その後は四十時間と定められてゐる。但し被傭者が正規の率の一倍半を下らざる率に於て賃銀を支拂はれる場合はこの限りでない。季節的産業及び被傭者が團體協約になる承諾の下に作業してゐる等の場合には除外例を設けてある。即ちこの場合の承諾は、一年の労働時間二千時間、或は六ヶ月に一千時間を保證せねばならない。

右が米國公正労働法の大要だが、日本に於ても厚生省労働局では、最近愈々適正なる労働條件の維持を目指して、總動員法第六條による標準労働賃銀の制定及び労働時間の制限を行ふ態度を明らかにした。傳へられる當局案の骨子は次の如くである。

◇標準賃銀の制定

- 一、標準賃銀の制定については物價委員會と同様中央並に地方に賃銀委員會を設置し關係官廳、事業主、従業員、學識經驗者を委員に任命して業種別に標準賃銀を定め、地方では中央の決定を基礎に地方的な特殊事情を加味して決定する。
- 一、標準賃銀の規制を受けるのは軍需工業關係で差當り争奪防止に關する勅令の對象となる業種である。
- 一、標準賃銀は最低賃銀ではないから違反者を直に罰することは出來ないが、示された標準賃銀と相當距離のものについては、委員會の意見を徴して地方長官が適當な處分をなし得る様考慮する、この點は労働局で慎重研究中である。

◇労働時間の制限

- 一、これは去る八月厚生省から地方長官に發せられた交替制實施に關する通牒を法制化するもので一日の労働時間を原則として十二時間に制限する。
- 一、この労働時間の制限を受けるものは機械器具、金屬、化學工業、鑛山等の軍需産業である。
- 一、労働時間の制限による賃銀の實質的低下につき特に留意する。
- 一、交替制に伴ひ労働者の休養、衛生についての適當な施設を考慮させる(東京朝日新聞、十一月十四日)

目下勅令案の作成中で、これが實施に要する費用は既に第二豫備金から支出されることに決つた模様だから、近く成案と共に總動員審議會にかけられ、公布實施されるであらう。たゞ前記に明かな通り、今回の賃銀の規制は最低賃銀の決定でなく標準賃銀の設定だから、前者に比し規制力は著しく弱

いわけである。だが標準賃銀は最低賃銀へ進む一つの段階とも見られるのだから、何れはこゝまで前進することとならう。更に場合によつては最低賃銀と共に最高賃銀の設定も考へられぬわけではない。尙ほ標準賃銀及び労働時間とも、何れも當面軍需産業部門のみに適用される模様であるが、之も將來其の範圍が全面的に擴大されることとならう。

三、遂に臣民徵用條項を發動か

労働に對する國家統制強化の必然性は以上に止まらない。それは曩に述べた醫療關係者申告令にしろ、國民登録令にしろ、これらは皆統制の一つの段階に過ぎないからである。換言すれば申告令及び登録令は、國家目的に従つて將來起り得る技術及び労働力の適正なる配置を行はんとするための準備統制なのだ。従つて事變がなほ長期に亘り、そして現在の労働供給關係が更に一層緊迫化して來るやうなことになるれば、そのときこそ強權統制の最後の切札とも云ふべき總動員法第四條「政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所により帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得」を發動するときであつて、叙上の準備統制が第二段の展開を示すことになるのである。

獨逸に於ては既にこの國民徵用の段階にまで進んでゐる。即ち獨逸政府は曩に國民の職業能力登録

制度（登録カード制）を實施したが、この登録カードに基き四ヶ年計畫全權受任者ゲーリング將軍は國民の徵用を行ふため本年（一九三八年）六月二十二日、「國家政策的に特に價値ある任務に對する労働者の需要充足を目的とする命令」を公布し、七月一日より實施するに至つた。此の命令は、國策的理由によつて其の遂行を猶豫し得ないところの特に重要な任務に對する労働者の需要充足を目的として、凡べての獨逸國民に對して労働を給付する義務又は特定の職業教育を受くる義務を課することを得る旨を規定してゐる。この命令が發動されるに至つた獨逸最近の労働界は、云ふまでもなく失業者が激減し、労働力は漸次不足を告げ、而もこの現象は獨り特定産業のみでなく、全産業の一般的現象にまで變移して來たからで、從來採り來つた労働配置政策を以てしては、到底かゝる労働力の需要を充足することが不可能となつたからだ。

此の凡べての獨逸國民に對する一般的労働給付義務制は、ゲーリング將軍の命令に準據して更に職業紹介局及び失業保險局長の施行規程によつて補足されてゐる。即ちこの施行規程はその適用範圍に關し、先づ第一に獨身者に労働義務を課すること（勿論命令は労働能力ある男女全獨逸國民に適用される）、この義務を履行させるときは従前の場合に比し、義務者を經濟的に悪く待遇してはならないこと及び義務者の労働力を成るべく其の知識、技能に相應する職場に配置させるやうに規定されてゐる。

適用事業は先づ土木建築業、鐵及び金屬工業とされる模様で、勞務者の徵用に際しては國策上特に重要にして其の遂行を猶豫してはならない經營又は官廳からは一人たりとも勞働者を徵用することは出來ないことになつてゐる。勞働義務賦課に関する職業局の仕事は、經營者側の申告によつて開始される。そしてこの申告は、地方職業局に對し申告用紙に記載せられる勞働者を一定の時期に申告者に差向けることを、同時に前の經營指導者が移駐先の經營指導者に委託することを意味するものであるから、申告書には勞働條件が詳細に記載される仕組になつてゐる。

戦時下日本の現状は、まだ獨逸の勞働市場ほど勞働力が不足を告げてゐないであらう。それは列國と異り我が人口の四〇%以上が農業人口であり、これが弾力性ある勞働力供給の源泉をなして來たからである。しかしこの農村までも最近勞働力の不足をかち出した模様である。従つて長期戦今後の推移如何によつては、獨逸同様我が國も國民徵用へと押進まざるを得なくなるのではあるまいか。

四、勞働運動の國家的抑制

勞働規制に對する國家意志は、勞働運動にも強く反映してをる。産業報國聯盟の結成はその最も顯著な現れと云へる。産業報國運動の發端は、本年二月協調會内に設けられた時局對策委員會にある。

即ちこの委員會の第二専門委員會で、勞資協調、勞働力需給調整、勞働保護の實踐的研究を開始したに始まるが、其の後發展して七月三十日、遂に官民双方の意志を盛つた産業報國聯盟の創立となつたのである。勿論これには日本勞働組合議も、勞働總同盟も積極的に参加し、更に後から事業主側を代表する全國産業團體聯合會も之に加つた。かくて急速に誕生を見た産業報國聯盟は、一體如何なる内容を有つものであるか。先づその意圖するところを綱領によつて窺ふと次の通りだ。

- 一、我等産業人は國體の本義に則り、産業の國家的使命を體し、全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ、以て皇運扶翼の使命を完うせむことを期す
- 一、我等産業人は、産業は資本、經營、勤勞三者の有機的に結合せる一體なる事を確信し、事業者は至誠を以て經營指導の任に當り、従業員は忠實に其の職分を盡し、勞資一體、事業一家の實を擧げ、以て産業の健全なる發展を期す

右の如く甚だ抽象的な綱領だが、この方針から出發して聯盟は更に各事業場内に「産業報國會」又は之に準ずる機關を設け、之によつて時局講演會、懇談會の開催、生産能率の増進、共同福利施設の助成等の具體的手段をとるのだ。そして一經營は一報國會を組織し、重役、職員及び勞務者等事業に従事する者全部が其の會員となり、聯盟は各報國會を連絡する機關となるのである。かくて最近までに結成された産業報國會は、警視廳管下で三十二、神奈川縣で十、岡山四十四、千葉一、秋田四、山口

一、愛媛三、長崎一、和歌山一、と云ふ具合で、其の後も著しい勢ひで増加してゐる模様である。

たゞ吾々が故で注意せねばならぬ問題は、この産業報國運動と労働争議の關係である。前掲の報國聯盟綱領にも明白に現れてゐる如く、この運動の重要な一つの精神は勞資間に於ける闘争を可及的に

労働争議發生件數(厚生省調)

昭和十一年	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
一、二七	一、六二	一、四三	一、三三	一、四一	一、三三	一、二七	一、一七	一、一五	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三
一、二二	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三

回避することにあるので、此の限り報國運動の發展は必然労働争議の減少に大いに寄與すべき

管である。ところが、事變後急減の方向に換つた労働争議も、本年に入つてから却て少増の徴候さへ見せてゐる。即ち表示の通りだ。そのせむか昨今國家總動員法第七條「政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所に依り労働争議の豫防若は解決に關し必要な命令を爲し又は閉鎖、作業若は勞務の中止其の他の労働争議に關する行爲の制限若は禁止を爲すことを得」の條項を何時でも發動し得るやう、政府は準備中だと云はれてゐる。一方政府は、産業報國運動そのものに對しても大いなる關心を有つてゐることを忘れてはならない。それは産業報國聯盟の理事に内務省警保局長以下二、三の關係官吏が就任してゐるばかりでなく、聯盟成立後今日までの経緯に徴しても、當局がこの新組織の中に治安維持的效果を大きく狙つてゐることは充分讀みとれるのである。

第五節 食糧自給と農産物の計畫生産

農村に於ける事變の影響は漸く顯著となつた。勞力、畜力の不足や農業用資材の供給難に對しては事變勃發以來、種々の對策が講ぜられたが、生産力の減退は今年の重要農産物實收高並に豫想收穫高にはつきり現はれた。この状態を放任するときは、單に農家經濟の運営を困難にするばかりでなく、國民生活並に軍の行動にも少なからず影響を與へることは必定だ。斯くして、重要農産物の増産及び其れがために生産計畫を樹立することは、緊急を要するまでに差迫つた課題となつた。併し乍ら、生産力減退に伴ふ自然的減收を喰ひ止めるばかりでなく、更に之を増産するとは容易な業ではない。農産物の生産は工業生産と異り、平常の勞力と資材を以てしても、短時日の内になし得られるものでないからだ。ともかく、計畫生産は戦時農村對策の中核をなすだけに、その影響もまた注目すべきである。

一、農業統制の根本方針

第五節 食糧自給と農産物の計畫生産

食糧自給の立場から農産物の生産を確保すべしとの意見は、農林國策の根本方針を樹立するために開かれた六月二日の農林省議に現はれた。右省議に於ては國防、國民生活必需農産物の生産確保に邁進することを決定し、場合に依つては戦争必需品その他従来の輸入農産物に付き、生産の強制割當をも考慮すべきを約した。而して、その結論は七月中旬の全國經濟部長會議に於て示された。それは先づ、生産計畫を一定の目標の下に組織立てたもので、各種農産物を其の重要度に應じて次の四種類に分類した。

- 第一種 (主要食糧及び軍需農産物) 需給推算に依る生産目標を定めて必ず一定の生産を確保する。
- 第二種 (輸出農産物) 輸出増進上その生産を維持増進するため、これを指導奨励する。
- 第三種 生産の現状維持を目標とするも、場合に依り其の減少を已むなしとする。
- 第四種 必要ある場合には生産の縮小乃至禁止を考慮する。

右の中、第一の部類に屬するものとして、米、小麦、大麦は云ふまでもなく、其のほか甘藷、馬鈴薯、玉蜀黍、燕麥、苧麻、亞麻、大麻等が挙げられる。茶種、除蟲菊、茶及び花百合は第二の部類に入れられる。さうすると大體、右に挙げられた以外は残りの二部類に屬するわけだが、さて、これを縮小し、或は禁止するかと云ふことは困難である。然し、兎も角、これを實施するとすれば、高等園

藝農産物 (果樹、蔬菜及び花蒔の一部) は差し當つて減反の憂目を見ることにならう。

だが、當面の問題としては、第一種乃至第二種に屬するもので、直ちに増産を要するものに對して如何なる方法を探るべきかである。政府の方針に依れば、先づ、これ等農産物の生産數量を定めて、府縣別に割當てんとするものだ。これがために千二百萬圓を明年度豫算に計上して、生産計畫化並に農具、肥料、其他生産資材の配給を統制せしめることになつた。が、現下の急に應ずるため、先づ本年度中に第二豫備金等を以て百七十萬圓を支出し、經濟更生委員會を改組して、中央並に地方に生産計畫委員會を設置する。同時にまた一元統制の元締として、本省に總務及び物資調整の二部を設けることになつた。

また、計畫生産を容易ならしめる爲の施設として明年度の新規事業に挙げられてゐるものは、生産、販賣の指導奨励及び幹旋に關する諸施設、耕地開發及び肥料の配給割當を始め、農業機械の共同利用促進助成、集團的勞力移動の調整、米穀配給機構の改革、農業團體の統制などが準備されてゐる。

殊に、耕地開發と肥料の配給割當に對しては積極的態度を示し、生産計畫と不可分の關聯を持たした。耕地開發は全國適地二萬町歩の開墾を始めとして、潰地復舊及び自作農創設のための開墾をする外、二毛作奨励並に濕田利用増進のための暗渠排水、濕田排水二萬五千町歩と云ふ尤大な計畫である。

次に重要化學肥料の割當に付ては、原料の輸入制限に依つて明年度に於ける需給關係は更に窮屈となることを免がれない情勢にあるので、農林省では來年度豫算に九十六萬五千圓の新規要求を盛つて、中央及び地方に配給統制に関する委員會を設け、配給組織の整備を行ふことになつた。而して割當方法は、硫安は日本硫安會社、加里鹽は大日本加里會社、過燐酸は近く設立を見んとする販賣會社を配給統制機關として、全購聯及び特約店を通じて府縣別に割當てる意向である。割當基準は道府縣の申請を基調として、過去の實績と將來の生産計畫の二つに置かれる。

二、割當農産物の増産目標

(A) 選ばれた十一種農産物

明年から直ちに増産に取りかゝる農産物の種類は十一を數へられる。即ち、米、小麥、大麥、燕麥、玉蜀黍、麻、甘藷、馬鈴薯、茶種、葉煙草並に製茶である。そのうち、米、小麥は國民の主要食糧品であると共に、直接軍需食糧品として重要なこと云ふまでもなく、大麥、燕麥、玉蜀黍は馬糧として、麻は纖維原料、茶種は油燻原料、甘藷、馬鈴薯は特に無水アルコール原料として、共に軍用並に工業原料資源の不足を満たさんとするものである。右のうち、小麥、玉蜀黍、麻、葉煙草は多額の輸入に依

存してゐるから、その増産は國際收支の改善にも役立つわけだ。また、茶と茶種は輸出品としてその増進を目論まれてゐる。殊に綠茶の昨十二年に於ける輸出額は千七百萬圓に達し、紅茶も五百七十五萬圓を數へる。葉煙草の國內産額は年約六十萬疋、今年の總價額四千六百八十萬圓に上つたが、尙ほその輸入超過額は、非常に少くなつた昨年に於て二百四十萬圓を數へた。

扱て、これ等農産物の増産目標であるが、未だ其の詳細を明かに出来ない状態にあるので、主要なるものにつて大體の目安を挙げると、明年度に於て米約三百萬石、小麥五十萬石、大麥五十萬石の増産を圖り、茶種は作付面積二萬町歩を擴張する。麻は五ヶ年計畫で二萬五千町歩、年々五千町歩擴張、玉蜀黍は八十萬石増産を目標とした。甘藷と馬鈴薯はアルコール混用計畫に基いて、昭和十九年度當りまでに甘藷五億貫、馬鈴薯二億四千萬貫を増殖することになつた。

米の増産施設助成に關しては特に一項を設けて、明年度豫算に三百萬圓を計上し、栽培法の改善、螟蟲誘蛾燈施設助成、稻熱病防除等の經費を見積つた。小麥は日滿支の小麥自給自足を目標として内地小麥増産五ヶ年計畫を樹立し、第一年度五十萬石増産を手始めに、合計三百萬石の増産を昭和十八年度までに完了する計畫である。

(B) 割當生産が農家經濟に與へる影響は大きい

第五節 食糧自給と農産物の計畫生産

(二) 増産目標農作物の作付反別、價額及
 び同割合(昭和十二年度)
 作付反別 同割合 價額 同割合

總	八、二二九	三、七〇八、八〇〇	一〇〇
米	三、三三〇	二、〇二一、八〇〇	一〇〇
麥	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
大豆	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
小麥	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
燕麥	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
食用農作物	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
內 甘藷	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
內 薯蕷	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
馬鈴薯	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
玉蜀黍	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
工業農作物	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
內 茶種	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
內 茶葉	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
麻	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
葉煙草	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
茶	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
綠肥作物	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
蔬菜及花卉	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇
果樹	一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇

(備考) 一、本表は農林省統計表未發表のものにして、大體に於ては、昭和十一年度の統計表に準じて算出せられたるものなり。
 二、但し工業農作物に含まるる甘蔗統計は未詳のため十一年度の甘蔗統計を加算せり。

斯く増産を目標されてゐる十一種の農産物は、夫々農家經濟にとつて重要な支柱であり、従つて、増産に伴ふ生産割當方法の運用如何は、輕視すべからざる甚大な影響を持つ。いま、これら農産物の作付面積並に價額の全農産物のそれに占める割合を検討して見ると、上表の如くである。

右の中、米、小麥の占める割合は壓倒的に大きく、作付反別に於て米三百二十一萬七千町歩、小麥七十二萬五千町歩を合して、總作付反別の四八%五六を占める。次いでは大麥の三十三萬町歩(四%〇六)、甘藷の二十八萬九千町歩(三%五六)、馬鈴薯の二%一一、燕麥の二%五、茶種の一%三八、玉蜀黍の〇%六四、茶の〇%四九、葉煙草の〇%四三、麻の〇%三二と云ふ順だ。それを合すると實に六三%一一になる。更に之を價額にとると、

總價額三十二億七千萬圓のうち、米の二十億七千萬圓(六三%三四)を筆頭に、十一種農産物を併せて八〇%六を占める。

この割合を以てしても、生産割當制の影響に付いて云々する必要がない程であるが、この外にも食糧、軍需及び輸出用として、生産の維持増殖を要するものが多い。即ち、稗麥は食糧として、百合根、豌豆、隱元豆、蜜柑、除蟲菊、薄荷、玉葱、蘭等は輸出乃至輸出用原料として重要なは勿論、其のほか乾燥野菜の素材たる蔬菜、工業原料としての工業用農産物の或るものは何れもこれに劣らぬ重要性を持つてゐる。桑や綠肥作物に付いても同様である。斯く取り擧げて見ると、農産物中ほとんど九割九分までが、減反乃至生産禁止を許さぬ状態にあると云つても大過あるまい。取つて換るものが無ければ、既耕地乃至未開墾地に於て増殖する以外に道はないが、而も、次章に述べる如く、重要農産物の悉くが著るしき減収を見た。

三、米及び小麥需給の前途

(A) 稻作中心主義の成果

十月三十日現在に於ける米の第二回豫想收穫高は六千四百八萬八千九十石と發表された。之を前年

實收高に比すれば三分四厘の減少である。六月の下旬から七月上旬にかけて全国的な水害があり、その後の天候も餘り思はしくなかつたが、兎も角も普通作を見込まれるに到つた。これに依つて、勞力不足の脅威は一掃された。稻作への勞力集中に全力を傾倒したからだ。豐作が二年も續いた後だから需給關係も亦、大して悪い方ではない。が、事變に伴つて消費額は可成り増大してゐるから、樂觀は許されぬ。即ち、今年の端境期持越米は八百四十九萬二千石と、前年より九十八萬石の増加を示したが、これを基礎にして本年度に於ける過去一年間の消費實績を算出すると、前年同期に比し九十萬六千石を増加した。即ち、本年度の消費總額は表示の如く約八千萬石となり、未曾有の記録を示した。これは米穀の應急措置法に基く軍需米の買上と内地消費の自然増加のためだ。

(二) 米穀の需給實績並に推算(單位千石)

年度	前年度より の持越額	生産額	輸移入 額	供給總 額	輸移出 の繰越額	消費額
昭和八年	八、九七〇	七、八〇〇	三、七六六	一五、〇三六	九、〇〇八	七、七五二
九	九、〇〇〇	七、八〇〇	三、七六六	一五、〇三六	九、〇〇八	七、七五二
十	一六、四三三	一五、〇〇〇	二、〇〇八	三二、四四一	一六、四三三	一五、〇〇〇
十一	九、九七五	一〇、四九七	一、九七〇	二二、四六二	一〇、四九七	一〇、四九七
十二	八、〇〇〇	一〇、四九七	二、八八〇	二一、三七七	八、〇〇〇	一〇、四九七
十三	七、五三三	一〇、四九七	二、八八〇	二一、三七七	七、五三三	一〇、四九七
十四	八、四三三	一〇、四九七	二、八八〇	二一、三七七	八、四三三	一〇、四九七

(豫想) 十五 八、四三三 一〇、四九七 二、八八〇 二一、三七七 八、四三三 一〇、四九七

(備考) 一、八十二年は米穀摘要に依る。
二、十三年は十一月一日在米高に基く需給實績。
三、十四年度は十一月一日現在の第二回收穫豫想に基く農林省の需給推算

ける過去一年間の消費實績を算出すると、前年同期に比し九十萬六千石を増加した。即ち、本年度の消費總額は表示の如く約八千萬石となり、未曾有の記録を示した。これは米穀の應急措置法に基く軍需米の買上と内地消費の自然増加のためだ。

そして、此の消費激増を補給したのは朝鮮米と臺灣米である。この二つの移入米の増加額は約三百四十八萬石に達し、これに依つて八百五十萬石の繰越米を生ずるに至つたのである。表記の十四年度豫想では千四百五十五萬石と、相當額の輸移入を見込んでゐるにも拘らず、翌年の端境期繰越米は七百三十萬石に留る。

然し一方、外地の産米状況を見ると、朝鮮米は昨年二千六百八十萬石と、前年に比し實に七百三十萬石を増加した。臺灣米も九百廿三萬石と豐作を示し、兩者合して三千六百萬石である。兩地の消費額は大體、生産額の半ばに近い程度であるから、一千五百萬石程度の内地移出に對しても尙ほ餘裕を見せてゐる。尤も、今年の朝鮮米は減收を豫想されてをり、長期的に見ればやはり樂觀は出來ない。

(B) 小麦の需給に不安増大

昭和七年頃までの、内地に於ける小麦の生産高は毎年六百萬石程度であつた。そして、七百萬石から一千萬石に達する内地需要と對滿支小麦粉輸出などに應ずるため四、五百萬石の外麥輸入をなしてゐた。そこで政府は、昭和七年に小麦百斤に付き二圓五十錢の輸入關稅引上を斷行すると共に、三百萬石増殖五ヶ年計畫を遂行した。豫定の如く、最終年度の十二年には、九百九十九萬六千石を生産し、外麥輸入は昭和一五年平均四百五十萬石から、一昨十一年の百七十五萬六千石に減じ、昨年は更

(三) 小麥(小麥粉を含む)の需給(單位千石)

年 度	生産高	輸入高	移入高	輸出高	移出高	超過高	内地消費高
昭和八年	八、〇三三	三、三三三	一、五〇	二、三三三	五、五〇	八、八五六	八、八五六
九	九、四五一	三、三三八	〇	三、〇一一	四、四〇	九、〇五九	九、〇五九
十	九、六六六	二、九〇〇	〇	一、八八八	一、〇二二	九、八四四	九、八四四
十一	八、六六六	一、三三三	〇	〇	〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
十二	九、九六六	〇	〇	〇	〇	九、九六六	九、九六六
十三	八、九六六	〇	〇	〇	〇	八、九六六	八、九六六

(備考) 一、八一十一年度は農林省農務局調査。
 二、十二年度は大蔵省貿易月表に基き記者が換算せるもの、小麥粉の製粉歩止(輸出七九%)(移出入七五%)原料小麥容量百斤を四斗四升として採算。
 三、消費總額は生産高より輸出超過高を差引きたるもの。

の内地消費減に依つて持越高が減少したこと考へられるが、本年の小麥實收高は昨年比し一割二厘の激減を示し九百萬石を割つて了つた。

政府の計畫は十八年度に千三百萬石を擧げる豫定だが、右の事情を綜合すると、再び外麥の輸入にても俟たなければ、今年の需給が著るしく窮屈となることは免れない。七月下旬に開かれた東亞農林協議會では、日滿支プロック強化のため、滿支に於ける外麥の輸入を防遏し、内地麥に換へることに意見の一致を見たが、恐らくこれは非常な困難を伴ふであらう。

四、割當生産、荆棘の道を歩む

(A) 失敗に歸した大麥の増産計畫

割當供出に一番痛手となるのは生産力の減退だ。割當だけの生産が出来なければ、最初の計畫は烏有に歸する。大麥の増産計畫は此の意味に於て失敗したわけだ。

馬糧となる大麥、燕麥並に玉蜀黍の需要は事變に伴つて著しく増大した。そこで、大麥に付ては昨年十一月以來、府縣別割當制を施行し、作付面積の擴張に依る増産と供出數量の規定を行つた。同時に、軍用麥の供出機關には主として全販聯が之に當つた。全販聯の第八年度(昭和十二年十一月一日—十三年十月卅日)の事業成績を見るに、十月十五日迄に於て、麥類の總取扱分量は一千六十四萬五千依に達し、前年同期に比し九二%一を増加した。殊に大麥は二百六十九萬九千依と實に一九〇%三の激増だ。この増加額全部が事變に伴ふものでないとしても、軍用馬糧の需要増大は見逃せない。

斯く需要の急増を見たのに對し近年の大麥産額は一向に殖えなかつた。昨年の実收高は次表に見る如く、六百八十七萬九千石と前年に比し五十二萬五千石を増加したが、本年は再び八分一厘を減少して、近年の最低記録を示した。増産計畫の趣旨に則り、作付面積は昨年に比し八分三厘の二萬七千町

(四) 大麥、玉蜀黍の累年産額並に増産目標

昭和年	大麥 玉蜀黍
六	七、五七六
七	七、五七六
八	六、九七七
九	六、七九六
十	七、二六七
十一	六、三三三
十二	六、八八七
十三	六、三三三

歩を増したが、何しろ一段歩當り收穫高が昨年の二石八升から、一石七斗七升に激減したため、斯く慘澹たる結果を見たのだ。明年度から新に年五十萬石を増産するには、右の結果に鑑みて従來の方針を考へなほす必要があらう。生産計畫に依ると、玉蜀黍は八十萬石増産を目標として居るから、右の表を見ても判る通り、それには、現産額の二倍以上の生産を圖らねばならない。玉蜀黍の昨年に於ける輸入價額は二千六百四十二萬圓に達し累年増加の傾向を辿つてゐる。従つてこの程度の増産は必須の勢と見てよい。

(B) 燃料國策の線に沿ふ甘藷、馬鈴薯の増産

大麥と共に、現在、制當生産を實施してゐるのは甘藷だ。元來、甘藷の生産高は年平均九億貫を超え、價額にして食用農産物の五割近くを占める。然し、そのうち六億貫は農家の食用になる。北海道、東北、北陸、山陰、近畿の諸地方は自給自足の程度だ。他府縣からの移入にまつものも多い。販賣される甘藷の用途は食用、澱粉、焼酎原料などだ。昭和八―十の三ヶ年平均販賣數量を帝國農會で調査した所に依ると、食用四八%五、澱粉三八%五、焼酎原料九%三、その他三%七と云ふ順だ。これを見ても食糧品としての甘藷は相當大きな役割を果してゐる。が、今や新たに、燃料國策の線

に沿つて、もう一つの重要な役割をつとめることになつた。

昨年四月、アルコール專賣法が施行され、代用液體燃料として無水アルコールの製造に乗り出した。次で本年七月、揮發油及アルコール混用法の實施に依つて、航空機用、化學用、醫藥用及び清洗用を除く自動車等の内燃機關に使用するガソリンに對して、無水アルコールの強制混用を命じた。アルコールの原料は糖蜜や木材の纖維素、甜菜、甘蔗など十指に餘るが、無水アルコール工業原料としての甘藷、馬鈴薯の比重は漸次昂まつた。

甘藷は現在、約一億貫を府縣別に割當て、生産と供出を行はしめてゐる。馬鈴薯は明年度から本格的に取りかゝらんとしてゐる。政府の計畫に依ると、昭和十九年度に於けるガソリン混用率二〇%を實現するために、二百二十萬石の無水アルコールを必要とし、うち百六十萬石の製造原料として、前記の甘藷五億貫、馬鈴薯二億四千萬貫の増産を圖ることになつたのだ。現在同製造工場として民間五會社、政府直營五工場を數へるが、最終年度までに直營工場八十を建設し、年産二萬石を各工場に於て擧げる豫定だ。この劃期的な増産計畫は計畫生産の典型をなすと云へよう。従つて、その成否も亦注目すべきである。先づ、その累年産額を次表に依つて見る。

昭和十一年の實績を基準にすると、甘藷を五億貫増産するには、約五割を増し、馬鈴薯を二億四千

(五) 甘藷、馬鈴薯累年産額並に増産目標

昭和年	總額	一段歩	馬鈴薯	一段歩
一	六〇、八六九	二五、九三三	三三、九三六	三三、九三六
二	六二、七三三	二七、八二二	三五、九一一	三五、九一一
三	六四、四六〇	二九、七一一	三四、七四九	三四、七四九
四	六六、一八七	三一、六〇〇	三四、五八七	三三、七〇〇
五	六八、〇〇〇	三三、四六六	三四、五三三	三三、七〇〇
六	六九、八三三	三五、三三三	三四、五〇〇	三三、七〇〇
七	七一、六六六	三七、二〇〇	三四、四六六	三三、七〇〇
八	七三、五〇〇	三九、〇六六	三四、四三三	三三、七〇〇
九	七五、三三三	四〇、九三三	三四、四〇〇	三三、七〇〇
十	七七、一六六	四二、八〇〇	三四、三六六	三三、七〇〇
十一	七九、〇〇〇	四四、六六六	三四、三三三	三三、七〇〇
十二	八〇、八三三	四六、五三三	三四、三〇〇	三三、七〇〇
十三	八二、六六六	四八、四〇〇	三四、二六六	三三、七〇〇
十四	八四、五〇〇	五〇、二六六	三四、二三三	三三、七〇〇
十五	八六、三三三	五二、一三三	三四、二〇〇	三三、七〇〇
十六	八八、一六六	五四、〇〇〇	三四、一六六	三三、七〇〇
十七	九〇、〇〇〇	五五、八六六	三四、一三三	三三、七〇〇
十八	九一、八三三	五七、七三三	三四、一〇〇	三三、七〇〇
十九	九三、六六六	五九、六〇〇	三四、〇六六	三三、七〇〇
二十	九五、五〇〇	六一、四六六	三四、〇三三	三三、七〇〇
二十一	九七、三三三	六三、三三三	三四、〇〇〇	三三、七〇〇
二十二	九九、一六六	六五、二〇〇	三三、九六六	三三、七〇〇
二十三	一〇一、〇〇〇	六七、〇六六	三三、九三三	三三、七〇〇
二十四	一〇二、八三三	六八、九三三	三三、九〇〇	三三、七〇〇
二十五	一〇四、六六六	七〇、八〇〇	三三、八六六	三三、七〇〇

(備考) 一、十一年までは農林省統計に依る

二、十二年は實收高、十三年は豫想收獲高
三、十九年は増産目標

(C) 菜種の實收激減す

菜種と苧麻及び亞麻は作付面積、收獲高とも近年非常な増大を示した。次表に見る如く、菜種の作付段別は昭和六年の七萬四千町歩から、約五割を増して昨年は十一萬一千町歩となつた。亞麻もほゞ

菜種と同じ程度の増大を示してゐるが、苧麻に至つては、六年の百五十五町歩から、十二年の二千七

(六) 菜種、麻の累年作付反別

昭和年	菜種	麻
一	一七、五〇〇	一七、五〇〇
二	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
三	一八、五〇〇	一八、五〇〇
四	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇
五	一九、五〇〇	一九、五〇〇
六	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
七	二〇、五〇〇	二〇、五〇〇
八	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
九	二一、五〇〇	二一、五〇〇
十	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
十一	二二、五〇〇	二二、五〇〇
十二	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇
十三	二三、五〇〇	二三、五〇〇
十四	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
十五	二四、五〇〇	二四、五〇〇

(備考) 一、麻の中には大

麻、苧麻、亞麻、黄麻を含む

るが、菜種は前年比、作付段別〇%五の減少に對し、實收高は一二%を減じた。即ち、昨年の段當り收獲高は九石八斗五升であり、今年は八石七斗と一一%二の減收だ。

五、萎縮した農業生産力

今年の減收は軒並みであつたが、戦時動員に依つて人手が足りない爲に最も痛切な影響を蒙つたのは、所謂コツと周到な管理を要する技術的作業である。養蠶を始めとして、果樹栽培に於ける實績並に経過を見ると、その影響がはつきり現はれてゐる。先づ今年の春蠶收繭高に於ては四千八十六萬四千貫となり、前年に比較して一割二厘を減じ、加へて繭安のため總價額は二割九分七厘の七千五百八萬九千圓の減少を見た。收繭高が四千百萬貫を割つたのは、茲々十數年來始めてである。試みに最近五ヶ年平均收繭高と較べても、五百三萬三千貫の減少を示してゐる。また九月一日現在に於ける夏秋蠶豫想掃立數量は六千九百二十萬四千グラムと發表されたが、これは昨年の掃立數量七千七百五十四萬二千グラムに對して一割八厘の減少に當る。絲量を昨年と同様とすれば收繭高に同じ割合の減少を見るわけだ。右掃立數量の前五ヶ年平均に對する減少率は實に一割八分である。尤も近年の傾向として絲價不振から養蠶農家は累年減少してゐるのみならず、今年は冬の冷害乃至雪害や、其の後、風水害に見舞はれたため、桑葉量の減少を齎した故もあるが、中心となる者の手不足や稻作への勞力集中による給桑の不充分などが、その最も大なる原因をなしたことと思はれる。殊に晩秋蠶は空頭病の發生で、前途を憂慮されてゐる。

次に、梨、苹果、蜜柑、柿等四種に付て見ると、その年産額は果實總價額の約七割を占めるが、い

(七) 主要果實豫想收穫高の前年豫想收穫高並に實收高に對する比較増減(△印は減)

果實	豫想收穫高	對前年豫想收穫高	實收高	對前年實收高
梨	三、〇六	△三、三	三、〇六	△三、三
苹果	一、〇六	△一、五	一、〇六	△一、五
蜜柑	三、三三	△三、七	三、三三	△三、七
柿	一、〇三	△一、七	一、〇三	△一、七

(備考) 一、收穫豫想を行つた府縣は夏橙(静岡外五縣)梨(山形外十三縣)蜜柑(神奈川外十府縣)柿(福島外八縣)苹果(北海道外四縣)
二、梨の中には日本梨と西洋梨を含む

ま其の主要産地に於ける本年の豫想收穫高を示すと上表の如くだ。

即ち、これを、前年豫想收穫高に比すれば、梨三%、苹果一五%八、蜜柑二四%五、柿四%七の何れも減少だ。更に前年實收高に對する比較では蜜柑の三〇%七減が最も著しい。蜜柑は果實の大宗であるばかりでなく、重要農産物輸出品に屬するから、大きな打撃だ。

次に、主要産地に於ける豫想收穫高の發表せられた其の他の主要農産物に付て見ると、昨年の豫想に比して、除蟲菊が五%の増加を示した以外は、大豆七%、小豆二三%、薄荷七%、白菜九%と何れも減少した。これを十一年の實收に較べると、除蟲菊、薄荷などの減收が目立つ。除蟲菊は年産八百萬圓の九割四分が輸出され、薄荷また薄荷油、薄荷腦などとして昨年は九百萬圓の輸出を見た。大豆、小豆は大體、滿洲からの輸入に俟つてゐるが、昨年の輸入額は八千四百萬圓に達した。従つて、これら農産物も、増産こそすれ、減産を許されぬものばかりだ。